

入 札 説 明 書

件 名

落合雨水ポンプ場外 10箇所運転管理業務委託

(低入札価格調査対象案件)

仙 台 市

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年仙台市規則第93号。以下「特例規則」という。）、仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 公告日 平成28年12月6日

2 入札担当部局、問合せ先及び契約条項を示す場所

- (1) 所在地：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
- (2) 担当課：仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124
- (3) 調達責任者：仙台市長 奥山 恵美子

3-1 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 落合雨水ポンプ場外10箇所運転管理業務委託 一式
- (2) 案件内容 別添仕様書のとおり
- (3) 履行場所 別添仕様書のとおり
- (4) 履行期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

3-2 低入札価格調査

本入札は、低入札価格調査対象案件である。次の関係要綱及び要領をよく確認すること。（別添参考資料を参照のこと。）

- (1) 業務委託契約に係る低入札価格調査要綱（平成15年10月21日市長決裁）
- (2) 業務委託契約に係る低入札価格調査要綱実施要領（平成15年10月21日財政局長決裁）

4 入札参加者に必要な資格

一般競争入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者で、本市の審査により本入札の入札参加者に必要な資格があると認められた者とする。

- (1) 仙台市における競争入札参加資格（物品）の認定を受けている者であること。
- (2) 施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) 資本金10,000,000円以上であること。
- (8) 以下のア又はイのいずれかの下水道施設における運転管理業務を、平成18年度以降、同一施設で2年以上継続して履行した実績を有する者であること。

ア 汚水中継ポンプ場において、現有ポンプ能力が30m³/分以上の施設

イ 雨水ポンプ場において、現有ポンプ能力が500m³/分以上の施設

(9) 以下のアからオの者を1名以上専任で常駐配置できること（履行場所につき1名以上ではなく、全履行場所に対して1名以上で可。また、同一人物の重複は差支えない）。

ア 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第二種酸素欠乏危険作業主任者）

イ 第二種電気工事士

ウ 乙種第4類危険物取扱者

エ 床上操作式クレーン運転技能講習修了者

オ 玉掛技能講習修了者

(10) 本件の受注者となった場合、特別の事情が無い限り、入札参加申請時に本市から確認を受けた有資格者（上記(9)アからオ）を配置できること。

5 入札参加者に必要な資格の確認等

(1) 本入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加者に必要な資格を有することを証明するため、次に従い、一般競争入札参加申請書及び添付書類（以下「一般競争入札参加申請書等」という。）を提出し、本市から入札参加者に必要な資格の有無について確認を受けなければならない。

4(1)の認定を受けていない者も次に従い一般競争入札参加申請書等を提出することができる。この場合において、4に掲げる事項のうち4(1)以外の事項を満たしているときは、開札の時に4(1)に掲げる事項を満たしていることを条件として入札参加者に必要な資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が本入札に参加するためには、開札の時に4(1)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに一般競争入札参加申請書等を提出しない者及び入札参加者に必要な資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出書類

※下記のうち、③及び⑤については、事前に建設局設備管理センターに提出し、確認を受けたものを提出すること。

① 一般競争入札参加申請書

② 誓約書（要綱 別記様式）

③ 類似運転管理業務の実績調書（処理施設）（別添様式1）

④ 類似運転管理業務の契約書（仕様書も含む）の写し又は業務履行証明書の原本

⑤ 業務責任者に関する調書（別添様式2）

⑥ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第二種酸素欠乏危険作業主任者）技能講習の修了証の写し

⑦ 第二種電気工事士の免状の写し

⑧ 乙種第4類危険物取扱者の免状の写し

⑨ 床上操作式クレーン運転技能講習の修了証の写し

⑩ 玉掛技能講習の修了証の写し

イ 提出期間：平成28年12月6日から平成28年12月20日まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）

ウ 提出場所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124

エ 提出方法：持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

- (2) 一般競争入札参加申請書及び誓約書の様式は本入札説明書に添付していないので、本入札説明書を公開しているホームページの記載に従い入手し、作成すること。
- (3) 入札参加者に必要な資格の確認は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は平成29年1月5日までに通知する。なお、本入札への参加資格があると認められた者に対しては本入札に係る「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付する。
- (4) 上記(3)に示す「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付された者であっても、開札が終了するまでは、入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、辞退届（任意様式）を上記(1)ウの場所に提出すること。

6 競争入札参加資格(物品)の認定を受けていない者の手続き

- (1) 本入札の参加希望者で、平成26・27・28年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けておらず、4(1)に掲げる要件を満たさない者は、次に従い当該資格審査申請を行うことができる。

ア 提出書類：仙台市ホームページで確認すること。

<http://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/download/bunyabetsu/keyaku/shikakutoroku/buppin.html>

イ 提出期間：平成28年12月6日から平成28年12月16日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）

ウ 提出場所：5(1)ウに同じ。

エ 提出方法：持参すること（郵送その他の方法による提出は認めない）。

- (2) 平成26・27・28年度競争入札参加資格(物品)の認否の決定は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は認否の決定後に通知する。

7 仕様書に対する質問

- (1) 本入札の参加希望者で、別添仕様書に対する質問（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、次に従い提出すること。

ア 提出書類：質疑応答書（別添様式。質問事項を記載すること。）

イ 提出期間：5(1)イに同じ。

ウ 提出場所：5(1)ウに同じ。

エ 提出方法：5(1)エに同じ。

- (2) (1)の全ての質問に対する回答は、平成29年1月5日までに、本入札説明書を公開しているホームページ内に掲載する。

8 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時：平成29年1月24日 14時00分

ただし、郵便による入札の受領期限は平成29年1月23日とする。

- (2) 場 所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市財政局財政部契約課入札室

ただし、郵便による入札のあて先は「仙台市財政局財政部契約課物品契約係」とすること（住所は上記に同じ）。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること（電話番号022-214-8124）。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：契約金額の30分の1以上とする。

10 入札及び開札方法等

- (1) 入札書は持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）すること。電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、図面及び契約書案並びに規則及び特例規則を熟知の上、入札をしなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、本入札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (4) 入札室には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び下記(20)の立会い職員以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に**一般競争入札参加資格認定通知書**（5の手続きにより本市から交付を受けたもので、写しによることができる。）及び**身分を確認できるもの**（自動車運転免許証、パスポート、会社発行の写真付身分証等すべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては**入札権限に関する委任状**（別添様式によること。）を提示又は提出しなければならない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することができない。
- (8) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させるものとする。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (9) 入札参加者又はその代理人は、別添様式による入札書を作成し、提出すること。なお、入札書には、次の事項を記載すること。
 - ア 件名（**落合雨水ポンプ場外10箇所運転管理業務委託**）
 - イ 入札金額（**総額（課税業者にあつては消費税及び地方消費税相当額抜き）**）
 - ウ 日付（持参の場合は入札日を、郵送の場合は発送日を記入すること。）
 - エ 宛て先（「**仙台市長**」と記入すること。）
 - オ 入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）
 - カ 入札者氏名及び押印（押印は、外国人にあつては、署名をもって代えることができる。）
- (10) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。
- (11) 持参による入札の場合においては、入札書を封筒に入れ、かつ、その封皮に入札参加者の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）、件名及び入札日を表記し、8(1)に示した日時に、8(2)に示した場所において提出しなければならない。

郵便による入札の場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、入札書を入れて密封した中封筒及び一般競争入札参加資格認定通知書の写しを入れ、8(1)に示した受領期限までに、8(2)に示した場所に到達するよう郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）

しなければならない。なお、この場合、中封筒の封皮には、上記の持参による入札の場合と同様に必要事項を記載しておくこと。

- (12) 入札金額は、一切の諸経費（ただし、仕様書において発注者が負担することとしているものを除く。）を含めて見積もった金額とすること。
- (13) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札等に備えること。
- (15) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること（えんぴつ等の容易に消去可能な筆記用具は使用しないこと）。
- (16) 入札参加者又はその代理人から提出された書類を本市の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (17) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。ただし、入札金額の訂正は認めない。
- (18) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (19) 入札執行主務者は、入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。
- (20) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員を立ち会わせてこれを行う。
- (21) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち予定価格以下の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。ただし、郵便による入札は初度の入札のみ認める。なお、再度の入札を辞退する者は、入札室から退室しなければならない。この場合、辞退届の提出は不要とする。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とし、無効の入札書を提出したものを落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本市より入札参加者に必要な資格がある旨確認された者であっても、開札時点において、4に掲げる資格のないものは、入札参加者に必要な資格のない者に該当する。

- (1) 4に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第4条第1項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 件名又は入札金額の記載のない入札書
- (4) 入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）並びに入札者氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）並びに入札者氏名（代理人の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書

- (6) 件名の記載に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (10) 再度入札において初回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (11) 8 (1)に示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札書

12 落札者の決定方法等

- (1) 本入札は、平成29年度予算の成立を前提とした契約準備行為として行うものであるため、落札決定は平成29年度予算が発効する平成29年4月1日に、次の(2)(3)において決定した落札候補者に対し行うものとする。ただし、当該調達にかかる平成29年度予算が成立しない場合、本入札は無効とする。
- (2) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格以下で最低の価格をもって申込みをした者を落札候補者とする。ただし、落札候補者の決定にあたっては、低入札価格調査制度（3-2に示す関係要綱及び要領に基づく。）を適用し、設定した調査基準価格を下回る入札が行われたときは、落札候補者の決定を保留し、低入札価格調査を実施する。調査の結果、当該最低入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められ、かつ、当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、当該最低価格入札者を落札者候補者としなないものとする。その場合においては、予定価格以下で最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を落札候補者と決定し、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であるときは、同様に調査を行う。調査の結果、次順位価格の入札者を落札候補者と決定しない場合においては、次順位価格から順に低い価格の入札者について同様の手続きを行う。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員にこれに代わってくじを引かせ、落札候補者を決定する。
- (4) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知する。

13 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。また、落札決定後、契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当す

ることとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行なわない。この取扱いにより、落札候補者もしくは落札者に損害が発生しても、本市は賠償する責を負わない。

- (1) 「4 入札参加者に必要な資格」各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書又はその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

14 苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し、政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知りえたときから10日以内に、書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

15 留保条項

- (1) 本入札は、平成29年度予算の成立を前提とした契約準備行為として行うものであるため、落札決定及び契約締結は、平成29年度予算が発効する平成29年4月1日に行うものとする。ただし、当該調達にかかる平成29年度予算が成立しない場合、本入札は無効とする。
- (2) 契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、交付された契約書に記名押印し、本市と契約書の取交わしを行うものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は本市と契約の相手方との双方が契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

17-1 支払いの条件

別添契約書案による。

17-2 消費税及び地方消費税額の取扱い

平成31年10月1日に想定される消費税及び地方消費税の合計税率10%（以下、「新消費税率」という。）への引き上げに伴い、本契約に係る消費税及び地方消費税額の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 契約締結時における契約金額は、入札金額に現行税率8%を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。
- (2) 新消費税率が適用される日以降の区分払額については、後日、税率引き上げ分について変更契約して金額の変更を行う（経過措置、法改正等により税率の引き上げが実施されない場合を除く）。

18 契約条項

別添契約書案、規則及び特例規則による。

19 その他必要な事項

- (1) 入札をした者は、入札後、この入札説明書、契約書案、仕様書、図面、質疑応答書等につい

ての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は落札者が負担するものとする。
- (3) この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することがある。また、この変更又は解除により、受注者が損害を受けた場合であっても、本市はその損害賠償の責めを負わないものとする。

留意事項

入札説明書本文に記載のとおり、一般競争入札参加申請時及び入札時には下記の書類等が必要となります。不備がある場合、失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意ください。なお、一般競争入札参加資格認定通知書の再発行は行いません。

1 一般競争入札参加申請時の提出書類

- 一般競争入札参加申請書
- 誓約書（要綱 別記様式）
- 類似運転管理業務の実績調書（処理施設）（別添様式1。事前に建設局設備管理センターに提出し、確認を受けたものを提出すること。）
- 類似運転管理業務の契約書（仕様書も含む）の写し又は業務履行証明書の原本
- 業務責任者に関する調書（別添様式2。事前に建設局設備管理センターに提出し、確認を受けたものを提出すること。）
- 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第二種酸素欠乏危険作業主任者）技能講習の修了証の写し
- 第二種電気工事士の免状の写し
- 乙種第4類危険物取扱者の免状の写し
- 床上操作式クレーン運転技能講習の修了証の写し
- 玉掛技能講習の修了証の写し

2 入札時の必要書類等（持参の場合）

- 一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）
- 身分を確認できるもの
（免許証・パスポート、会社発行の写真入り身分証明書等。ただし、原本に限る。写真付名刺、健康保険証は不可。）
- 代理人が入札する場合は、委任状（本市様式に限る。）
- 入札書（本市様式に限る。）
- 入札用封筒
- 再度入札等に使用する印

類似運転管理業務の実績調書（処理施設）

会社名： _____

業 務 名		
発 注 者 (下水道管理者名)		
施 設 名 又 は 処 理 場 名		
場 所		
契 約 金 額		
期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
施 設 概 要	現 有 処 理 能 力	
	処 理 方 式	
	排 除 方 式	
	流 入 水 質	
	放 流 水 質	
業 務 内 容	管 理 形 態 (常駐管理または巡回 管理を○で囲むこと)	常駐管理（日勤（：～：），夜勤あり・なし） 巡回管理
	以下の欄に，常駐管理の場合には勤務・人員体制を記入し，巡回管理の場合は，巡回の頻度を記入すること。	

(注1) 入札参加資格を満たしていることがわかるように記入すること。

(注2) 業務内容については，適宜様式を修正して記入すること。

(注3) 複数の実績を示す必要がある場合は，本様式を複写して使うこと。

上記について確認しました。

平成 年 月 日

仙台市建設局下水道事業部設備管理センター

所 長 _____ 印

業務責任者に関する調書

業務責任者氏名	生年月日	昭和・平成	年	月	日
業務責任者住所	県 市 区・町・村 <hr/>				
	連絡先 — — <hr/>				
採用年月日	昭和・平成	年	月	日	
主な業務経歴	年 月 日 ~ 年 月 日 <hr/>				
	年 月 日 ~ 年 月 日 <hr/>				
	年 月 日 ~ 年 月 日 <hr/>				
	年 月 日 ~ 年 月 日 <hr/>				

(注1) 業務責任者は入札説明書4(競争加入者に必要な資格)で示した資格を有する者が兼ねることが出来る。

(注2) 必要がある場合は、本様式を複写して使うこと。

上記について確認しました。

平成 年 月 日

仙台市建設局下水道事業部設備管理センター

所長 _____ 印

入 札 書

件名 _____

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(注：契約希望金額の **108分の100** の金額です。)

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(宛て先)

_____ 様

会社（商店）名 _____

入 札 者 氏 名 _____

印

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

記載例(本人の場合)

入札書



※本店の代表者又は競争入札参加資格審査申請時(登録時)において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合の支店長等が入札を行う場合。

捨印
…捨印の押印にあたっては、右下の印と同じ印を押印すること。

件名 ○○○○○○○○○業務委託

	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額			¥	1	2	3	4	5	0	0	0

(注：契約希望金額の 108分の100 の金額です。)

上記の金額で請負(供給)したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成 2X 年 00 月 00 日

(宛て先)

仙台市長 様

競争入札参加資格審査申請時(登録時)において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

支店長等が入札を行う場合は、支店名も記載すること。

会社(商店)名 ○○○○○株式会社

入札者氏名 代表取締役 ○○ ○○



支店長等が入札を行う場合は、「支店長 ○○ ○○」等とすること。

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

記載例(代理人の場合)

入札書

※本人から委任を受けた者(担当者等)が入札を行う場合。

印

捨印
…捨印の押印にあたっては、右下の印と同じ印を押印すること。

件名 ○○○○○○○○○業務委託

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	1	2	3	4	5	0	0	0

(注：契約希望金額の 108分の100 の金額です。)

上記の金額で請負(供給)したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

平成 2X 年 00 月 00 日

(宛て先)

仙台市長 様

会社(商店)名 ○○○○○株式会社

入札者氏名 ○○ ○○

本人から委任を受けた者(担当者等)の印を使用すること。なお、入札時に提出する委任状の「使用印鑑」欄に押印した印と一致すること。

印

本人から委任を受けた者(担当者等)の氏名を記載すること。

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

印

委任状

平成 年 月 日

(宛て先)

様

住所

委任者

氏名

印

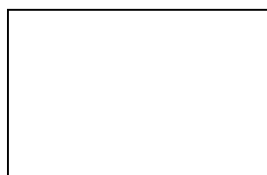
私は を代理人と定め、平成 年 月 日
仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する
一切の権限を委任します。

記

件名

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑



記載例

印

委任状

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(宛て先)

様

住所 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

委任者 株式会社 〇〇〇〇

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

・本店の代表者（競争入札参加資格審査申請時（登録時）において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は支店長等）名で作成し、押印すること。

・印は、競争入札参加資格審査申請時（登録時）において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

私は〇〇〇〇〇〇を代理人と定め、平成〇〇年〇〇月〇〇日

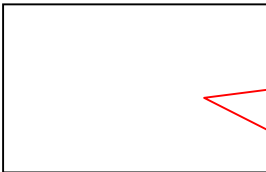
仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

件名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務委託

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑



この委任状で入札に関する委任を受けた者（実際に入札に参加する者）の私印を押印すること。

入札書にはこの印を押印すること。

(案)

契約番号
第 号

業務委託契約書

印紙

1 委託業務名 _____

2 履行期間 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

3 業務委託料

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(うち取引に係る消費税

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

及び地方消費税額)

4 契約保証金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記業務について、仙台市（以下「発注者」という。）と、消費税及び地方消費税に係る

〔課免〕 税業者 _____（以下「受注者」という。）

は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記記載事項及び次の条項により公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

氏名 仙 台 市

代表者 市 長 奥 山 恵 美 子 印

受注者 住所

氏名

印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、又は仕様書に定める契約の目的物(以下「成果物」という。)を完成させ、発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、又は業務の履行について必要があるときは、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 受注者は、この契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

8 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(定義)

第1条の2 この契約書において「遅延損害金約定利率」とは、契約締結日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務履行計画表等の提出)

第2条の2 受注者は、この契約締結後14日以内に仕様書に基づいて業務履行計画表、業務担当者届及び着手届を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務履行計画表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務履行計画表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務履行計画表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付
 - 二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1（仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財政局長が別に定める基準による額）以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1（規則第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財政局長が別に定める基準による額）に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第5条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第6条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- 2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 受注者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- 4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏洩、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。
- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複製してはならない。
- 8 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第7条ただ

し書の規定にかかわらず、発注者の特別の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

9 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

10 受注者は、前項までに違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、業務の処理を他に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部（主たる部分を除く。）について事前に書面で申請し、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁。以下この条において「指名停止要綱」という。）による指名停止（同要綱別表第21号によるものを除く。）の期間中の者に業務の処理を委託し又は請け負わせてはならない。ただし、発注者がやむを得ないと認め、前項ただし書きの規定により承諾した場合はこの限りでない。

3 第1項ただし書きの規定にかかわらず、受注者は、指名停止要綱別表第21号による指名停止の期間中の者又は仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表各号に掲げる要件に該当すると認められる者を、この契約に関連する契約（下請契約、委任契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約で、この契約に関連して締結する契約をいう。次項において同じ。）の相手方とすることができない。

4 発注者は、受注者に対して、この契約に関連する契約の相手方につき、その商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(業務関係者に対する措置請求)

第9条 発注者は、受注者が業務を履行するために使用している者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(履行報告)

第10条 受注者は、仕様書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第11条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない。

3 受注者は、仕様書に定めるところにより、業務の完了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

(業務内容の変更)

第12条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更することができる。この場合にお

いて、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の一時中止)

第 13 条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第 14 条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第 15 条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第 16 条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(業務委託料の変更方法等)

第 17 条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 この契約書の規定により、発注者が費用を負担し、又は損害を賠償する場合の負担額又は賠償額については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

(臨機の措置)

第 18 条 受注者は、業務を行うに当たり、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

(損害)

第 19 条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(検査)

第 20 条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受領したときは、その日から 10 日以内に業務完了の検査又は成果物の検査をしなければならない。

3 受注者は、業務又は成果物が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の再度の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前 2 項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

第 21 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(区分払)

第 22 条 受注者は、発注者が業務の性質上必要があると認めるときは、別記内訳書の区分に応じて業務委託料を請求することができる。

2 前 2 条の規定は、前項の規定による請求の場合に準用する。

(瑕疵担保)

第 23 条 発注者は、成果物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項において受注者が負うべき責任は、第 20 条第 2 項の規定による検査に合格したことをもって免れるものでない。

3 第 1 項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、成果物の引渡しを受けた日から 1 年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は、引渡しを受けた日から 3 年とする。

4 第 1 項の規定は、成果物の瑕疵が仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 24 条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 21 条第 2 項（第 22 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第 25 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき

二 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき

三 前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき

四 第 28 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額（規則第 20 条第 9 号に該当する場合にあっては、仙台市財政局長が別に定める基準による額）を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第 3 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 第 1 項各号に規定するもののほか、発注者は、特定調達に係る苦情の処理手続に関する要綱（平成 7 年 12 月 25 日市長決裁）第 5 条第 2 項の要請を受けた場合において、これに従うときは、特に必要があると認められるものに限り、当該契約を解除することができる。

(談合による解除)

第 26 条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令が確定したとき。
- 二 受注者に対してなされた独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令が確定したとき。
- 三 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑に処せられたとき。

2 前条第 2 項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除等)

第 26 条の 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 受注者の代表役員等（仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁。以下「要綱」という。）別表第 1 号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第 1 号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員（要綱第 2 条第 4 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団関係者（要綱第 2 条第 5 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり、又は県警が認めたとき
 - 二 受注者（その使用人（要綱別表第 2 号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行った行為に関しては、当該使用人を含む。以下この条において同じ。）、受注者の代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等（要綱第 1 条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき
 - 三 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団（要綱第 2 条第 3 号に規定する暴力団をいう。）の維持運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき
 - 四 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき
 - 五 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり、又は県警が認めたとき
 - 六 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者に該当すると認められるとき又は同項各号に掲げる者に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。
 - 七 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が仙台市暴力団排除条例（平成 25 年仙台市条例第 29 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき又は同号に規定する暴力団員等に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。
- 2 受注者が共同企業体である場合、その代表者又は構成員が前項各号のいずれかに該当したときは、同項の規定を適用する。
- 3 前 2 項の規定によりこの契約が解除された場合においては、第 25 条第 2 項の規定を準用する。
- 4 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団等（仙台市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む。以下この項において同じ。）から不当介入（要綱第 2 条第 6 号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは、速やかに所轄の警察署への通報を行い、捜査上必要な協

力を行うとともに、発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等（要綱第7条第2項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

第27条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第25条第1項及び第4項、第26条第1項、前条第1項及び第2項に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約が解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第28条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第12条の規定により仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき

二 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき

2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除の効果）

第29条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第30条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

（損害賠償の予定）

第31条 受注者は、第26条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号に該当する場合において、排除措置命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合には、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払いの請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（賠償金等の徴収）

第32条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払い

の日まで遅延損害金約定利率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴することができる。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき遅延損害金約定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収するものとする。

(契約外の事項)

第 33 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

【特約条項】長期継続契約特約

この契約においては、本則に加えて次の条項を適用する。

（長期継続契約）

第1条 この契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。

（予算の減額等による契約変更等）

第2条 発注者は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定による契約の変更又は解除により、受注者が損害を受けた場合であっても、発注者はその損害賠償の責めを負わないものとする。

設 計 書 (単 独)

局	長	次	長	次	長	次	長	部	長	課	長	主務係長	設計者職氏名	検算	検算
設計書番号		17-26-003-(0)			期 間			平成 32 年 3 月 31 日			設計日				
契約番号					着手日					竣工日					
支出負担行為番号					款		項		目		節				
平成 29 年度		施行方法		委 託 (業 務)											

施工箇所 仙台市太白区袋原二丁目16-15外
10箇所

件名 落合雨水ポンプ場外10箇所運転管理業務委託

		設 計 概 要	
		委託業務名	着 手 日
設計金額	計内	業務委託費	完了
		委託価格	平成 32 年 3 月 31 日
		消費税及び地方消費税相当額	委託費
			業務履行所
			排除方式
			処理区分
		委託仕様書	特記仕様書及び一般仕様書による。
受託者	工事		
	支給品		
比率	工事		
	支給品		

委託理由
 本業務は、落合雨水ポンプ場外10箇所の運転管理を円滑及び適正に行うため、委託するものである。

内 訳 表

保守点検
業務費

A - 1

1 式

SEQ NO.	名 称	規格形状 1	規格形状 2	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	参照番号
1	総括			人					
2	副総括			人					
3	主任			人					
4	技術員			人					
5	技能員			人					
	計								
	1式当り								

1726003 17-26-003(0)

内 訳 表

その他の
業務費

A - 2

1 式

SEQ NO.	名 称	規格形状 1	規格形状 2	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	参照番号
1	主任			人					
2	技能員			人					
3	その他			人					
	計								
	1式当り								

4960347

業務委託一般仕様書

(平成 23 年 5 月以降)

仙台市建設局下水道事業部

業務委託一般仕様書

(適用)

- 第1条 この業務委託一般仕様書（以下「一般仕様書」という。）は、仙台市（以下「本市」という。）が発注する業務委託に適用する。
- 2 業務は、すべて業務委託契約書（以下「契約書」という。）に基づき履行しなければならない。
- 3 契約書にいう仕様書の優先順位は、現場説明書、特記仕様書、一般仕様書の順とする。

(用語の定義)

第2条 担当者、指示、承諾、協議とは、次の定義による。

- (1) 「担当者」とは、契約書にいう「発注者」が「受注者」に対し、「担当者」として通知したものをいう。
- (2) 「指示」とは、発注者側の発議により担当者が受注者に対し、本市の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し、実施させることをいう。
- (3) 「承諾」とは、諾否の回答を求められたことについて、検討のうえ了解の意志を示すことをいう。
- (4) 「協議」とは、本市と受注者が対等の立場で合議することをいう。

(疑義の解釈)

第3条 設計図書に定める事項について疑義を生じた場合には、必要に応じて両者協議の上これを定めるものとする。ただし、内容の解釈については、本市の解釈による。

(関係法令等の遵守)

第4条 受注者は、業務履行にあたり業務に関する法、規則、告示、条例等を遵守すること。

(関係官公署への許認可申請)

- 第5条 業務履行のため必要な関係官公署その他の者に対する手続きは、本市の承諾を得た後受注者が代行し、かつそれに必要な費用を負担すること。
- 2 関係官公署その他の者に対して報告、協議等をする必要が生じたときは、遅延なくその旨を担当者に申し出て協議すること。

(公害の防止)

第6条 受注者は、業務の履行にあたり公害防止諸法令を遵守し、公害の発生防止に努めること。

(施設の保全)

第7条 既設構造物を汚染したときまたは、これらに損傷を与えたときは、受注者の責任で復旧すること。

(資格を必要とする作業)

第8条 資格を必要とする作業については、それぞれの資格を有する者が業務に当たること。

(業務完了後の処理)

第9条 受注者は、業務が完了した場合速やかに不要材料及び仮設物を撤去し、清掃を行うこと。

(安全管理)

第10条 受注者は、業務の履行にあたっては常に細心の注意を払い、「労働安全衛生法」並びに関係法令等を遵守し、公衆及び従事者の安全を計ること。

- 2 事故が発生した場合には、速やかに担当者に連絡するとともに、所轄の「消防署」、「警察署」、「労働基準監督署」等に通報すること。
- 3 業務履行中は、所要の人員を配置し現場内の整理、整頓及び保全に努めること。
- 4 重要な工作物に接近して業務を履行する場合には、あらかじめ保安上必要な処置、緊急時の応急処置及び連絡方法等について担当者と協議し、これを遵守すること。
- 5 ガソリン、軽油などの危険物を使用する場合には、保管及び取扱について関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講ずること。
- 6 業務履行場所への一般の出入りを規制または、禁止する必要がある場合には、担当者の承諾を得てその場所への適当な柵を設けるとともに、「立入禁止」の標識等を設けること。
- 7 業務履行場所の秩序を保つとともに、火災、盗難並びに交通事故防止等に必要な処置を講ずること。

(事前調査)

第11条 受注者は、業務着手に先立ち現地の状況、関連工事、業務及びその他について綿密な調査を行い、十分実情把握のうえ業務に着手すること。

(仮設)

第12条 業務に必要な仮設物は、本市の承諾を得てから設置すること。

(提出書類)

第13条 受注者は、別紙一覧表に定める書類を遅滞なく作成し、提出すること。ただし、一覧表に定めのない場合で必要と認められるものは、その都度担当者と協議うえ提出すること。

1 業務履行計画表

委託期間中の安全管理体制、作業工程などを記載すること。

2 業務履行計画書

下記の内容の作業計画書を提出し、本市の承諾を得ること。ただし、軽微な業務委託にあつては、その内容及び提出を省略することができる。

- (1) 主要機械使用計画
- (2) 仮設計画書

- (3) 機材搬入計画
- (4) 作業従事者名簿
- (5) その他本市の指示するもの

3 実施工程表

作業工程の詳細を記して本市に提出すること。

(環境マネジメントシステムへの協力)

第14条 受注者は、仙台市の環境マネジメントシステムの運用に協力し、省エネルギー省資源及び廃棄物減量などの環境への負荷の低減に努めること。

別紙

提出書類一覧表

書類名称	様式	提出時期	部数
着手届	1	契約締結後 14 日以内	2
	1-1 (単価契約)		
	1-2 (請書)		
	1-3 (請書:単価契約)		
業務担当者届	2	契約締結後 14 日以内	2
	2-1 (請書)		
業務履行計画表 (安全管理体制表)	3	契約締結後 14 日以内	2
	3-1 (単価契約)		
(作業工程表)	4		
	5		
緊急連絡体制表	6	契約締結後 14 日以内	2
使用材料・機器(検査依頼書)届	7	機器・材料搬入 7 日前	2
業務履行計画書 ※2	8	現場着手前	2
実施工程表 ※3		現場着手前	2
一部再委託承諾願	9	その都度	2
一部業務完了届(区分払いなど)	12	一部業務完了後直ちに	2
	12-1 (単価契約) 運転操作監視業務委託 の様式 (様式 2)		
業務完了届	13	業務完了後直ちに	
	13-1 (単価契約)		
	13-2 (請書)		
	13-3 (請書:単価契約)		
業務報告書		完了時	2
業務遂行写真		完了時	1
業務週報(日報)	14	完了時	1
委託に係る打合せ簿	15	完了時	1
委託に関する承諾・確認書	16	その都度	2

《平成 21 年 5 月 1 日以降から適用》

- ※ 1 着手届, 業務担当者届, 業務履行計画表等は同時提出の一連書類とする。(袋とじは不要)
- ※ 2 業務履行計画書の承諾・確認は, 「委託に関する承諾・確認書」により行う。
- ※ 3 業務履行計画書の中に実施工程表が入っている場合は提出を省略できるものとする。

落合雨水ポンプ場外 10 箇所運転管理業務委託

特記仕様書

仙台市建設局下水道事業部

設備管理センター

特記仕様書

1 委託業務名

落合雨水ポンプ場外 10 箇所運転管理業務委託

2 履行箇所

仙台市太白区袋原二丁目 16-15 外 10 箇所

3 履行期間（契約期間）

平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

（地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）

4 目的

落合雨水ポンプ場外 10 箇所の運転管理業務（保守点検・その他）について委託を行い、適正な維持管理に資するため実施するものである。

5 業務対象施設（施設名称・所在地）

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 落合雨水ポンプ場 | 仙台市太白区袋原二丁目 16-15 |
| (2) 庄松雨水ポンプ場 | 仙台市太白区東中田一丁目 10-18 |
| (3) 東郡山雨水ポンプ場 | 仙台市太白区東郡山二丁目 31-25 |
| (4) 長町第一ポンプ場 | 仙台市太白区大野田三丁目 11-66 |
| (5) 長町第二雨水幹線吐口 | 仙台市太白区諏訪町地内 |
| (6) 飯田団地ポンプ場 | 仙台市太白区郡山字源兵衛東 5-2 |
| (7) 茂庭住宅団地ポンプ場 | 仙台市太白区茂庭台五丁目 3-30 |
| (8) 人来田西ポンプ場 | 仙台市太白区茂庭字人来田西 143-15 |
| (9) 富沢ポンプ場 | 仙台市太白区長町南四丁目 29-2 |
| (10) 富沢南ポンプ場 | 仙台市太白区富沢南二丁目 25-1 |
| (11) 人来田ポンプ場 | 仙台市太白区茂庭字人来田中 14-2 |

6 提出書類

受注者は、業務委託契約書及び一般仕様書に定めるもののほかに、以下の書類を発注者に提出すること。（ただし、一般仕様書に定める業務履行計画書・実施工程表・業務報告書・業務遂行写真・業務週報（日報）は、本仕様書で指定する書類をもって換えるものとする。）また、業務従事者の異動等で提出書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって報告すること。

- (1) 総括責任者選任届（2部を着手届提出時に提出すること。）
- (2) 有資格者選任届（同上）（資格登録番号を記載し、写しも添付すること。）
- (3) 業務従事者名簿（同上）（業務従事者の住所・氏名・生年月日・業務分担・取得資格登録番号等を記載し、写しも添付すること。）
- (4) 現場管理組織表（同上）
- (5) 安全管理組織表（同上）
- (6) 緊急連絡系統図（同上）

- (7) 緊急人員配置表 (同上)
- (8) 業務実施計画書 (翌月の業務実施計画を2部, 毎月25日までに提出すること。ただし, 平成29年4月分は当月の10日までとする。)
- (9) 業務実施報告書等 (対象設備・業務内容等についての4項「業務記録及び報告」に記載された内容に従い提出すること。)
- (10) その他, 発注者が要求する書類

7 法令等の遵守

受注者は, 委託業務履行にあたり, 下記の関係法令及び諸官庁の命令指示を遵守すること。

- (1) 下水道法
- (2) 消防法
- (3) 河川法
- (4) 労働基準法
- (5) 労働安全衛生法
- (6) 労働災害補償保険法
- (7) 職業安定法
- (8) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律
- (9) その他関係法令

8 業務委託費の支払い方法

別紙1「委託料の支払い内訳」のとおりとする。

受注者は, 内訳書に基づく区分に応じて, 速やかに一部業務完了届を提出し, 発注者の業務確認を受け, 当該委託料を請求することができるものとする。

9 業務担当者等

(1) 業務総括責任者の選任及び職務

受注者は, 下水道処理施設の運転管理に関し, 専門的な知識を有し, かつ, 業務上必要な関係法令に精通し, 円滑に業務を遂行する能力を有するものを総括責任者として選任し, 書面をもって発注者に報告すること。

職務内容は以下のとおりとする。

- ア 職場の最高責任者として業務従事者の指揮監督にあたること。
- イ 契約図書等により示された業務の目的及び内容を十分理解し, 効果的, かつ, 経済的に施設の運転を行うこと。
- ウ 業務従事者の研修を行い, 技術の向上, 安全及び事故防止に努めること。
- エ 常に施設の運転状況を的確に把握し, 緊急時には直ちに連絡及び対処できる状態にしておくこと。また, 従来の技術習得を踏まえ, 十分理解のうえ, 効率よく運転・操作等が行えるようにすること。

(2) 有資格者の配置

受注者は, 関係法令に基づき有資格者を選任し, 作業を行なわせなければならない。また, 選任の内容を書面をもって発注者に報告すること。

- ア 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- イ 第二種電気工事士
- ウ 乙種第4類危険物取扱者
- エ 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
- オ 玉掛技能講習修了者
- カ その他関係法令に定める有資格者

(3) 業務従事者

- ア 本業務を実施するにあたって、当該施設の研修を受けたものを従事させること。
- イ 受注者は、業務を適切に履行するため、関係法令に定める有資格者を置くこと。
- ウ 受注者は、業務従事者に受注者名入りの統一した作業着・名札を着用させること。

10 安全管理及び緊急時の措置

(1) 安全管理

受注者は、災害を未然に防止するため、安全点検責任者を定め、定期的に業務範囲内の整理・整頓状況、使用機械器具、通路、仮設作業用具及び作業方法等の点検を行うこと。また、安全管理組織表を作成するとともに、業務従事者に対し安全教育を実施すること。

(2) 緊急時の措置

受注者は、一般仕様書に記載された事項以外に、下記の緊急事態の発生に備えて連絡体制を整え、所要人員を配置させ、応急処置等に対する準備を怠らないこと。

- ア 機械・電気設備等の故障
- イ 人身事故・火災
- ウ 集中豪雨・台風・強風及び悪水の流入等ポンプ場施設の運転管理に支障をきたす恐れのある場合
- エ 地震等発生時、各施設の被害状況を確認後、速やかに発注者へ報告すること。
また、六丁目監視センターを災害対策の基地として稼働できる体制を組むこと。

(3) その他

受注者は、仕様書に記載されていない場合でも、必要に応じ、業務従事者の中から下記責任者を選任し、作業を行わせなければならない。また、選任の内容を書面をもって発注者に報告すること。

必要な責任者は、以下の通りとする。

- ア 火気取締責任者
- イ その他

11 経費等の負担

(1) 受注者が専ら使用する備品及び業務履行に必要な消耗品等及び安全管理器具類の費用は受注者の負担とする。

- ア 潤滑油類費（補充用のオイル・グリースなど）
- イ 燃料費（作業用、車両用）
- ウ 塗装費（軽微な部分補修用塗料）

エ 報告記録用紙費

オ 一般汎用什器，備品（損料・リース料）及び消耗品

（ア）什器・備品の例

- ・受注者が使用する車両（特殊な作業車は除く）・電話機・携帯電話・FAX
パソコン・プリンター・事務用机・事務用椅子類・書庫類・黒板類・複写機類
被服類・下足箱・傘立・掃除用具収納庫・写真機・ロッカー類・茶器類・寝具
類・洗濯機・履物類・点検整備及び小修理に用いる汎用工具類及び汎用測定器
（テスター・検電器具類）等

（イ）消耗品の例

- ・整備用品（掃除用具，ウェス，洗浄油類）補修用材料（ボルト，ナット，パ
ッキン，ヒューズ，ランプ，など一般汎用品の範囲内とする。）
- ・衛生用品（石鹼，消毒液，救急用薬品）
- ・その他日用品，事務用品等

カ 安全管理器具類

- ・保護具（ヘルメット，防塵マスク，保護メガネ，保護衣類）
- ・携帯用ガス検知器（毒性ガス，硫化水素，酸素，可燃性ガス）
- ・墜落防止装置（安全帯，セイフティブロック）
- ・安全標識関係（安全標識，安全ロープ，ガードコーン，コーンバー等）
- ・救急用品，空気呼吸器類，その他

（2）事務室等の使用

ア 受注者は，業務遂行に必要な事務室，倉庫，駐車場等を無償で使用できるものとする。ただし，受注者は善良なる管理者の注意をもってこれを維持・管理しなければならない。

なお，本委託において起点とする事務室は，原則として本委託の業務対象箇所である長町第一ポンプ場とする。

イ 受注者は，毀損・汚損等を発見した際，速やかに発注者へ報告し，その原因が受注者の過失と判断された場合は，責任をもって復旧しなければならない。

（3）発注者が負担する経費及び貸与・支給消耗品類

下記のとおりとする。ただし，その使用にあたっては，極力節減に努めること。

ア 光熱費

- （ア）電力使用料
- （イ）水道使用料
- （ウ）仙台市所有の電話使用料
- （エ）ガス使用料
- （オ）A重油・軽油（非常用自家発・ポンプ駆動用）

イ 薬品類

- （ア）脱臭剤
- （イ）その他

ウ 消耗品

- （ア）部品（電気機械設備，水質測定機器等）
- （イ）記録紙（計装記録計用）
- （ウ）一般汎用品以外の消耗品

エ 貸与

- (ア) 一般汎用品以外の測定器具・特殊工具
- (イ) 業務遂行上必要な工事完成図書類
- (ウ) 発注者が貸与した備品等については、台帳を作成し、その保管状況を常に把握できるようにしておくこと。また、年1回発注者へ「備品台帳」等を提出し、発注者の押印を受けること。毀損・盗難・紛失等が生じた場合は、受注者の責任において弁償すること。

1.2 その他

(1) 工業所有権

- ア 受注者が、本委託業務に伴って得られる資料等は、全て発注者に帰属させるものとする。また、それらを発注者の許可なくして公表してはならない。
- イ 受注者は、本委託業務に関連して発明・考案したものについて、工業所有権の出願を行う場合は、あらかじめ発注者と協議すること。
- ウ 受注者は、本委託業務に関連して開発した情報処理装置等のソフトウェアについて、本委託業務以外での使用・工業所有権の出願を行う場合は、あらかじめ発注者と協議すること。

(2) 業務の引継

ア. 業務開始時

- (ア) 受注者は、発注者の指示により発注者が指定する者から文書をもって業務の引継を受けなければならない。
- (イ) 前項の業務の引継において、前の受注者から必要な技術指導等を受けるものとする。

イ. 業務満了時

- (ア) 受注者は、契約期間の満了等に際しては、発注者の指示により発注者が指定する者に文書をもって業務の引継を行わなければならない。
- (イ) 前項の業務の引継において、次の受注者に対し必要な技術指導等を行うものとする。

(3) 他工事等との調整

受注者は、発注者が実施する工事の施工及び受注者以外に委託した業務の履行に伴い、運転業務及び業務履行方法等の変更が必要な場合は、協議・調整し変更するものとする。

(4) 本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者双方協議のうえ、これを定めるものとする。また、指示されない事項にあっても、運転管理上必要な業務・作業等は、受注者の良識のある判断に基づき実施するものとする。

(5) 疑義

仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者双方協議のうえ、これを定めるものとする。

(6) その他

業務要領及び点検基準は、社団法人日本下水道協会監修「下水道施設維持管理積算要領」終末処理場・ポンプ場施設編2011年版によること。

対象設備・業務内容等について

1 委託業務対象設備（別紙2「設備一覧表」参照）

(1) 機械設備

- ア 沈砂池設備
- イ 主ポンプ設備
- ウ 換気設備
- エ 脱臭設備
- オ その他付帯設備

(2) 電気設備

- ア 受変電設備
- イ 直流電源設備
- ウ 動力電源制御設備
- エ 自家発電設備
- オ 計装設備
- カ その他付帯設備

(3) その他土木・建築付帯設備等

2 委託業務内容

受注者は、以下の業務を行う。（別紙3「保守点検基準表」参照）

(1) 保守点検業務

ア. 日常点検

運転状態の機器及び設備について、異常の有無、微候を発見するため行う点検。主として目視、触感、確認、調整及び記録等の作業。

イ. 定期点検

機器及び設備の損傷、腐食及び摩耗状況を把握し、修理、修繕等の保全計画を立てるため、1週間、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年等期間を定めて行う点検。主として測定、調整、分解掃除及び記録等の作業。

ウ. 臨時点検

日常及び定期点検以外に行う臨時的な点検及び記録等の作業。故障警報等、機器及び設備の異常に対して状況を確認するために実施。

エ. 定期自主点検

法の定めに従い、場内で自ら行う点検及び記録の作業。

オ. 簡易な故障修理

特殊な機器、部品、高度な専門技術または外部からの人的応援を必要としないで、勤務時間内に作業、処置できる修理。

カ. 点検設備等周辺の清掃

機器及び設備の据付場所、水路、トラフ等の清掃、補修ペンキ塗りなどの作業。

(2) その他業務

- ア. 設備に係わる備品・消耗品・材料等の整理整頓
- イ. 場内の簡易な除草
- ウ. 除塵・除砂作業
- エ. 設備点検業務委託等の立会い（機器の運転操作等）
- オ. 業務中の市担当者への報告
- カ. 施設見学者等の対応
- キ. その他必要な業務

3 委託対象外の業務

- (1) し渣運搬業務
- (2) 緑地管理業務
- (3) 各種ポンプ分解点検業務
- (4) 消防用設備点検業務
- (5) 計装設備点検業務
- (6) 自家用電気工作物保安管理業務
- (7) 地下タンク貯蔵所漏洩検査業務
- (8) その他専門知識及び技能等を有する業務

4 業務記録及び報告

受注者は、一月毎および年度終了後、下記書類を記録・整理し、発注者に速やかに報告すること。

名 称	記 録	報 告	仙台市が指定する フォーマットによ る電子媒体
業務実施報告書	○	○	—
運転管理月報	○	○	○
運転管理年報	○	○	○
故障報告書	○	○	○

5 業務委託実施時間

原則として 8:30~17:00 とし、点検回数に関しては以下のとおりとする。

(1) 汚水ポンプ場

飯田団地，茂庭住宅団地，人來田西，富沢，富沢南，人來田は，週1回以上とする。

(2) 雨水ポンプ場・雨水吐口

落合雨水，庄松雨水，東郡山雨水，長町第一，長町第二雨水幹線吐口は，4～10月までは週2回以上，11～3月までは週1回以上とする。

(3) 異常時や立会等は，随時対応するものとする。

別紙 1

落合雨水ポンプ場外 10箇所 運転管理業務委託

委託料の支払い内訳

支 払 内 訳 書

平成29年度（支払回数12回）

期間及び回数	金 額	備 考
4月分		
5月分		
6月分		
7月分		
8月分		
9月分		
10月分		
11月分		
12月分		
1月分		
2月分		
3月分		

〔支払方法〕

- ・ 業務委託料は、その総額（契約金額）の36分の1ずつを毎月支払うものとする。
- ・ 端数分については、支払区分の最終月に上乘せして処理するものとする。

支 払 内 訳 書

平成30年度（支払回数12回）

期間及び回数	金 額	備 考
4月分		
5月分		
6月分		
7月分		
8月分		
9月分		
10月分		
11月分		
12月分		
1月分		
2月分		
3月分		

〔支払方法〕

- ・ 業務委託料は、その総額（契約金額）の36分の1ずつを毎月支払うものとする。
- ・ 端数分については、支払区分の最終月に上乘せして処理するものとする。

支 払 内 訳 書

平成31年度（支払回数12回）

期間及び回数	金 額	備 考
4月分		
5月分		
6月分		
7月分		
8月分		
9月分		
10月分		
11月分		
12月分		
1月分		
2月分		
3月分		

〔支払方法〕

- ・ 業務委託料は、その総額（契約金額）の36分の1ずつを毎月支払うものとする。
- ・ 端数分については、支払区分の最終月に上乘せして処理するものとする。

別紙 2

落合雨水ポンプ場外 10 箇所 運転管理業務委託

設備一覧表

落合雨水ポンプ場設備一覧表

機 器 名	数 量	形 式	規 格	備 考
ポンプ場建築物	1式	RC造	延床面積 2,989.17㎡	
切替ゲート	2基	鋼板製角形電動ゲート	W4,300mm×H3,000mm	電動機3φ200V 7.5KW
仕切ゲート	2基	鋼鉄製角形電動ローラーゲート	W2,500mm×H3,000mm	電動機3φ200V 7.5KW
吐出槽排水ゲート	1基	鑄鉄製角形手動外ネジ式	W1,000mm×H1,000mm	
放流ゲート	2基	鋼板製角形電動ローラーゲート	W4,300mm×H3,085mm	電動機3φ200V 3.7KW
粗目スクリーン	4基	鋼板製バースクリーン	W4,905mm×H5,500mm 目巾100mm	
除塵機	1基	走行式自動単一レーキ型	W5,400mm×H5,165mm 目巾100mm	電動機3φ200V 2.2KW×3+0.4KW×2
し渣搬出用チェンブロック	1基	ギヤードトオリ付チェンブロック	荷重 2t	
し渣搬出用コンテナ	2台	SUS製角形	容量 1㎡	
雨水ポンプ	4台	立軸斜流ポンプ	φ2,000mm 530㎡/分×揚程6.3m	
同上駆動用エンジン	4台	ディーゼルエンジン	水冷6気筒 1,100PS	A重油 圧縮空気始動
非常用発電機	1台	三相交流発電機	3φ 200V 250KVA	
同上駆動用エンジン	1台	ディーゼルエンジン	水冷6気筒 360PS	A重油 セルモーター起動
発電機補機盤	1面	屋内自立形	W690mm×H2,300mm×D1,000mm	
自家発用燃料小出槽	1基	鋼板製角形	390ℓ	
引込受電盤	1面	屋内自立形	W1,000mm×H2,350mm×D2,000mm VCB 600A 12.5kA	
変圧器盤	1面	屋内自立形	W1,400mm×H2,350mm×D2,000mm 3φ Tr300KVA	
動力主幹照明盤	1面	屋内自立形	W1,400mm×H2,350mm×D2,000mm 1φ Tr30KVA	
直流電源装置盤	1面	屋内自立形	W1,000mm×H2,300mm×D1,200mm	
中継端子盤	1面	屋内自立形	W860mm×H2,350mm×D600mm	
監視盤	1面	デスク形	W1,450mm×H1,950mm×D1,500mm	
計装盤	1面	屋内自立形	W1,080mm×H1,900mm×D800mm	
コントロールセンタ	4面	屋内自立形	W600mm×H2,350mm×D550mm	
補助継電器盤(11)(23)	2面	屋内自立形	W640mm×H2,350mm×D550mm	
補助継電器盤(21)(22)	2面	屋内自立形	W725mm×H2,350mm×D600mm	
現場操作盤	1式			
柱上気中開閉器	1台	一般形	7.2KV 300A	
流入渠水位計	1組	電波式	0～5m	
ポンプ井水位計	2組	投込式	0～10m	
河川水位計	1組	電波式	0～9m	
雨量計	1台	転倒ます式	0～100mm/h	
降雨強度計	1台	水滴計数方式	0～100mm	
高置水槽揚水ポンプ	2台	水中ポンプ	φ100mm 1㎡/分×揚程30m	電動機3φ200V 11KW
床排水ポンプ	2台	水中ポンプ	φ65mm 0.3㎡/分×揚程8m	電動機3φ200V 1.5KW
ポンプ井排水ポンプ	2台	水中サンドポンプ	φ150mm 3.5㎡/分×揚程22m	電動機3φ200V 37KW
ポンプ用燃料移送ポンプ	2台	横軸歯車式	φ32mm 67ℓ/分×揚程30m	電動機3φ200V 1.5KW
自家発用燃料移送ポンプ	2台	20A歯車式	φ20mm 15ℓ/分×揚程30m	電動機3φ200V 0.4KW
空気圧縮機	2台	立形空冷2段空冷式	16.1㎡/時×30Kg/cm ²	電動機3φ200V 3.7KW
地下重油タンク	1基	鋼板製	10,000ℓ	
エンジン用燃料小出槽	1基	鋼板製角形	1,950ℓ	
汎用ミニUPS	1台	商用同期常時インバータ給電方式	定格出力2KVA	
伝送装置(1)	1面	屋内自立型	W725mm×H2,350mm×D600mm	
伝送装置(2)	1面	屋内自立型	W725mm×H2,350mm×D600mm	

庄松雨水ポンプ場設備一覧表

機 器 名	数 量	形 式	規 格	備 考
ポンプ場建築物	1式	RC造	延床面積 1,534.088㎡	
流入ゲート	2基	鋳鉄製角形電動ネジ式	W2,000mm×H2,000mm	電動機3φ200V 5.5kW
切替ゲート	1基	鋼板製角形電動ネジ式	W3,500mm×H2,000mm	電動機3φ200V 3.7kW
放流ゲート	1基	鋼板製電動ローラーゲート	W3,500mm×H2,000mm	電動機3φ200V 0.43kW
粗目スクリーン	2基	鋼製バースクリーン	W2,600mm×H4,900mm 目巾150mm	
細目自動除塵機	1基	走行式自動単一レーキ式	W2,600mm×H4,900mm 目巾50mm	電動機3φ200V 2.2kW, 1.5kW, 0.2kW×2
し渣搬出機No.1	1基	トラフ形ベルトコンベア	L21,900m 20m/分	電動機3φ200V 1.5kW
し渣搬出機No.2	1基	急傾斜用特殊ベルトコンベア	L15,900m 20.4m/分	電動機3φ200V 2.2kW
し渣ホッパー	1基	屋外型電動カットゲート	容量5㎡	電動機3φ200V 1.5kW
雨水ポンプ	3台	立軸斜流ポンプ	φ1,200mm 204㎡/分×揚程7.5m	
同上駆動用エンジン	3台	ディーゼルエンジン	水冷6気筒 510PS	A重油 圧縮空気始動
非常用発電機	1台	三相交流発電機	3φ 210V 175KVA	
同上駆動用エンジン	1台	ディーゼルエンジン	水冷6気筒 240PS	A重油 セルモーター起動
発電機補機盤	1面	屋内自立形	W1,000mm×H2,300mm×D1,000mm	
自家発用燃料小出槽	1基	鋼板製	390ℓ	
引込受電盤	1面	屋内自立形	W800mm×H2,300mm×D2,000mm VCB 7.2kV 12.5kA	
変圧器盤	1面	屋内自立形	W1,200mm×H2,300mm×D2,000mm 3φ Tr 150KVA	
動力分岐照明変圧器盤	1面	屋内自立形	W1,200mm×H2,300mm×D2,000mm 1φ Tr 15KVA	
直流電源盤	1面	屋内自立形	W800mm×H2,300mm×D1,000mm	
中継端子盤	1面	屋内自立形	W700mm×H2,300mm×D1,000mm	
監視操作盤	1面	デスク形	W1,660mm×H1,550mm×D1,400mm	
計装盤	1面	屋内自立形	W1,000mm×H2,300mm×D1,000mm	
沈砂池設備コントロールセンタ	1面	屋内自立形(両面型)	W600mm×H2,300mm×D700mm	
雨水ポンプ設備コントロールセンタ	1面	屋内自立形(両面型)	W600mm×H2,300mm×D700mm	
雨水ポンプ設備コントロールセンタ	1面	屋内自立形(片面型)	W640mm×H2,300mm×D700mm	
現場操作盤	1式			
流入渠水位計	1組	投込式	0～4m	
ポンプ井水位計	1組	投込式	0～7m	
切替ゲート水位計	1組	投込式	0～8m	
放流ゲート水位計	1組	投込式	0～8m	
高置水槽揚水ポンプ	2台	水中ポンプ	φ80mm 0.8㎡/分×揚程27m	電動機3φ200V 3.7kW
ポンプ井排水ポンプ	1台	水中ポンプ	φ100mm 0.9㎡/分×揚程10m	電動機3φ200V 3.7kW
ポンプ用燃料移送ポンプ	1台	歯車式電動機直結型	φ20mm 30ℓ/分	電動機3φ200V 0.75kW
空気圧縮機	1台	立形2段空冷式	19.6㎡/h×30Kg/cm ²	電動機3φ200V 0.75kW
地下重油タンク	1基	鋼板製円筒形	6,000ℓ	
エンジンポンプ用燃料小出槽	1基	鋼板製	1,000ℓ	
汎用ミニUPS	1台	商用同期常時インバータ給電方式	定格出力2KVA	
伝送装置(1)	1面	屋内自立型	W725mm×H2,350mm×D600mm	
伝送装置(2)	1面	屋内自立型	W725mm×H2,350mm×D600mm	

東郡山雨水ポンプ場設備一覧表(1/3)

機 器 名	数 量	形 式	規 格	備 考
ポンプ場上屋	1式	RC造	延床面積 1872.18㎡	
高段系切替ゲート	1基	鋳鉄角形外ネジ式電動ゲート	W2,000mm×H1,600mm	電動機3φ400V 3.7kW
高段系バイパスゲート	1基	同上	W2,000mm×H1,600mm	電動機3φ400V 3.7kW 正逆圧併用
放流(排水樋門)ゲート	1基	プレストガーター構造ローラーゲート	W2,000mm×H2,000mm	電動機3φ400V 0.75kW
高段系ポンプ場流入ゲート	2基	鋳鉄角形外ネジ式電動ゲート	W1,500mm×H1,800mm	電動機3φ400V 3.7kW
低段系ポンプ場流入ゲート	2基	同上	W1,200mm×H1,800mm	電動機3φ400V 3.7kW
ポンプ井連絡ゲート	1基	鋳鉄製外ネジ式電動ゲート	W800mm×H800mm	電動機3φ400V 0.75kW
高段系自動除塵機	2基	ダブルチェーン式背面降下前面掻揚形	W3,000mm×H3,300mm 目巾80mm	電動機3φ400V 1.5kW
低段系自動除塵機	2基	同上	W2,000mm×H3,300mm 目巾80mm	電動機3φ400V 1.5kW
No.1しき搬出機	1基	トラフ形ベルトコンベア	W600mm×L20,000mm	電動機3φ400V 1.5kW
No.2しき搬出機	1基	急傾斜ベルトコンベア	W900mm×L7,000mm×H9,000mm	電動機3φ400V 3.7kW
しきホッパ	1基	鋼板製角形電動カットゲート式	4㎡	電動機3φ400V 0.75kW×2
低段系集砂ポンプ	2台	着脱式水中ポンプ	φ150mm 2.0㎡/分×揚程20m	電動機3φ400V 15kW
高段系集砂装置	2池分	低圧集砂方式	φ100mm W4,000×L6,000×H4,300	
高段系揚砂ポンプ	2台	気中連続運転形渦流式水中ポンプ	φ150mm 2.0㎡/分×揚程18m	電動機3φ400V 22kW
低段系集砂装置	2池分	低圧集砂方式	φ100mm W4,000mm×L6,000mm×H7,900mm	
低段系揚砂ポンプ	2台	気中連続運転形渦流式水中ポンプ	φ150mm 2.0㎡/分×揚程21m	電動機3φ400V 22kW
沈砂分離機	1基	旋回流式分離槽付スクリーコンベア	処理量2.0㎡/分	電動機3φ400V 2.2kW
沈砂ホッパ	1基	鋼板製角形ホッパ 電動カットゲート式	4㎡	電動機3φ400V 0.75kW×2
揚砂ポンプ用吊上機	4台		0.5t	
高段系No.1, 2雨水ポンプ	2台	立軸斜流ポンプ	φ1000mm 140㎡/分×揚程4.5m	
高段系No.1, 2雨水ポンプ用減速機	2基	直交軸傘歯車減速機(油圧クラッチ内蔵)	204PS×1,500rpm/235rpm	強制潤滑, 冷却水循環方式
高段系No.1, 2雨水ポンプ用原動機	2台	ディーゼルエンジン	水冷6気筒 204PS×1,500rpm	A重油 圧縮空気始動
高段系No.1, 2雨水ポンプ用吐出弁	2基	横軸電動蝶形弁(一床式)	φ1000mm	電動機3φ400V 1.5kW
高段系雨水ポンプ用維持管理弁	2基	横軸手動蝶形弁	φ1000mm	
高段系雨水ポンプ用フラップ弁	2基	スイング式	φ1350mm	
低段系No.1雨水ポンプ	1台	立軸斜流ポンプ(二床式)	φ600mm 48㎡/分×揚程7.5m	
低段系No.1雨水ポンプ用電動機	1台	立軸かご型電動機	90kw 400V 593rpm	
低段系No.1雨水ポンプ用吐出弁	1基	横軸電動蝶形弁(二床式)	φ600mm	電動機3φ400V 0.4kW
低段系No.1雨水ポンプ用維持管理弁	1基	横軸手動蝶形弁	φ800mm	
低段系No.1雨水ポンプ用フラップ弁	1基	スイング式	φ800mm	
低段系No.2雨水ポンプ	1台	立軸斜流ポンプ(二床式)	φ900mm×110㎡/分×揚程7.5m	
低段系No.2雨水ポンプ用減速機	1基	直交軸傘複合歯車減速機(油圧クラッチ内蔵)	300PS×1,500rpm/387rpm	強制潤滑, 冷却水循環方式
低段系No.2雨水ポンプ用原動機	1台	ディーゼルエンジン	水冷6気筒 300PS×1,500rpm	A重油 圧縮空気始動
低段系No.2雨水ポンプ用吐出弁	1基	横軸電動蝶形弁(二床式)	φ900mm	電動機3φ400V 1.5kW
低段系No.2雨水ポンプ用維持管理弁	1基	横軸手動蝶形弁	φ900mm	
低段系No.2雨水ポンプ用フラップ弁	1基	スイング式	φ1200mm	
低段系池排水ポンプ	1台	吸込スクリー式水中ポンプ	φ100mm×1.1㎡/分×揚程14m	電動機3φ400V 5.5kW

東郡山雨水ポンプ場設備一覧表(2/3)

機 器 名	数 量	形 式	規 格	備 考
天井クレーン	1基	手動式トオリ形	10t 揚程約11m	
雑用水給水装置	1基	ダイヤフラムタンク 横軸多段渦巻ポンプ	φ32mm×80ℓ/分×揚程30m×2台 受水槽容量1500ℓ	電動機3φ400V 1.1kW×2
冷水槽用冷却水ポンプ	2台	水中渦巻ポンプ	80A×900ℓ/分×揚程23m	電動機3φ400V 7.5kW
温水槽用冷却水ポンプ	2台	水中渦巻ポンプ	80A×900ℓ/分×揚程26m	電動機3φ400V 7.5kW
膨張タンク	1基	鋼板製角形	5m ³	
冷却塔	1基	低騒音型	900～1,200ℓ/分 冷却能力1,088kw	電動機3φ400V 3.7kW
空気圧縮機	2台	空冷式立形二段圧縮機	12m ³ /h×2.94MPa	電動機3φ400V 3.7kW
空気槽	1組	鋼板製立形円筒式	300ℓ×2	
非常用発電機	1台	三相交流発電機	3φ 420V 375kVA	
同上駆動用エンジン	1台	ディーゼルエンジン	水冷6気筒 325kw×1,500rpm	A重油 セルモーター駆動
燃料移送ポンプ	2台	歯車ポンプ	φ20mm 30ℓ/分	電動機3φ400V 0.75kW
燃料小出槽	1基	鋼板製角形槽	950ℓ	
燃料タンク	1基	横置円筒形	3,000ℓ	
雨水ポンプ用消音器	3基	二段消音器		
柱上気中開閉器	1台	一般型	7.2kV 300A	
引込受電盤	1面	屋内自立形	W1,000mm×H2,300mm×D2,000mm DS 7.2kv 200A VCB 7.2kv 600A 12.5kA	
変圧器盤	1面	屋内自立形	W1,200mm×H2,300mm×D2,000mm 3φ Tr 6,600V/420V 500kVA	
低圧分岐盤	1面	屋内自立形	W1,600mm×H2,300mm×D2000mm 3φ Tr 420V/210V 75kVA	1φ Tr 420V/210-105V 30kVA
沈砂地設備CC盤	3面	屋内自立形(両面)	W630mm×H2,300mm×D600mm	
沈砂地設備補助継電器盤	2面	屋内自立形(両面)	W1,000mm×H2,300mm×D600mm	
雨水ポンプ設備CC盤	4面	屋内自立形(両面)	W630mm×H2,300mm×D600mm	
雨水ポンプ設備補助継電器盤	2面	屋内自立形(両面)	W800mm×H2,300mm×D600mm	
直流電源盤	1面	屋内自立形	W800mm×H2,300mm×D1,000mm FVL-50-12×9	MSE長寿命型
監視操作卓	1面	コントロールデスク形	W2,300mm×H1,350mm×D1,300mm	
計装盤	1面	屋内自立形	W1,200mm×H1,950mm×D800mm	
遠方監視制御装置	2面	屋内自立形	W700mm×H2,300mm×D600mm	
シーケンスコントローラ盤	1面	屋内自立形	W750mm×H2,300mm×D600mm	
接地端子箱	1面	屋内自立形		
現場操作盤	1式	作業用電源盤含		
雨量計	1組	転倒ます式		
降雨強度計	1組	水滴計数方式		
高段系流入渠水位計	1組	投込式	0～4.3m	
低段系流入渠水位計	1組	投込式	0～6.5m	
高段系ポンプ井水位計	2組	投込式	0～5.2m	
低段系ポンプ井水位計	2組	投込式	0～5.2m	
高段系揚砂ポンプピット水位計	2組	投込式	0～3m	
低段系揚砂ポンプピット水位計	2組	投込式	0～7.4m	
冷水槽水位計	1組	投込式	0～5.3m	

東郡山雨水ポンプ場設備一覧表(3/3)

機 器 名	数 量	形 式	規 格	備 考
吐出槽水位計	1組	投込式	0～6.8m	
河川ゲート水位計	1組	投込式	0～9m	
水位計	1組	電極式	膨張タンク	

長町第一ポンプ場設備一覧表(1/3)

機 器 名	数 量	形 式	規 格	備 考
ポンプ場建築物	1式	RC造	延床面積 4,076.84㎡	
分流流入ゲート	2基	電動式鋳鉄製ゲート	W2,800mm×H2,000mm	電動機3φ400V 5.5KW
放流ゲート	2基	鋼製ローラゲート	W2,500mm×H2,500mm 電動ラック式	電動機3φ200V 0.75KW
分流粗目スクリーン	2基	鋼板製バースクリーン	W2,250mm×H4,600mm 目巾150mm	
分流細目自動除塵機	2基	間欠式前面かき揚形 回転アーム形	W2,250mm×H4,600mm 目巾50mm	電動機3φ400V 2.2KW
No.1し渣搬出機	1基	3ローラ20° トラフベルトコンベア	W600mm×L16,000mm 21m/分	電動機3φ400V 1.5KW
No.3し渣搬出機	1基	3ローラ20° トラフベルトコンベア	W600mm×L7,500mm×H3,000mm 21m/分	電動機3φ400V 1.5KW
し渣破碎機	1基	2軸差動回転式	3㎡/分	電動機3φ400V 7.5KW
し渣圧送機	2基	ジェットポンプ式	φ80mm 1.0㎡/分×揚程26m	圧力水による
加圧水ポンプ	2台	横軸多段渦巻ポンプ	φ150mm 3.0㎡/分×揚程120m	電動機3φ400V 90KW
し渣分離機	1基	脱水機構付回転ドラム形	処理量3.6㎡/分 目巾5mm	電動機3φ400V 1.5KW×2
分流雨水揚砂機	1基	ジェットポンプ式	φ80mm 0.8㎡/分×揚程26m	圧力水による
集砂装置3	1池分	SUS製ノズルユニット	池寸法 W5,500mm×L14,000mm×H5,600mm 噴射水圧6kg/cm ²	
沈砂分離機	1基	分離槽付スクリュウコンベア	φ400mm 処理沈砂量3㎡/時	電動機3φ400V 3.7KW
洗浄水ポンプ	1台	圧力タンク式給水ユニット	φ40mm 0.3㎡/分×30m タンク容量1.2㎡	電動機3φ400V 2.2KW×2
揚水ポンプ	2台	水中ポンプ	φ200mm 4㎡/分×揚程8m	電動機3φ400V 11KW
し渣除去用スクリーン	1基	ドラムスクリーン	処理量5.2㎡/分 目巾5mm	電動機3φ400V 1.5KW
沈砂分離機排水弁	1基	電動偏心構造弁	φ350mm JIS 10K 0.1MPa	電動機1φ100V 0.4KW
加圧水ポンプ吐出弁	2基	電動ボール弁	φ150mm JIS 20K 1.18MPa	電動機1φ100V 0.2KW
水路階床排水ポンプ	2台	水中ポンプ	φ65mm 0.2㎡/分×揚程12m	電動機3φ400V 1.5KW
加圧水槽排水ポンプ	1台	水中ポンプ	φ100mm 1.0㎡/分×揚程13m	電動機3φ400V 5.5KW
し渣ホツパ	1基	下部開閉ゲート式	呼称容量5㎡ ロードセル付	電動機3φ400V 1.5KW×2
沈砂ホツパ	1基	下部開閉ゲート式	呼称容量5㎡ ロードセル付	電動機3φ400V 1.5KW×2
粗目用し渣コンテナ	2台	SUS製角形	容量 0.3㎡	
脱臭装置	1基	カートリッジ式活性炭吸着塔	90㎡/分 酸、アルカリ、中性ガス添着炭各2.1㎡	
脱臭ファン	1台	FRP製ターボファン	90㎡/分 200mmAq	電動機3φ400V 5.5KW
ミストセパレータ	1基	慣性衝突式 FRP製	90㎡/分 捕集効率99%以上、20μm	
分流雨水ポンプ	2台	立軸斜流ポンプ 無注水形	φ800mm 90㎡/分×揚程11.2m 585rpm	
同上駆動用電動機	2台	立軸巻線形三相誘導電動機	240KW 6,000V 50Hz 585rpm	
同上電動機用起動制御装置	2台	電動機起動制御器	700KW 6,000V 50Hz	
分流雨水ポンプ用吐出弁	2基	水密式バタフライ弁 2床式	φ800mm	電動機3φ400V 0.75KW
分流雨水用止水弁	3基	水密式バタフライ弁 1床式	φ1,650mm×1台 φ800mm×2台	
合流雨水用止水弁	3基	水密式バタフライ弁 1床式	φ1,650mm×1台 φ1,000mm×2台	
分流雨水用逆止弁	3基	フラップ弁	φ2,000mm×1台 φ1,000mm×2台	
合流雨水用逆止弁	3基	フラップ弁	φ2,000mm×1台 φ1,350mm×2台	
分流ポンプ井連絡ゲート	1基	外ネジ式鋳鉄製電動ゲート	W1,300mm×H1,300mm	電動機3φ400V 2.2KW
床排水ポンプ	2台	水中ポンプ	φ80mm 0.6㎡/分×揚程6m	電動機3φ400V 2.2KW
洗浄水排水ポンプ	1台	着脱式水中ポンプ	φ200mm 3.783㎡/分×揚程28m	電動機3φ400V 37KW
洗浄水排水ポンプ用吐出弁	1基	外ネジ式電動仕切弁	φ200mm	電動機3φ400V 0.4KW
連通管電動弁	1基	外ネジ式電動仕切弁	φ200mm	電動機3φ400V 0.2KW
天井クレーン	1基	手動式天井クレーン	40t・8t 揚程14.1m 走行39m スパン15.5m	

長町第一ポンプ場設備一覧表(2/3)

機 器 名	数 量	形 式	規 格	備 考
柱上気中開閉器	1台	一般形	7.2KV 300A 12.5KA	
引込受電盤	1面	屋内自立形	W700mm×H2,300mm×D2,000mm VCB 7.2KV 600A 12.5KA	
自家発引込盤	1面	屋内自立形	W700mm×H2,300mm×D2,000mm 600A 12.5KA	
主変圧器一次盤	1面	屋内自立形	W700mm×H2,300mm×D2,000mm 600A 12.5KA	
主変圧器盤	1面	屋内自立形	W1,400mm×H2,300mm×D2,000mm 1200A 750KVA 31.5KA	
主変圧器二次盤	1面	屋内自立形	W700mm×H2,300mm×D2,000mm 400V 1200A 31.5KA	
低圧分電盤	1面	屋内自立形	W700mm×H2,300mm×D2,000mm 400V 400A 6.3KA	
照明変圧器盤	1面	屋内自立形	W800mm×H2,300mm×D2,000mm 200V 400A 6.3KA	
建築付帯変圧器盤	1面	屋内自立形	W1,000mm×H2,300mm×D2,000mm 200V 1000A 25KA	
建築付帯変圧器二次盤	1面	屋内自立形	W1,000mm×H2,300mm×D2,000mm 200V 1000A 25KA	
無停電電源装置	3面	屋内自立形	W700mm×H2,300mm×D1,000mm 3φ400V 5KVA 150AH	
分流ポンプ盤	2面	屋内自立形	W800mm×H2,300mm×D2,000mm 600A 12.5KA	
合流ポンプ盤	2面	屋内自立形	W800mm×H2,300mm×D2,000mm 600A 12.5KA	
分流用コントロールセンタ	3面	屋内自立両面形	W600mm×H2,300mm×D550mm	
合流用コントロールセンタ	4面	屋内自立両面形	W600mm×H2,300mm×D550mm	
分流用補助継電器盤	4面	屋内自立形	W600mm×H2,300mm×D550mm	
合流用補助継電器盤	2面	屋内自立形	W600mm×H2,300mm×D550mm	
加圧ポンプ盤	1面	屋内自立形	W1,200mm×H2,300mm×D800mm	
現場操作盤	1式	各種(作業用電源盤含)		
計装盤	1面	屋内自立形	W800mm×H2,350mm×D800mm	
水位計(分流流入渠)	2組	投げ込み式	0～14m	
水位計(分流ポンプ井)	2組	投げ込み式	0～10m	
水位計(分流吐出槽)	2組	投げ込み式	0～10m	
水位計(合流流入渠)	2組	投げ込み式	0～19m	
水位計(合流ポンプ井)	2組	投げ込み式	0～15m	
水位計(合流吐出槽)	2組	投げ込み式	0～10m	
水位計(下水幹線水位)	1組	投げ込み式	0～6m	
水位計(河川水位)	1組	超音波	0～8m	
雨量計	1台	転倒ます式	0～100mm/h	
降雨強度計	1台	水滴計数方式	0～100mm	
監視操作盤	1式	コントロールデスク形	W2,600mm×H1,200mm×D1,100mm	
コントローラ盤(1)・(2)	2面	屋内自立形	W600mm×H2,350mm×D600mm	
コントローラ盤(3)・(4)	2面	屋内自立形	W600mm×H2,350mm×D600mm	
遠方監視制御装置	2面	屋内自立形	W600mm×H2,300mm×D600mm	
放流ゲート操作盤	1面	屋外自立形	W900mm×H2,000mm×D700mm 1φ100V 3φ200V受電	
発電機	1台	三相交流発電機	3φ 6,600V 2,500KVA	
同上エンジン	1台	ガスタービン	2,900PS×31,200rpm/1,500rpm	A重油 セルモーター起動
発電機盤	1面	屋内自立形	W700mm×H2,300mm×D2,000mm	
自動始動盤	1面	屋内自立形	W900mm×H2,300mm×D2,000mm	
自家発補機盤	1面	屋内自立形	W1,000mm×H2,300mm×D2,000mm	
始動用直流電源盤	1面	屋内自立形	W2,400mm×H2,300mm×D800mm	ガスタービン始動用
燃料小出槽	1基	鋼板製角形	5,000ℓ	
燃料移送ポンプ	2台	ギヤポンプ	32A 吐出圧力0.25MPa 105ℓ/分	電動機3φ400V 2.2KW
ウイングポンプ	1台	手動式ウイングポンプ		
地下燃料貯油タンク	1基	鋼板製横置防水円筒形	45,000ℓ	

長町第一ポンプ場設備一覧表(3/3)

機 器 名	数 量	形 式	規 格	備 考
合流流入ゲート(NO.1)	1基	電動式鋳鉄製ゲート	W2,900mm×H2,200mm	電動機3φ400V 7.5KW
合流流入ゲート(NO.2,3)	2基	電動式鋳鉄製ゲート(自重降下式)	W1,500mm×H2,200mm	電動機3φ400V 3.7KW
合流粗目スクリーン	2基	手掻きバースクリーン	W3,750mm×H5,410mm 目幅150mm	
合流粗目スクリーン	2基	手掻きバースクリーン	W4,000mm×H5,200mm 目幅150mm	
粗目用し渣コンテナ	2台	SUS製角形	容量 0.3m ³	
合流細目自動除塵機	2基	ダブルチェーン式前面かき揚げ形	W3,750mm×H5,410mm 目幅15mm	電動機3φ400V 3.7KW
合流細目自動除塵機	2基	ダブルチェーン式前面かき揚げ形	W4,000mm×H5,200mm 目幅15mm	電動機3φ400V 3.7KW
No.2し渣搬出機	1基	3ローラ20° トラフ形ベルトコンベア	W600mm×L20,000mm 20m/分	電動機3φ400V 1.5KW
合流揚砂機	4基	ジェットポンプ式	φ80mm 0.8m ³ /分×揚程32m	
合流集砂装置	2池	SUS製ノズルユニット	W3,750mm×L14,000mm×H6,300mm 噴射圧力0.6MPa(6kg/cm ²)	
合流集砂装置	2池	SUS製ノズルユニット	W4,000mm×L14,000mm×H6,200mm 噴射圧力0.6MPa(6kg/cm ²)	
合流雨水ポンプ	2台	立軸斜流ポンプ 無注水形	φ1,000mm 126m ³ /分×揚程15.5m 585min ⁻¹	
合流雨水ポンプ駆動用電動機	2台	立軸巻線形三相誘導電動機	450KW 6,000V 50Hz 585min ⁻¹	
同上電動機用起動制御装置	2台	電動機起動制御器	450KW 6,000V 50Hz	
合流雨水ポンプ用吐出弁	2基	電動蝶形弁	φ1,000mm	電動機3φ400V 1.5KW
合流雨水ポンプ	1台	立軸斜流ポンプ 無注水形	φ1,650mm 396m ³ /分×揚程15.6m 355min ⁻¹	
合流雨水ポンプ駆動用ガスタービン	1台	横軸単純解放サイクルー軸式	1,450KW 1,500min ⁻¹	A重油 セルモーター起動
雨水ポンプ用複合減速機	1台	直交軸傘歯車減速機(油圧クラッチ内蔵)	1,450KW×1,500rpm/355rpm	強制潤滑, 冷却水循環方式
合流雨水ポンプ用吐出弁	1基	水密式バタフライ弁	φ1,650mm	電動機3φ400V 5.5KW
燃料移送ポンプ	2台	ギヤポンプ	32A 吐出圧力0.294MPa 67ℓ/分	電動機3φ400V 1.5KW
燃料小出槽	1基	鋼板製角形	3,000ℓ	
合流ポンプ井連絡ゲート	1基	外ネジ式鋳鉄製電動ゲート	W1,000mm×H1,000mm	電動機3φ400V 1.5KW

長町第二雨水吐口設備一覧表

機 器 名	数 量	形 式	規 格	備 考
伏越排水系ゲート	1基	電動ラック式鋼製ローラーゲート(自重降下式)	W5,600mm×H1,100mm	電動機3φ200V 0.4KW
連絡ゲート	1基	手動式鋼製スライドゲート	W1,000mm×H430mm	
伏越排水系防護柵	1基	ステンレス鋼製固定式バースクリーン	W5,600mm×H1,100mm 目巾150mm	伏越排水系放流渠への河川からの侵入防止
ポンプ排水系防護柵	1基	ステンレス鋼製固定式バースクリーン	W1,000mm×H1,000mm 目巾150mm	ポンプ排水系放流渠へ河川からの侵入防止
伏越排水ポンプ	2台	着脱式水中ポンプ	φ200mm 5.6m ³ /分×揚程7.6m	電動機3φ200V 15KW
電動蝶形弁	2基	フランジレス電動蝶形弁	φ350mm 0.074MPa	電動機3φ200V 0.2KW
伝送装置盤	1面	屋外自立形	W1,740mm×H2,200mm×D1,100mm	
伏越人孔水位計	2組	投げ込み式	0～14m	
河川水位計	2組	投げ込み式	0～3m	
ゲート/ポンプ制御盤	1面	屋外自立形	W2,140mm×H2,200mm×D1,100mm	
汎用ミニUPS	1台	商用同期常時インバータ給電方式	定格出力2KVA	
コンクリート柱	1本	10m×19cm 350kg	3φ3W 200V , 1φ3W 200-100V 引込開閉器盤, 保安器箱	

飯田団地ポンプ場設備一覧表

機器名	数量	形式	規格	備考
ポンプ場建築物	1式	鉄筋コンクリート平屋建	延床面積 100.62㎡	
汚水圧送管	1式	DCIP	φ 150mm φ 75mm	
流入ゲート	1基	電動丸形内ネジ式	φ 250mm	電動機3φ 200V 0.4kW
スクリーン	1基	手掻スクリーン	W600mm × H1,000mm	
破砕機	1基	ドラム回転式	120㎡/時 以上	電動機3φ 200V 0.4kW
自動除塵機	1基	間欠式	W1,000mm × H600mm 目巾50mm 120㎡/時 以上	電動機3φ 200V 0.1kW
汚水ポンプ	2台	水中ポンプ	φ 100mm 1.2㎡/分 × 揚程16m	電動機3φ 200V 7.5kW
発電機	1台	3三相交流発電機	3φ 200V 20kVA	屋内キュービクル形・充電器内蔵
同上エンジン	1台	ディーゼルエンジン	水冷6気筒 30PS × 1,500rpm	軽油 セルモーター起動
軽油タンク	1基	鋼製角型タンク	200 ℓ	
受電・動力盤	1面	屋内自立型	W1,850mm × H2,350mm × D1,000mm	
ポンプ補機盤	1面	屋内閉鎖自立型	W1,850mm × H2,350mm × D1,000mm	
現場操作盤	1式			
ポンプ井水位計(1)	1組	投込式	0～1.5m	
ポンプ井水位計(2)	1組	投込式	0～1.5m	
流量計	1式	電磁流量計	φ 150mm 0～200㎡/時	
水中攪拌機	1台		20㎡/時	電動機3φ 200V 1.5kW
脱臭装置	1基	活性炭吸着式	11㎡/分	電動機3φ 200V 1.5kW
汎用ミニUPS	1台	商用同期常時インバータ給電方式	定格出力2KVA	
分電盤	1面	屋内自立型	W600mm × H1,650mm × D500mm	
伝送装置盤	1面	屋内自立型	W750mm × H2,350mm × D600mm	
直流電源盤	1面	屋内閉鎖自立型	W600mm × H2,350mm × D1,000mm	

茂庭住宅団地ポンプ場設備一覧表

機器名	数量	形式	規格	備考
ポンプ場建築物	1式	鉄筋コンクリート平屋建	延床面積 120.936㎡	
汚水槽	2槽	鉄筋コンクリート造 第1汚水槽 第2汚水槽	L4,300mm × W3,800mm × H2,460mm L4,300mm × W2,100mm × H2,460mm	
封水槽	1槽	鉄筋コンクリート造	L4,300mm × W1,600mm × H2,460mm	未使用
汚水圧送管	1式	DCIP	φ 100mm	
流入ゲート	1基	手動丸形内ネジ式	φ 250mm	
流入ゲート(バイパス)	1基	手動丸形内ネジ式	φ 300mm	
放流制水扉	1基	手動丸形内ネジ式	φ 200mm	
放流制水扉(バイパス)	1基	手動丸形外ネジ式	φ 200mm	
スクリーン	1基	ステンレス製手掻スクリーン	W600mm × H900mm 目巾幅50mm	
破砕機	1基	ドラム式	220～1,200㎡/日	電動機3φ 200V 0.2kW
汚水ポンプ	2台	横軸渦巻ポンプ	φ 100mm × φ 80mm 0.6㎡/分 × 揚程28m	
同上電動機	2台	三相誘導電動機	3φ 200V 11kW	
発電機	1台	三相交流発電機	3φ 200V 35kVA	
同上エンジン	1台	ディーゼルエンジン	水冷6気筒 44.5PS × 1,500rpm	軽油 セルモーター起動
燃料タンク	1台		490ℓ	
汚水ポンプ盤	1面	屋内自立型	W700mm × H2,300mm × D600mm	
補機操作盤	1面	屋内自立型	W900mm × H2,300mm × D600mm	
現場操作盤	1式	屋内自立型		
流量計	1式	電磁流量計	φ 80mm 0～30㎡/時	
水位計(No.1P井)	2組	投込式	0～2m	
水位計(No.2P井)	1組	フリ外式		
床排水ポンプ	1台	水中ポンプ	φ 50mm 0.2㎡/分 × 揚程8m	電動機3φ 200V 0.75kW
脱臭装置	1基	活性炭吸着式	12㎡/分	送風機3φ 200V 0.75kW
汎用ミニUPS	1台	商用同期常時インバータ給電方式	定格出力2KVA	
分電盤	1面	屋内自立型	W600mm × H1,650mm × D500mm	
伝送装置盤	1面	屋内自立型	W750mm × H2,350mm × D600mm	

人來田西ポンプ場設備一覧表

機器名	数量	形式	規格	備考
ポンプ井	1式	鉄筋コンクリート造		
圧送管	3m	ダクタイル鋳鉄管	φ 200mm	
圧送管	3m	ダクタイル鋳鉄管	φ 150mm	
汚水ポンプ	2台	着脱式水中ポンプ	φ 100mm 0.84m ³ /分 × 揚程23m	電動機3 φ 200V 7.5kW
汚水ポンプ制御盤	1面	屋外閉鎖自立盤	W1,120mm × D550mm × H2,100mm	
水位計	1組	投込式	0~10m	
水位検出端	2組	フリク式レベルスイッチ		
水中攪拌ポンプ	1台	着脱式水中ポンプ	22m ³ /時	電動機3 φ 200V 1.5kW
非常通報装置	1台		警報6点	

富沢ポンプ場設備一覧表

機器名	数量	形式	規格	備考
ポンプ場上屋	1式	鉄筋コンクリート造	延床面積 429.09㎡	
沈砂池	2池		W2,000mm × D7,500mm × H5,000mm	
受水槽	1式		W3,200mm × D7,250mm × H5,000mm	
重油タンク	1基	地上式円柱型	φ 1,250mm × 1,300mm 1.500ℓ	
汚水圧送管	m	DCIP	φ 250mm	
No. 1流入ゲート	1基	電動角形外ネジ式	W600mm × H600mm	電動機3φ 200V 0.75kW 自動降下式 降下時間約4分
No. 2流入ゲート	1基	電動角形外ネジ式	W600mm × H600mm	電動機3φ 200V 0.75kW 自動降下式 降下時間約4分
中間ゲート	1基	手動角形外ネジ式	W1,000mm × H1,000mm	
No. 1自動除塵機	1台	ダブルチェーン式前面掻揚形	W1,000mm × H4,950mm 目巾20mm 0.56㎡/時	電動機3φ 200V 0.75kW
No. 1し渣脱水機	1台	スクリュウ式プレス	φ 600mm 0.5㎡/時	電動機3φ 200V 1.5kW
No. 2自動除塵機	1台	レーキ付ダブルチェーン式	W1,000mm × H3,115mm 目巾20mm 0.41㎡/時	電動機3φ 200V 0.75kW
粗目スクリーン	1基	手掻スクリーン	600mm × 2,000mm 目巾75mm	
汚水ポンプ	3台	立軸スクルー渦巻斜流ポンプ	φ 200mm 3.9㎡/分 × 揚程27m	
同上電動機	3台	立軸全閉外扇形	3φ 200V 37kW	
発電機	1台	三相交流発電機	3φ 200V 150kVA	キュービクル形
同上エンジン	1台	ガスタービン	191kw × 53,000rpm × 1,500rpm	A重油 セルモーター駆動
直流電源盤	1面	屋内自立形	W900mm × H2,300mm × D900mm FVL-200 × 12セル(長寿命型)	制御用FVL-50-12 × 2セル
引込盤	1面	屋内自立形	W800mm × H2,300mm × D800mm DS 7.2KV	
受電盤	1面	屋内自立形	W800mm × H2,300mm × D800mm VCB 7.2KV 600A	
主変圧器盤	1面	屋内自立形	W1,200mm × H2,300mm × D1,050mm 3φ Tr 6.600V/210V 200kVA	
低圧主幹盤	1面	屋内自立形	W1,600mm × H2,300mm × D800mm	
照明分岐盤	1面	屋内自立形	W800mm × H2,300mm × 800mm 1φ Tr 10kVA 210/105V	
コントロールセンタ	4面	屋内自立両面形	W600mm × H2,300mm × D600mm	
補助継電器盤	3面	屋内自立形	W600mm × H2,300mm × D600mm	
計装監視盤	1面	屋内自立形	W700mm × H2,300mm × D600mm	
コントローラ盤(1)	1面	屋内自立形	W700mm × H2,300mm × D700mm	機器操作用タッチパネル付
コントローラ盤(2)	1面	屋内自立形	W700mm × H2,300mm × D700mm	ミニUPS 2KVA内蔵
中継盤	1面	屋内自立形	W600mm × H2,300mm × D600mm	
現場操作盤	1式	屋内自立形		
流量計	1台	電磁流量計	φ 300mm 0~900㎡/時	
流入渠水位計	1組	投込式	0~6.5m	
No.1ポンプ井水位計	1組	投込式	0~5m	
No.2ポンプ井水位計	1組	投込式	0~5m	
ポンプ室床排水ポンプ	1台	水中ポンプ	φ 65mm 0.15㎡/分 × 揚程11m	電動機3φ 200V 1.5kW
水中攪拌装置	2台	水中ミキサー	φ 254mm	電動機3φ 200V 1.5kW
活性炭吸着塔	1基	立式カートリッジ式	W1,580mm × L3,050mm × H3,000mm 55㎡/分	
脱臭ファン	1基	FRP製ターボファン	55㎡/分 1.8kPa	電動機3φ 200V 3.7kW
エリミネータ	1基	慣性ブレード式	55㎡/分	
遠方監視装置	1面	屋内自立形	W750mm × H2,350mm × D600mm	
直流電源盤	1面	屋内自立形	W900mm × H2,300mm × D800mm FVL-50-12 × 9セル	MSE長寿命形

富沢南ポンプ場設備一覧表

機器名	数量	形式	規格	備考
ポンプ場建築物	1式	RC造B1F・2F	延床面積 273.66㎡	
圧送管	m	DCIP		
No.1流入ゲート	1基	手動角型外ネジ式	W500mm×H500mm	
No.2流入ゲート	1基	電動角型外ネジ式	W500mm×H500mm	電動機3φ200V 0.4kW
流出ゲート	2基	手動角型外ネジ式	W500mm×H500mm	
ポンプ井連絡ゲート	1基	手動角型外ネジ式	W500mm×H500mm	
粗目スクリーン	2基	手掻ハースクリーン	W800mm×H1,900mm×目巾50mm	
し渣破碎機	1基	二軸差動式	150㎡/時	電動機3φ200V 3.7kW
揚砂ポンプ	1台	吸込スクルー水中汚水ポンプ	φ80mm 0.5㎡/分×揚程8m	電動機3φ200V 2.2kW
揚砂分離機	1基	サイクロン	0.5㎡/分	
汚水ポンプ	2台	吸込スクルー水中汚水ポンプ	φ150mm 2.5㎡/分×揚程8m	電動機3φ200V 7.5kW
発電機	1台	三相交流発電機	3φ200V 50kVA	
同上エンジン	1台	ディーゼルエンジン	水冷6気筒 66ps 1,500rpm	軽油 セルモーター起動
燃料小出槽	1基	鋼板製	390ℓ	
受電盤	1面	屋内閉鎖自立型	W900mm×H2300mm×D800mm	
No.1動力制御盤	1面	屋内閉鎖自立型	W1,000mm×H2,300mm×D800mm	
No.2動力制御盤	1面	屋内閉鎖自立型	W800mm×H2,300mm×D800mm	
UPS盤	1面	屋内閉鎖自立型	W600mm×H770mm×D800mm	
計装盤	1面	屋内閉鎖自立型	W1,080mm×H2,300mm×D1,000mm	
現場操作盤	1式			
流量計	1式	電磁流量計	φ150mm 0～600㎡/時	
流入渠水位計	2組	投込式	0～6m	
ポンプ井水位計	2組	投込式	0～4m	
活性炭吸着塔	1基	立型三層カートリッジ式	W1,300mm×H3,550mm×D1,300mm 20㎡/分	
ミストセパレータ	1基	慣性衝突式	20㎡/分	
吸引ファン	1基	FRP型ターボファン	20㎡/分	電動機3φ200V 2.2kW
汎用ミニUPS	1台	商用同期常時インバータ給電方式	定格出力2KVA	
分電盤	1面	屋内自立型	W600mm×H1,650mm×D500mm	
伝送装置盤	1面	屋内自立型	W750mm×H2,350mm×D600mm	

人來田ポンプ場設備一覧表(1/2)

機器名	数量	形式	規格	備考
ポンプ場上屋	1式	鉄筋コンクリート造		
圧送管	m	DICP	φ500	
主流入ゲート	1基	電動角形外ネジ式	W800mm×H800mm	電動機 0.75kW
沈砂池流入ゲート	2基	手動角形外ネジ式	W600mm×H800mm	
沈砂池流出ゲート	2基	手動角形外ネジ式	W600mm×H600mm	ベベルギヤ式
ポンプ井連絡ゲート	1基	手動角形外ネジ式	W800mm×H1,100mm	ベベルギヤ式
スクリーン	1基	鋼製手掻き形	1,460mm×2,600mm 目巾50mm	
破碎機	1台	自動スクリーン付き2軸差動式	水路幅約750mm×深さ約650mm 処理水量16.0m ³ /分 目幅6.4mm	駆動装置3.7kw×200v×50Hz
現場操作盤	1式			
揚砂ポンプ	2台	吸込スクリー付水中汚水ポンプ	φ100×0.8m ³ /分×13mH	5.5kw×200v×50Hz
沈砂掻寄機	2台	スクリーコンベア	スクリー羽根306φ×L2,500mm 掻寄能力1.5m ³ /H	3.7kw200v
沈砂洗淨機	1台	洗淨槽付スクリーコンベア	スクリー羽根400φ 処理能力2.4m ³ /h	7.5kw200v
沈砂搬出台車	2台	受皿付ケーキコンテナ	1,740mm×1,212mm×660mm 0.6m ³	
沈砂ホッパー	1台	鋼板製角形電動カットゲート式	容量1.5m ³ W1,700mm×L1,700mm×H1400mm	0.75kw×200v×50Hz
ポンプ井攪拌機	2台	羽根径攪拌機	羽根径 300mm	2.8kw×200v×50Hz
排水ポンプ	1台	可搬式水中サンドポンプ	φ80mm×0.55m ³ /分×20mH	5.5kw×200v×50Hz
汚水ポンプ	6台	横軸吸込スクリー式渦巻ポンプ	φ250mm 8.01m ³ /分×揚程95m(47.5m+47.5m)	(並列2段)
汚水ポンプ用電動機	6台	巻線型誘導電動機	AC6,600v×50Hz×110kw×4P	
電動機起動制御装置	6台	金属抵抗器及びカム式制御器	AC6,600v×50Hz×110kw	
汚水ポンプ吐出弁	3台	外ねじ式電動仕切弁	φ250 JIS 20Kフランジ	
脈動吸収タンク	1基	横置円筒型タンク(SUS)	φ2038×L5900	
給水ポンプ	2台	横軸多段渦巻ポンプ	AC200v×50Hz×1.5kw×4P 口径40φ	吐出量160ℓ/分 揚程20m
圧力タンク	1台	ダイヤフラム式圧力タンク		
軸封水ポンプ	2台	横軸多段渦巻ポンプ	AC200v×50Hz×5.5kw×4P 口径40φ	吐出量70ℓ/分 揚程90m
床排水ポンプ	1台	水中汚水汚物ポンプ	0.5m ³ /min×10m×1430min ⁻¹ ×2.2kw	
消火栓ポンプ	1台	多段渦巻ポンプ	口径65φ 吐出量300L/分×揚程52m	5.5kw
燃料移送ポンプ(No.1~No.2)	2台	トロコイドポンプ	口径84φ 吐出量381L/分×吐出圧0.3MPa	0.75kw
No.1燃料移送ポンプ	1台	ギヤポンプ	口径25φ	1.5kw
発電機	1台	交流発電機	3φ×6,600V×750kVA	
同上エンジン	1台	ガスタービン	900PS×22,300rpm	A重油
地下燃料タンク	1基	A重油	12,000ℓ	
燃料小出槽	1基	A重油	490ℓ	
高圧引込盤	1面	屋外自立閉鎖形	(母線)630A W800mm×H2,565mm×D2,000mm	HC-1
受電盤・ZPC・VT盤	1面	屋外自立閉鎖形	W800mm×H2,565mm×D2,000mm	HC-2
動力変圧器一次汚水ポンプ一次盤	1面	屋外自立閉鎖形	W800mm×H2,565mm×D2,000mm	HC-3
高圧負荷開閉器	1組	LA内臓過電流ロック形	300A 12.5KA	
発電機連絡盤	1面	屋外自立閉鎖形	W800mm×H2,565mm×D2,000mm	HC-4
200V動力変圧器盤	1面	屋内自立閉鎖形	W1,000mm×H2,675mm×D2,000mm	CL-1
200V動力配電盤	1面	屋外自立閉鎖形	W1,000mm×H2,565mm×D2,000mm	CL-2
照明変圧器盤	1面	屋外自立閉鎖形	W1,200mm×H2,565mm×D2,000mm	CL-3
汚水ポンプ引込盤	1面	屋内自立閉鎖形	W700mm×H2,350mm×D2,300mm	HC-5
No. 1汚水ポンプ盤	1面	屋内自立閉鎖形	W800mm×H2,300mm×D2,300mm	HP-1
No. 2汚水ポンプ盤	1面	屋内自立閉鎖形	W800mm×H2,300mm×D2,300mm	HP-2
No. 3汚水ポンプ盤	1面	屋内自立閉鎖形	W800mm×H2,300mm×D2,300mm	HP-3
汚水ポンプ補機設備CC盤(1~3)	3面	屋内自立両面形	W600mm×H2,300mm×D550mm	
汚水ポンプ補機設備補機継電器盤	3面	屋内自立両面形	W600mm×H2,300mm×D550mm	

人來田ポンプ場設備一覧表(2/2)

機 器 名	数 量	形 式	規 格	備 考
直流電源装置	1面	屋内自立閉鎖形	W1,000mm×H2,600mm×D1,000mm	
計装変換器盤	1面	屋内自立形	W800mm×H1,900mm×D800mm	
監視操作盤	1面	屋内自立閉鎖形	W1,200mm×H1,900mm×D800mm	
気象計器盤	1面	屋内自立閉鎖形	W800mm×H1,900mm×D800mm	
シーケンスコントローラー	1面	屋内自立閉鎖形	W800mm×H2,300mm×D800mm	
遠方監視制御装置	1面	屋内自立形	W750mm×H2,350mm×D600mm	
ガスタービン機関	1台	単純解放サイクル軸式	26,500min ⁻¹ 50Hz	900PS (662Kw)
一次排気消音機	1基	低騒音形消音機	W1,430mm×H3,100mm×D900mm 一次出口1mにて90dB	
二次排気消音機	1台	低騒音形消音機	W2,900mm×H1,800mm×D2,600mm 一次+二次出口1mにて65dB	
発電機	1台	三相動機発電機	6,600v 65.7A W4,130mm×H2,600mm×D1,550mm	750KVA(600Kw)
発電機盤	1面	屋内自立閉鎖形	W700mm×H2,300mm×D2,100mm	MG2
自動始動盤	1面	屋内自立閉鎖形	W700mm×H2,300mm×D2,100mm 100A	
始動用直流電源盤	1面	屋内自立閉鎖形	W1,000mm×H2,600mm×D1,600mm 500AH	BT1
沈砂池設備コントロールセンタ	2組	屋内自立両面形	W650mm×H2,300mm×D600mm	
沈砂池設備補助継電器盤	2組	屋内自立閉鎖形	W700mm×H2,300mm×D600mm	
電源切替盤	1面	屋内壁掛形	W500mm×H600mm×D200mm	
中継端子盤	1面	屋内自立形	W600mm×H2,350mm×D600mm	
汚水ポンプ送水流量計	1台	電磁流量計	口径φ300mm 0~1,500m ³ /時	入力DC1~5V
着水位水位計	1組	投込式水位計 1台 フリクト式水位計 1台	出力4~20mA (0~5m) H:0.9m HH:1.0m	
ポンプ井水位計	1槽	投込式水位計 1台 フリクト式水位計 1台	出力4~20mA (0~6m)	
	2槽	エアーパージ式水位計 1台 フリクト式水位計 1台	出力4~20mA (0~6m) 圧縮空気補給用ベビコン 2台	1.5Kw
計装用コンプレッサ	1組	小型往復空気圧縮機	21L/min	0.2Kw
排気ファン(No.1~No.2)	2台	電動機直動	W700×H890×D700 287m ³ /min	
換気排気ファン	1台	電動機直動	W700×H890×D700 252m ³ /min	
換気排気消音機	1基	電動機直動	W2,200×H1,080×D980 252m ³ /min	
給気消音機	1基		W2,200×H1,400×D1,300 574m ³ /min	
除塵機用脱臭装置	1基	充填剤腐食質脱臭剤	□500×H1,800 3m/min	0.3Kw
活性炭吸着塔	1基	立形3槽カートリッジ式	吸着剤 酸性・アルカリ性・中性 各1.2m ³	
脱臭ファン	1台	片吸込ターボファン	55m ³ /分 1.76kPa	電動機200V 3.7kW
揚砂ポンプ保守用チェーンブロック	1台	電動ギヤードトロリ付	2t×1	
機器搬入用チェーンブロック	2台	手動ギヤードトロリ付	1t×2	
機器搬入用チェーンブロック	3台	手動ギヤードトロリ付	5t×3	
雨量計	1組	転倒弁式	φ200 感度0.5mm 0~100mm/h	
降雨強度計	1台	水滴計数方式	φ200 感度0.5mm 0~100mm/h	
汎用ミニUPS	1台	商用同期常時インバータ給電方式	定格出力2KVA	
伝送装置(1)	1面	屋内自立型	W725mm×H2,350mm×D600mm	
伝送装置(2)	1面	屋内自立型	W725mm×H2,350mm×D600mm	

別紙 3

落合雨水ポンプ場外 10箇所 運転管理業務委託

保守点検基準表

〈保守点検基準表(中継ポンプ場)〉

(1) 保守点検の作業内容

ア. 目視作業

機器及び全体の外観を目視し、損傷、亀裂、漏れ、さび及び臭気、音により正常か否かを判断する作業。

例: 油漏れ、軸受けの異音、摩耗、シール面の当り、カップリングの空隙、ボルトのゆるみなど

イ. 触間作業

機器に手を触れ、振動、温度等により正常か否かを判断する作業。

例: 振動、グランドパッキン部の過熱等

ウ. 確認作業

各機器の圧力、温度、流量、電流等、計器の指示値を読み正常か否かを判断する作業であり、目視及び触感作業を含む。

例: 電流、電圧、電力、吐出圧、吐出量、回転速度等計器の値を読み取り、正常か否かを判断する。

エ. 測定作業

各機器の摩耗状態及び作動が、正常か否かを測定計器(温度計、振動計、回転計等)を使用して調べる作業。

確認作業が、現場に設置されている計器により行われるのに対して、測定計器を現場に持参して行う点が異なる。

例: 軸受温度測定、振動測定、絶縁抵抗測定等

オ. 調整作業

機器の正常状態からのずれを補正するために行う作業。

例: チェーンの張り具合調整、ベルトの張り具合調整、計器の零点調整等

カ. 分解作業

機器の点検掃除及び消耗品交換作業。

例: グランドパッキン、メカニカルシール、カップリングゴム、潤滑油の交換、閉塞物、スケール等の除去

ただし、性能に関わる分解作業は除く。

例: ポンプ・回転機器等

キ. 記録作業

点検結果を所定の用紙に記録する作業。

必要により計算を行って、機器の状態を判断する。

(2) 機械設備

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検			
				1週間	1ヶ月	その他	
① 沈砂池設備	ゲート	手動式	1. 開度確認 2. 油量の確認(油圧式)	1. 作動確認	1. 作動確認(開閉時間の測定と電流値の確認含む) 2. ネジ部のグリス塗布	6ヶ月	1. リミットスイッチ等の作動確認
		電動式					
		油圧式				1年	1. 油の劣化状況の確認(油圧式) 2. シート及びスピンドルの損傷確認
		自動降下式					
	除塵機械	手搔バースクリーン	1. モーター、減速機の油面、温度、異音、振動の確認 2. スクリーンかすの除去	1. 停止機器を稼働させてレーキの走行状態・チェーンの状態確認	1. チェーンの張り調整 2. グリスの補給、チェーンへのオイル補給	6ヶ月	1. 取付ボルトのゆるみ確認 2. ワイヤロープの伸び、リミットスイッチの作動確認
		連続式自動除塵機					
		間欠式自動除塵機					
		ロープ懸垂形				1年	1. チェーン、シャープピン、スプロケットホイールの磨耗状況の測定 2. 減速機潤滑油の交換
		ロープ台車形					
	除砂機械	Vバケットコンベア式	1. モーター・減速機の油面、温度、異音、振動の確認	1. 停止機器を稼働させて駆動部、チェーンバケットの損傷の確認	〈Vバケットコンベア式〉 除塵機械に準じる	〈Vバケットコンベア式〉 除塵機械に準じる	
		サンドポンプ式				1年	〈サンドポンプ式〉 1. 本体の損傷確認
洗浄装置	フライトコンベア式	1. 異音、振動、液位、作動の確認		除塵機械に準じる	除塵機械に準じる		
	攪拌槽式						
	ドラム回転式						

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検				
				1週間	1ヶ月	その他		
① 沈砂池設備	搬出機械	フライトコンベア	1. 温度、異音、振動の確認	1. 停止機器を稼働させて、走行状態、ローラの回転状態、ワイヤの損傷確認	1. ベルト、チェーンの張りの調整 2. グリスの補給	6ヶ月	1. 取付ボルトのゆるみの確認 2. リミットスイッチの作動確認	
		ベルトコンベア				1年	1. チェーン、シャープピン、スプロケットホイールの磨耗の測定 2. 潤滑油の交換	
		スキップホイスト						
	貯留ホッパ	油圧式	1. スクリーンかす、沈砂・し渣の貯留状況、全閉状況、油圧、油面の確認			1年	1. リミットスイッチの作動確認	
	パワーシリンダ式							
	スライドゲート式							
② 主ポンプ設備	ポンプ	立軸斜流ポンプ	1. 異音、温度、圧力、弁開度、水漏れ、振動の確認 2. グランドパッキン・メカニカルシールの確認		1. 軸受温度の確認 2. グランドパッキン・メカニカルシールの調整	6ヶ月	1. 取付ボルトのゆるみ確認 2. グリス交換 3. 振動測定 4. カップリングゴムの磨耗の確認	
		立軸渦巻斜流ポンプ						
		水中ポンプ						
		横軸軸流ポンプ						
	ポンプの駆動装置	電動式	固定速	1. 電流値、異音、温度の確認			1年	1. ブラシ、スリップリングの磨耗の確認及びブラシの清掃
			可変速					
		ディーゼル機関		1. 振動、油漏れ、ボルトのゆるみの確認		自家発電設備に準ずる	自家発電設備に準ずる	
	バルブ	仕切弁	手動弁	1. 開度の確認 2. 漏れ確認		1. 作動確認 2. グランドパッキン・メカニカルシールの確認	1年	1. グリス補給
			電動弁					
		蝶形弁	手動弁					
電動弁								
逆止弁		スイング式						
	フラップ式							
天井クレーン	手動式		1. 作動確認		クレーン等安全規則による	1年	クレーン等安全規則による	
	電動式							

設備名	機器名	分類		日常点検	定期点検		
					1週間	1ヶ月	その他
③ 脱臭設備	活性炭吸着塔	横向流式 上向流式	一段式	1. 漏れの確認 2. 差圧の確認			2ヶ月 1. 臭気測定 (測定結果により槽内部点検)
	多段式						
	脱臭ファン			1. 異音、温度、振動、圧力、 電流値の確認		1. Vベルトの張りの調整 2. グリス補給	1年 1. 羽根の損傷の確認
④ 空気調和設備	冷却塔	冷却塔		1. 散水状況の確認			
	空気調和機	パッケージ形空調機		1. 圧力、温度、異音の確認			6ヶ月 1. フィルタ水洗い 2. Vベルトの張り確認
		ユニット形空調機					
		小型クーラー					
		パネル形エアフィルタ					
		自動巻取エアフィルタ					
	電気集じん器						
ポンプ	空調用ポンプ		1. 異音、温度、圧力、水漏、 振動の確認		1. グランドパッキン・メカニカルシールの調整	6ヶ月 1. 取付ボルトの増し締め 2. 振動測定、カップリングゴムの磨耗の確認	
	ボイラ用給水ポンプ						
	油ポンプ		2. グランドパッキン・メカニカルシールの確認			1年 1. 点検清掃	
⑤ 換気設備	送風機	送風機		1. 異音、温度、振動の確認			1年 1. 羽根の損傷の確認
		換気扇					
		屋上ルーフファン					
		排煙機					
	風道	吹出口及び吸込口		1. 吹出口、吸込口の異物付着 確認		1. ダンパの開閉確認	6ヶ月
ダンパ類							

設備名	機器名	分類		日常点検	定期点検			
					1週間	1ヶ月	その他	
⑥ その他の設備	重油貯蔵施設 (本体槽)			1. 貯留量の確認 2. 漏れの確認<地上式>		1. エア抜きパイプの スケール除去	「下水道維持管理積算要領」終末処理場・ポンプ場施設編2011年版による	
	床排水ポンプ	槽外形	直結形	1. 油量確認 2. 作動、異音の確認		1. 排水槽の確認	6ヶ月	1. 排水槽内堆積物除去
		水中ポンプ					1年	1. 点検清掃
	配管			1. 漏れ確認				
	破砕機	配管形			1. 異音、温度、振動の確認			1年
水路形				2. 異物の除去	2. カッタの刃の交換(適宜)			

(3) 電気設備

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検				
				1週間	1ヶ月	その他		
① 受 変 電 ・ 動 力 設 備	電線路	架空電線路			1. 標識・保護さくの状態 確認 2. 電線の高さ・他の工作物・ 植物との離隔距離の確認 3. 端末部の腐食損傷の確認	1 年	1. 外部、接続部の損傷・腐食・ 過熱・変形ゆるみの確認	
		地中電線路						
		母線						
	接地線	接地線			1. 端子箱の異常の確認			
	受変電設備	PAS・断路器・遮断機・ 避雷器・計器用変成器・ 開閉器類	1. 外観損傷の目視点検 2. 表示器等による異常の有無 確認			1. 異物の付着確認 2. 損傷、油漏れ及びき裂の 確認 3. 指示計、表示灯類の確認 4. 異音、異臭、振動の確認 5. 油量の確認 6. 温度の確認	1 年	1. 外部、接続部の損傷・腐食・ 過熱・変形ゆるみの確認 2. 付属装置の機能確認
		配電用変圧器						
		コンデンサ類						
		高圧リアクトル						
		ヒューズ類						
保護継電器								
高調波抑制装置								
その他付属設備								
負荷設備	コントロールセンタ	1. 異音、振動、過熱、異臭の 確認 2. 表示器等による異常の有無 確認				1 年	1. 外部、接続部の損傷・腐食・ 過熱・変形ゆるみの確認 2. 付属装置の機能確認 3. 特定対象機器(水中ポンプ等) の絶縁抵抗測定	
	可変速制御装置							
	補助継電器・制御盤							
	電動機							
	現場操作盤							
	照明設備							

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検				
				1週間	1ヶ月	その他		
② 自家発電設備	機関	ディーゼル			1. 外観の確認、保守運転 2. 損傷、油漏れ及びき裂の確認、清掃 3. 指示計、表示灯類の確認 4. 異音、異臭、振動の確認 5. 温度の確認	3ヶ月	1. ボルト、ナットのゆるみ点検	
		ガスタービン						
	発電機					1年	1. 実負荷運転	
	燃料小出槽		1. 外観、油量の確認		1. 油量の確認	6ヶ月	1. 水分、スラッジの有無確認	
	燃料ポンプ		1. 外観の確認 2. 異音、温度、圧力、弁開度、油漏れ、振動等の確認 3. グランドパッキンの調整				6ヶ月	1. 取付ボルトのゆるみの確認 2. 振動測定 3. カップリングゴムの摩耗状況の確認
							3ヶ月	1. 潤滑油油の確認 2. 点検清掃
	コンプレッサ 始動用空気槽				1. ベルト、ドレン、圧力の確認	3ヶ月	1. 充てん時間の確認	
	減圧水槽				1. 水位の確認			
	冷却水槽							
	冷却水ポンプ				1. 外観の確認 2. 異音、温度、圧力、弁開度、水漏れ、振動等の確認 3. グランドパッキンの調整	6ヶ月	1. 取付ボルトのゆるみの確認 2. 振動測定 3. カップリングゴムの磨耗状況の確認	
							1年	1. 潤滑油の確認 2. 点検清掃
	ラジエータ				1. 水温の確認			
	熱交換器							
	潤滑油冷却器				1. 油漏れの確認			
	温度調節弁				1. 外観の確認			
給水装置	(ボールタップなど)			1. 水量の確認				
始動用バッテリー			1. 直流電源装置に準ずる					
配電盤類	発電機盤				1. 異音、過熱、異臭の確認 2. 表示器等による異常の有無確認	1年	1. 汚損、損傷、過熱、ゆるみ及び断線の異常確認 2. 開閉器、昇降装置の作動確認	
	自動始動盤							
	補機盤、現場操作盤							

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検			
				1週間	1ヶ月	その他	
③ 制御・計装用電源設備	蓄電池	制御弁式鉛	1. 電圧の確認		1. 全セルの電槽、き裂、変形、損傷、漏液の確認 2. 電圧、温度の確認	6ヶ月	1. 架台等の腐食、損傷、耐酸塗料の剥離、沈殿物の色相、極板湾曲、隔離板、端子のゆるみ、損傷の確認
		ベント式鉛					
		アルカリ					
		蓄電池盤					
	直流電源装置 無停電電源装置	整流器、充電器	1. 異音、過熱、異臭の確認 2. 表示器等による異常の有無確認		1. 電圧、電流の確認	1年	1. 汚損、損傷、過熱、ゆるみ及び断線の異常確認 2. 開閉器類の作動確認
		インバータ					
		電源分岐盤					
		切替装置					
	汎用ミニUPS						
④ 電線路設備	架空電線路				1年	1. 外観の確認 2. 碍子のき裂確認 3. 取付ボルトのゆるみ確認 4. ハンドホール内の点検清掃	
	地中電線路						
	ケーブル配管						
⑤ 計装設備	指示計器類	指示計	1. 外観の確認 2. 指示状況の確認		1. ゴミ、ほこりの除去 2. 記録紙の交換 3. インク、ペン部分の清掃及び交換 4. スライド部の清掃、給油	1年	1. 零点調整 2. 清掃
		記録計					
		積算計					
		調節計					
		ループコントローラ					
		演算器					
		警報設定器					
		手動設定器					
	共通機器類	電源装置	1. 外観の確認			1年	1. 清掃
		ディストリビュータ					
		信号変換器					
		避雷器					
		現場計装盤					

設備名	機器名	分類	日常点検	定期点検			
				1週間	1ヶ月	その他	
⑤ 計 装 設 備	計測装置	液位計	1. 外観の確認 2. 指示状況の確認			1 年	1. 零点調整 2. 清掃
		開度計					
		流量計					
		重量計					
		圧力計					
		温度計					
		回転数計					
		Ph計					
⑥ 監 視 制 御 設 備	監視装置	監視操作盤	1. 外観の確認 2. 計器の異常の有無確認 3. 表示灯の異常確認			1 年	1. 冷却ファン、フィルタの状態確認
		計装盤、変換器盤					
	制御装置	制御盤、補助継電器盤	1. 外観の確認 2. 表示灯の異常確認			1 年	1. 冷却ファン、フィルタの状態確認
		シーケンスコントローラ類					
	情報処理装置	中央処理・表示・出力装置	1. 外観の確認 2. 室温、湿度の確認			1 年	1. 冷却ファン、フィルタの状態確認
		遠方監視制御装置					
		その他の制御装置					
工業用テレビ							
⑦ 付 帯 設 備	照明設備		1. 外観の確認 2. 表示灯の異常確認			1 年	1. 照明効果、汚損、損傷、過熱、ゆるみ、断線の確認
	動力設備						
	自動火災報知設備						
	電話設備						
	拡声器設備						
	テレビ共聴設備						
	避雷針設備						
	電気時計設備						
街灯設備							

※それぞれのポンプ場の設備で該当する設備の点検を行う。

(4) 定期自主点検表

1. 圧力容器的自主点検表

項 目		点 検 項 目
本 体		損傷の有無
付 属 品	ふた締付けボルト	摩耗の有無
	管及び弁	損傷の有無

点検頻度:第二種圧力容器 1回/年以内

2-1. クレーン定期自主点検表(1回/月 以内)

項 目		点 検 項 目
安 全 装 置	過巻防止装置、 その他の安全装置	異常の有無
	過負荷警報装置、 その他の警報装置	
ブレーキ、クラッチ		異常の有無
ワイヤーロープ		損傷の有無
吊りチェーン		損傷の有無
吊り具 (フック、グラブバケット)		損傷の有無
配線、集電装置、配電盤 開閉器		異常の有無
コントローラ		異常の有無

2-2. クレーン定期自主点検表(1回/年 以内)

項 目		点 検 項 目
作動試験		吊り上げ、走行、旋回、 トロリの横行等の作動
安 全 装 置	過巻防止装置、 その他の安全装置	異常の有無
	過負荷警報装置、 その他の警報装置	
ブレーキ、クラッチ		異常の有無
ワイヤーロープ		損傷の有無
吊りチェーン		損傷の有無
吊り具 (フック、グラブバケット)		損傷の有無
配線、集電装置、配電盤 開閉器		異常の有無
コントローラ		異常の有無

落合雨水ポンプ場外 10 箇所
運転管理業務委託

運転管理年報
平成 25 年度～平成 27 年度

(年報)

落合ポンプ場

年月	雨水ポンプ運転時間 (h)				計	雨水放流量 m ³	電力量 kwh	水道使用量 m ³	重油残量(㊦) 13'3月残量 8,900
	No.1	No.2	No.3	No.4					
13'4	0.6	0.6	0.1	0.0	1.3	0	5,010	2	8,900
13'5	0.6	0.6	0.3	0.3	1.8	0	4,820	8	8,900
13'6	0.5	0.5	0.1	0.1	1.2	0	4,900	0	8,900
13'7	0.6	0.6	0.0	0.0	1.2	0	5,580	5	8,900
13'8	0.6	0.6	0.3	0.3	1.8	0	5,190	19	8,800
13'9	0.6	0.6	0.1	0.0	1.3	0	5,340	4	8,800
13'10	0.5	0.6	0.1	0.1	1.3	0	5,120	0	8,000
13'11	0.0	0.3	0.3	0.3	0.9	0	5,300	2	8,000
13'12	0.0	0.5	0.1	0.0	0.6	0	5,580	12	8,000
14'1	0.0	0.5	0.0	0.0	0.5	0	6,860	0	8,000
14'2	0.0	0.2	0.6	0.3	1.1	0	8,340	3	8,000
14'3	2.7	0.2	0.1	0.1	3.1	0	8,670	28	8,000
合計	6.7	5.8	2.1	1.5	16.1	0	70,710	83	年間使用量
最大	2.7	0.6	0.6	0.3	3.1	0	8,670	28	900
最小	0.0	0.2	0.0	0.0	0.5	0	4,820	0	
平均	0.6	0.5	0.2	0.1	1.3	0	5,893	7	

(年報)

落合ポンプ場

年月	雨水ポンプ運転時間 (h)				計	雨水放流量 m ³	電力量 kwh	水道使用量 m ³	重油残量 (ℓ)
	No.1	No.2	No.3	No.4					
14'4	0.1	0.1	0.0	0.0	0.2	0	5,150	0	14'3月残量 8,000
14'5	0.4	0.3	0.2	0.2	1.1	3,400	4,450	1	8,000
14'6	0.1	0.1	0.0	0.0	0.2	0	4,550	4	8,000
14'7	0.1	0.1	0.0	0.0	0.2	0	5,210	3	8,000
14'8	0.2	0.1	0.1	0.2	0.6	4,200	5,110	1	8,000
14'9	0.1	0.1	0.0	0.0	0.2	0	4,470	0	8,000
14'10	3.0	0.1	0.1	0.1	3.3	121,800	4,450	2	6,800
14'11	0.3	0.3	0.2	0.2	1.0	0	5,100	0	6,800
14'12	0.2	0.1	0.0	0.0	0.3	0	7,290	1	6,800
15'1	0.4	0.3	0.0	0.0	0.7	0	8,090	8	6,800
15'2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.2	0	7,190	3	6,800
15'3	0.1	0.1	0.0	0.0	0.2	0	6,480	2	6,800
合計	5.1	1.8	0.6	0.7	8.2	129,400	67,540	25	年間使用量
最大	3.0	0.3	0.2	0.2	3.3	121,800	8,090	8	1,200
最小	0.1	0.1	0.0	0.0	0.2	0	4,450	0	
平均	0.4	0.2	0.1	0.1	0.7	10,783	5,628	2	

年報

落合雨水ポンプ場

年月	雨水ポンプ運転時間 (h)				計	雨水放流量 m ³	電力量 kwh	水道使用量 m ³	重油残量(ℓ) 15'3月残量 6,800
	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4					
15'4	0.5	0.5	0.4	0.4	1.8	0	5,000	0	6,800
15'5	0.7	0.6	0.5	0.5	2.3	0	4,650	0	8,000
15'6	0.6	0.6	0.4	0.5	2.1	0	4,430	0	6,800
15'7	0.8	0.7	0.3	0.4	2.2	0	5,420	6	6,800
15'8	0.9	0.7	0.3	0.3	2.2	0	5,530	2	6,000
15'9	14.9	4.6	1.7	1.0	22.2	813,800	5,210	4	6600(3500搬入)
15'10	0.5	0.5	0.0	0.0	1.0	0	4,330	0	8600(2000搬入)
15'11	0.9	0.8	0.2	0.2	2.1	0	4,630	0	8,600
15'12	0.5	0.5	0.2	0.2	1.4	0	6,030	0	7,880
16'1	0.5	0.4	0.3	0.3	1.5	0	8,500	0	7,880
16'2	0.6	0.7	0.1	0.1	1.5	0	8,080	1	7,880
16'3	0.8	0.7	0.2	0.2	1.9	0	7,550	0	7,880
合計	22.2	11.3	4.6	4.1	42.2	813,800	69,360	13	年間使用量
最大	14.9	4.6	1.7	1.0	22.2	813,800	8,500	-	4,420
最小	0.5	0.4	0.0	0.0	1.0	0	4,330	-	
平均	1.9	0.9	0.4	0.3	3.5	69,850	5,780	-	

(年報)

座松ポンプ場

年月	汚水ポンプ運転時間 (h)				計	雨水放流量 m ³	電力量 kwh	重油残量(ℓ) 13'3月残量 3,800	水道使用量 m ³
	No.1	No.2	No.3						
13'4	0.4	0.4	0.4		1.2	0	4,650	3,800	3
13'5	0.6	0.6	0.6		1.8	0	2,960	3,800	0
13'6	0.4	0.4	0.4		1.2	0	2,170	3,800	0
13'7	0.4	0.4	0.4		1.2	0	2,470	3,800	1
13'8	0.6	0.6	0.6		1.8	0	2,790	3,800	8
13'9	0.4	0.4	0.4		1.2	0	2,360	3,800	0
13'10	0.5	0.5	0.5		1.5	0	2,190	3,800	1
13'11	0.4	0.5	0.5		1.4	0	3,670	3,800	0
13'12	0.4	0.4	0.4		1.2	0	5,870	3,800	5
14'1	0.4	0.4	0.7		1.5	0	7,160	3,800	1
14'2	0.4	0.4	0.4		1.2	0	6,700	3,800	1
14'3	0.5	0.5	0.5		1.5	0	6,220	5,300	0
合計	5.4	5.5	5.8		16.7	0	49,210	年間使用量	20
最大	0.6	0.6	0.7		1.8	0	7,160	0	-
最小	0.4	0.4	0.4		1.2	0	2,170	3/19 重油 2000ℓ搬入	-
平均	0.5	0.5	0.5		1.4	0	4,101		-

(年報)

鹿松ポンプ場

年月	汚水ポンプ運転時間 (h)			計	雨水放流量 m ³	電力量 kwh	重油残量(ℓ) 14'3月残量 5,300	水道使用量 m ³
	No.1	No.2	No.3					
14'4	0.1	0.1	0.1	0.3	0	4,140	5,300	0
14'5	0.2	0.1	0.2	0.5	3,900	2,400	5,300	2
14'6	0.1	0.1	0.1	0.3	0	2,290	5,300	0
14'7	0.1	0	0.1	0.2	0	2,700	5,300	1
14'8	0.1	0.1	0.2	0.4	4,200	3,400	5,300	0
14'9	0.2	0.2	0.2	0.6	2,300	2,580	5,300	1
14'10	0.7	0.6	0.5	1.8	24,200	2,470	5,300	0
14'11	0.3	0.3	0.3	0.9	0	3,900	5,300	0
14'12	0.1	0.1	0.1	0.3	0	6,410	5,300	10
15'1	0.3	0.3	0.1	0.7	900	7,220	5,300	0
15'2	0.2	0.1	0.2	0.5	600	6,410	5,300	2
15'3	0.1	0.1	0.2	0.4	0	6,090	5,300	6
合計	2.5	2.1	2.3	6.9	36,100	50,010	年間使用量	22
最大	0.7	0.6	0.5	1.8	24,200	7,220	0	-
最小	0.1	0	0.1	0.2	0	2,290	-	-
平均	0.2	0.2	0.2	0.6	3,008	4,168	-	-

年報

庄松雨水ポンプ場

年月	汚水ポンプ運転時間 (h)			計	雨水放流量 m ³	電力量 kwh	重油残量(ℓ)		水道使用量 m ³
	No. 1	No. 2	No. 3				15'3月残量	5,300	
15'4	0.4	0.2	0.3	0.9	0	4,180	5,300	0	
15'5	0.0	0.0	0.0	0	0	2,360	5,300	0	
15'6	0.4	0.2	0.2	0.8	0	2,520	5,300	0	
15'7	0.2	0.3	0.5	1.0	0	2,790	5,300	0	
15'8	4.6	0.6	0.7	5.9	0	3,020	5,300	0	
15'9	3.3	2.5	5.2	11.0	133,100	2,690	4750 (500搬入)	7	
15'10	0.5	0.4	0.4	1.3	0	2,450	4,750	0	
15'11	0.6	0.6	0.6	1.8	0	3,490	4,750	0	
15'12	0.3	0.3	0.3	0.9	0	5,680	4,600	0	
16'1	0.4	0.4	0.4	1.2	0	6,990	4,600	0	
16'2	0.3	0.3	0.8	1.4	0	6,530	4,600	0	
16'3	0.5	0.6	0.6	1.6	0	5,970	4,600	0	
合計	11.5	6.4	9.9	27.8	133,100	48,670	年間使用量	7	
最大	4.6	2.5	5.2	11.0	133,100	6,990	1200	-	
最小	0.0	0.0	0.0	0.0	0	2,360	-	-	
平均	1.0	0.5	0.8	2.3	12,000	4,056	-	-	

(年報)

東郡山雨水ポンプ場

年月	雨水ポンプ運転時間 (h)						計	雨水放流量 m ³	電力量 kwh	水道使用量 m ³	重油残量(ℓ) 13'3月残量 2,550
	低段系		高段系								
	No. 1	No. 2	No. 1	No. 2							
13'4	1.9	0.5	0.4	0.4	0.4	3.2	9,536	6,550	7	2,550	
13'5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	2.1	934	5,550	4	2,550	
13'6	1.6	0.4	0.4	0.4	0.4	2.8	7,367	6,090	8	2,550	
13'7	3.6	0.5	0.5	0.5	0.5	5.1	21,160	7,200	13	2,550	
13'8	1.6	0.4	0.3	0.3	0.3	2.6	7,704	6,950	8	2,550	
13'9	4.2	0.5	0.4	0.4	0.4	5.5	31,942	6,810	14	2,550	
13'10	3.1	0.5	0.5	0.5	0.5	4.6	17,230	5,640	12	2,550	
13'11	0.6	0.4	0.4	0.4	0.5	1.9	1,570	5,770	5	2,550	
13'12	1.0	0.4	0.4	0.4	0.4	2.2	5,154	7,210	7	2,550	
14'1	0.8	0.4	0.0	0.0	0.0	1.2	2,132	8,110	5	2,550	
14'2	1.1	0.4	0.4	0.4	0.4	2.3	3,839	7,370	6	2,550	
14'3	2.2	0.3	0.3	0.3	0.3	3.1	11,730	6,650	9	2,550	
合計	22.3	5.2	4.5	4.5	4.6	36.6	120,298	79,900	98	年間使用量	
最大	4.2	0.5	0.5	0.5	0.5	5.5	31,942	8,110	-	0	
最小	0.6	0.3	0.0	0.0	0.0	1.2	934	5,550	-		
平均	1.9	0.4	0.4	0.4	0.4	3.1	10,025	6,658	-		

(年報)

東郡山雨水ポンプ場

年月	雨水ポンプ運転時間 (h)						計	雨水放流量 m ³	電力量 kwh	水道使用量 m ³	重油残量 (ℓ) 14'3月残量 2,550
	低段系		高段系		No. 2	No. 1					
	No. 1	No. 2	No. 1	No. 2							
14'4	1.3	0.2	0.2	0.1	1.8	5,899	6,000	10	2,480		
14'5	1.5	0.3	0.3	0.2	2.3	5,881	5,190	8	2,480		
14'6	3.7	0.1	0.1	0.1	4.0	24,006	6,090	12	2,480		
14'7	2.2	0.2	0.1	0.1	2.6	11,473	6,440	11	2,480		
14'8	2.3	0.2	0.1	0.1	2.7	12,850	6,410	12	2,480		
14'9	1.4	0.3	0.1	0.3	2.1	6,163	5,680	7	2,480		
14'10	5.1	0.4	0.3	0.3	6.1	45,076	5,100	17	2,480		
14'11	1.4	0.4	0.5	0.5	2.8	6,246	5,530	5	2,480		
14'12	1.1	0.2	0.3	0.3	1.9	5,072	7,180	9	2,480		
15'1	0.8	0.4	0.3	0.3	1.8	1,964	7,850	5	2,480		
15'2	1.0	0.2	0.2	0.2	1.6	3,092	6,960	6	2,480		
15'3	3.4	0.3	0.3	0.4	4.4	22,152	7,630	16	2,480		
合計	25.2	3.2	2.8	2.9	34.1	149,874	76,060	118	年間使用量		
最大	5.1	0.4	0.5	0.5	6.1	45,076	7,850	-	70		
最小	0.8	0.1	0.1	0.1	1.6	1,964	5,100	-			
平均	2.1	0.3	0.2	0.2	2.8	12,490	6,338	-			

年報

東郡山雨水ポンプ場

年月	雨水ポンプ運転時間 (h)						計	雨水放流量 m ³	電力量 kwh	水道使用量 m ³	重油残量(ℓ) 15'3月残量
	低段系		高段系		計						
	No. 1	No. 2	No. 1	No. 2							
15'4	1.6	0.5	0.5	0.4	3.0	7,324	5,790	9	2,480		
15'5	1.0	0.6	0.6	0.6	2.8	3,588	5,720	7	2,480		
15'6	2.0	0.5	0.3	0.3	3.1	12,322	6,620	9	2,480		
15'7	1.0	0.5	0.6	0.6	2.7	4,354	6,650	10	2,480		
15'8	3.3	0.6	0.6	0.6	5.1	21,952	6,900	9	2,410		
15'9	9.2	1.3	1.4	2.7	14.6	84,715	7,350	9	2800(1000搬入)		
15'10	0.4	0.4	0.4	0.4	1.6	0	5,180	6	2,800		
15'11	2.1	0.5	0.5	0.5	3.6	10,828	5,790	6	2,800		
15'12	0.9	0.4	0.4	0.4	2.1	3,204	7,110	8	2,750		
16'1	1.0	0.5	0.4	0.4	2.3	4,237	8,060	3	2,750		
16'2	0.6	0.4	0.5	0.5	2.0	999	7,470	4	2,750		
16'3	0.5	0.8	0.6	0.6	2.5	0	7,320	3	2,750		
合計	23.6	7.0	6.8	8.0	45.4	153,523	79,960	83	年間使用量		
最大	9.2	1.3	1.4	2.7	14.6	84,715	8,060	-	730		
最小	0.4	0.4	0.3	0.3	1.6	0	5,180	-	-		
平均	2.0	0.6	0.6	1.0	3.8	12,794	6,663	-	-		

(年報)

長町第1ポンプ場

年月	分流ポンプ運転時間 (hr)		分流放流量 m ³	合流ポンプ運転時間 (hr)		合流放流量 m ³	電力量 kwh	洗浄水返送流量 m ³	沈砂搬出量 t	し漕搬出量 t	水道使用量 m ³	重油残量(0) 13'3月残量 31,800
	No.1	No.2		No.1	No.2							
13'4	2.9	0.2	13,817	0.0	0.0	0	3,750	13,184	0.00	0.00	4	31,800
13'5	0.6	0.1	2,384	0.0	0.0	0	1,160	4,667	0.00	0.00	2	31,500
13'6	2.4	0.1	11,757	1.4	0.0	9,225	3,330	9,120	0.00	0.00	7	31,500
13'7	7.6	0.6	40,098	3.1	0.0	19,329	10,420	25,699	0.00	0.00	17	31,500
13'8	3.5	0.5	18,856	0.0	0.0	0	10,470	15,545	0.00	0.00	4	31,500
13'9	6.6	2.2	47,208	6.8	4.6	85,535	16,980	18,061	0.00	0.00	26	31,500
13'10	6.3	0.2	31,506	2.1	0.0	12,483	6,940	18,091	0.00	0.00	15	31,500
13'11	0.6	0.0	2,024	0.0	0.0	0	450	710	2.30	0.00	1	31,500
13'12	2.2	0.3	11,186	1.3	0.0	7,328	2,250	2,204	0.00	0.00	9	31,500
14'1	0.4	0.4	1,714	0.4	0.2	159	1,230	841	0.00	0.00	1	31,500
14'2	0.2	1.5	8,186	0.1	0.1	0	1,520	3,648	0.00	0.00	2	31,500
14'3	0.2	3.7	19,672	0.0	0.9	7,188	4,160	10,579	0.00	0.00	11	31,500
合計	33.5	9.8	208,408	15.2	5.8	141,247	62,660	122,349	2.30	0.00	99	年間使用量
最大	7.6	3.7	47,208	6.8	4.6	85,535	16,980	25,699	2.30	0.00	—	300
最小	0.2	0.0	1,714	0.0	0.0	0	450	710	0.00	0.00	—	—
平均	2.8	0.8	17,367	1.3	0.5	11,771	5,222	10,196	0.19	0.00	—	—

(年報)

長町第1ポンプ場

年月	分流ポンプ運転時間 (hr)		分流放流量 m ³	合流ポンプ運転時間 (hr)		合流放流量 m ³	電力量 kwh	洗浄水返送流量 m ³	沈砂機出量 t	し渣機出量 t	水道使用量 m ³	重油残量(0) 14'3残量 31,500
	No.1	No.2		計	No.1							
14'4	0.2	2.5	2.7	13,481	0.1	0.0	3,690	13,302	0.00	0.00	8	31,500
14'5	0.2	2.7	2.9	14,679	0.1	0.2	3,130	10,453	0.00	0.00	5	31,500
14'6	1.0	11.2	12.2	62,701	4.8	2.1	11,860	23,709	0.00	0.00	25	31,500
14'7	0.9	4.1	5.0	25,024	1.3	1.5	5,410	12,801	0.00	0.00	7	31,500
14'8	0.8	4.0	4.8	23,863	1.0	1.2	5,140	13,153	0.00	0.00	6	29,400
14'9	0.5	3.0	3.5	15,485	0.1	0.2	3,830	13,726	0.00	0.00	3	29,400
14'10	4.0	9.9	13.9	76,483	1.5	5.0	17,130	48,208	0.00	0.00	20	29,400
14'11	0.1	1.9	2.0	9,027	0.0	0.1	3,580	12,520	2.10	0.00	5	29,400
14'12	0.3	1.7	2.0	7,952	0.0	0.1	2,520	7,391	4.78	0.00	4	29,400
15'1	0.5	0.4	0.9	1,870	0.2	0.1	1,600	3,566	2.47	0.00	5	29,400
15'2	0.4	0.6	1.0	2,411	0.0	0.1	2,140	4,561	4.80	0.00	4	29,400
15'3	0.1	7.2	7.3	39,353	0.0	5.2	8,270	17,570	0.00	0.00	24	29,400
合計	9.0	49.2	58.2	292,329	9.1	15.7	68,300	180,960	14.15	0.00	116	年間使用量
最大	4.0	11.2	13.9	76,483	4.8	5.2	17,130	48,208	4.80	0.00	-	2,100
最小	0.1	0.4	0.9	1,870	0.0	0.0	1,600	3,566	0.00	0.00	-	-
平均	0.8	4.1	4.9	24,361	0.8	1.3	5,692	15,080	1.18	0.00	-	-

年報

長町第一ポンプ場

年月	分流ポンプ運転時間 (hr)		分流放流量 m ³	合流ポンプ運転時間 (hr)		合流放流量 m ³	電力量 kwh	洗浄水返送流量 m ³	沈砂搬出量 t	し渣搬出量 t	水道使用量 m ³	重油残量(t)	
	No.1	No.2		計	No.1							No.2	計
15'4	0.0	2.8	13,350	0.0	0.0	0	3,330	12,983	2.00	0.00	6	29,400	
15'5	0.1	1.2	6,264	0.0	0.0	0	2,200	9,584	0.00	0.58	3	29,400	
15'6	0.1	4.9	24,720	0.0	1.2	9,140	4,210	10,760	0.00	0.00	12	29,400	
15'7	0.1	1.9	8,002	0.4	0.0	0	2,230	7,429	0.00	0.00	4	29,400	
15'8	6.0	4.4	52,602	2.3	3.0	42,921	22,640	31,125	0.00	0.00	21	29,400	
15'9	15.0	8.3	124,521	11.5	7.5	160,250	21,920	42,291	0.00	0.00	48	29,400	
15'10	0.0	0.0	0	0.1	0.1	0	690	2,813	5.17	0.00	1	1400(2000搬入)	
15'11	4.2	1.0	25,436	0.1	0.1	0	4,840	17,991	2.11	0.00	9	31,400	
15'12	0.5	0.9	5,439	0.1	0.0	0	1,870	6,503	0.00	0.00	4	31,000	
16'1	0.1	1.2	4,940	0.1	0.1	0	2,500	9,766	0.00	0.00	4	31,000	
16'2	0.2	0.8	1,740	0.3	0.3	0	2,090	4,346	0.00	0.00	2	31,000	
16'3	0.2	0.2	0	0.1	0.1	0	890	2,854	0.00	0.00	1	29,400	
合計	26.5	27.6	267,014	15.0	12.4	212,311	69,410	158,445	9.28	0.58	115	年間使用量	
最大	15.0	8.3	124,521	11.5	7.5	160,250	22,640	42,291	5.17	0.58	-	400	
最小	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	690	2,813	0.00	0.00	-		
平均	2.2	2.3	22,251	1.3	1.0	17,713	5,784	13,204	0.77	0.05	-		

(年報)

長町第2雨水幹線吐口

年月	伏越排水ポンプ運転時間 (h)				計	電力量(動力)		電力量(電灯)	
	No. 1	No. 2				kwh	kwh	kwh	kwh
13'4	0.4	0.4	0.4	0.8	0.8	303		291	
13'5	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	256		158	
13'6	0.4	0.4	0.4	0.8	0.8	257		119	
13'7	0.4	0.4	0.4	0.8	0.8	295		139	
13'8	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	279		175	
13'9	0.4	0.4	0.4	0.8	0.8	265		137	
13'10	0.4	0.4	0.4	0.8	0.8	297		168	
13'11	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	265		226	
13'12	0.4	0.4	0.4	0.8	0.8	306		407	
14'1	0.4	0.4	0.4	0.8	0.8	285		424	
14'2	0.4	0.4	0.4	0.8	0.8	249		360	
14'3	0.3	0.3	0.3	0.6	0.6	271		355	
合計	5.0	5.0	5.0	10.0	10.0	3,328		2,959	
最大	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	306		424	
最小	0.3	0.3	0.3	0.6	0.6	249		119	
平均	0.4	0.4	0.4	0.8	0.8	277		247	

(年報)

長町第2雨水幹線吐口

年月	伏越排水ポンプ運転時間 (h)				計	電力量(動力)		電力量(電灯)	
	No.1	No.2				kwh	kwh		
14'4	0.4	0.4	0.4	0.8	259	294	294		
14'5	0.4	0.4	0.4	0.8	294	136	136		
14'6	0.5	0.5	0.5	1.0	286	125	125		
14'7	0.4	0.4	0.4	0.8	258	128	128		
14'8	0.4	0.4	0.4	0.8	267	144	144		
14'9	0.5	0.5	0.5	1.0	296	140	140		
14'10	0.4	0.4	0.4	0.8	260	154	154		
14'11	0.4	0.4	0.4	0.8	258	269	269		
14'12	0.4	0.4	0.4	0.8	295	418	418		
15'1	0.4	0.4	0.4	0.8	287	441	441		
15'2	0.4	0.4	0.4	0.8	243	361	361		
15'3	0.5	0.5	0.5	1.0	268	369	369		
合計	5.1	5.1	5.1	10.2	3,271	2,979	2,979		
最大	0.5	0.5	0.5	1.0	296	441	441		
最小	0.4	0.4	0.4	0.8	243	125	125		
平均	0.4	0.4	0.4	0.9	273	248	248		

年報 長町第二雨水幹線吐口ポンプ場

年月	伏越排水ポンプ運転時間 (h)				電力量(動力)		電力量(電灯)	
	No.1	No.2	計	電力量(kwh)	電力量(kwh)			
15'4	0.4	0.4	0.8	260	228			
15'5	0.5	0.5	1.0	287	150			
15'6	0.5	0.5	1.0	294	141			
15'7	0.4	0.4	0.8	277	162			
15'8	0.4	0.4	0.8	232	174			
15'9	0.3	0.4	0.7	274	167			
15'10	0.4	0.4	0.8	258	161			
15'11	0.4	0.4	0.8	230	180			
15'12	0.3	0.3	0.6	252	355			
16'1	0.4	0.3	0.7	250	429			
16'2	0.4	0.1	0.5	233	382			
16'3	0.5	0.5	1.0	269	351			
合計	4.9	4.6	9.5	3,116	2,880			
最大	0.5	0.5	1.0	294	429			
最小	0.3	0.1	0.5	230	141			
平均	0.4	0.4	0.8	259	240			

(年報)

飯田國地水ポンプ場

年月	汚水ポンプ運転時間 (h)		圧送量 m ³	電力量		軽油残量(ℓ) 13'3月残量 170	水道使用量 m ³
	No. 1	No. 2		3φ 200V kwh	1φ 100V kwh		
13'4	161.3	173.2	334.5	22,830	4,089	87	170
13'5	141.9	151.9	293.8	20,120	3,804	61	170
13'6	139.2	146.7	285.9	19,890	3,614	63	170
13'7	191.3	209.6	400.9	27,200	4,550	87	170
13'8	221.2	240.5	461.7	30,080	5,093	125	170
13'9	170.2	184.8	355.0	23,600	4,140	197	170
13'10	174.3	185.9	360.2	24,410	4,261	74	165
13'11	161.6	172.3	333.9	22,520	4,198	78	165
13'12	151.9	164.4	316.3	21,650	4,044	86	165
14'1	143.8	153.4	297.2	20,570	3,910	70	165
14'2	134.1	143.0	277.1	19,170	3,651	79	165
14'3	197.4	212.9	410.3	26,980	4,770	77	160
合計	1,988.2	2,138.6	4,126.8	279,020	50,124	1084	年間使用量 14
最大	221.2	240.5	461.7	30,080	5,093	197	10
最小	134.1	143	277.1	19,170	3,614	61	-
平均	165.7		343.9	23,252	4,177		-

(年報)

飯田國地ポンプ場

年月	汚水ポンプ運転時間 (h)		圧送量 m³	電力量		軽油残量 (ℓ) 14'3月残量 160	水道使用量 m³	
	No. 1	No. 2		計	3φ 200V kwh			1φ 100V kwh
14'4	223.2	265.5	488.7	30,220	5,407	64	160	1
14'5	177.5	196.0	373.5	24,360	4,563	56	160	1
14'6	265.5	317.3	582.8	32,860	5,661	77	160	3
14'7	218.9	260.7	479.6	30,600	5,327	86	160	0
14'8	179.9	201.5	381.4	25,430	4,464		160	1
14'9	174.2	192.5	366.7	24,550	4,384		160	2
14'10	204.1	224.0	428.1	27,430	4,735		160	2
14'11	161.9	182.0	343.9	23,040	4,305		160	1
14'12	193.9	217.3	411.2	27,260	4,963		160	1
15'1	162.8	176.5	339.3	22,910	4,326		160	1
15'2	144.4	155.4	299.8	20,150	3,935		160	1
15'3	212.2	237.3	449.5	28,840	5,227		150	1
合計	2,318.5	2,626.0	4,944.5	317,650	57,297	283	年間使用量	15
最大	265.5	317.3	582.8	32,860	5,661	86	10	-
最小	144.4	155.4	299.8	20,150	3,935	56		-
平均	193.2		412.0	26,471	4,775			-

年報

飯田団地ポンプ場

年月	汚水ポンプ運転時間 (h)		圧送量 m ³	電力量		軽油残量(ℓ)		水道使用量 m ³
	No. 1	No. 2		計	3φ 200V kwh	1φ 100V kwh	15'3月残量 160	
15'4	220.2	278.3	498.5	5,528	60	150	2	
15'5	180.2	205.2	385.4	4,644	122	150	1	
15'6	163.5	179.9	343.4	4,220	118	150	2	
15'7	174.0	192.9	366.9	4,484	143	150	0	
15'8	173.9	189.4	363.3	4,334	223	150	2	
15'9	366.0	412.0	778.0	7,099	132	150	1	
15'10	188.1	212.7	400.8	4,767	118	150	0	
15'11	171.6	194.8	366.4	4,443	172	150	1	
15'12	199.6	226.1	425.7	5,050	74	145	1	
16'1	175.2	191.0	366.2	4,463	69	145	1	
16'2	160.7	178.7	339.4	4,149	147	145	1	
16'3	165.6	183.3	348.9	4,345	106	150	1	
合計	2,338.6	2,644.3	4,982.9	57,526	1,484	年間使用量	13	
最大	366.0	412	778.0	7,099	223	10	-	
最小	160.7	178.7	339.4	4,149	60	-	-	
平均	194.9	220.4	415.2	4,794	123	-	-	

(年報)

茂庭住宅団地ポンプ場

年月	汚水ポンプ運転時間 (h)		圧送量 m ³	電力量		軽油残量(ℓ) 13'3月残量 460	水道使用量 m ³
	No. 1	No. 2		3φ200V kwh	1φ100V kwh		
13'4	42.1	42.8	1,887	1,637	102	460	0
13'5	37.1	38.1	1,732	1,607	161	460	1
13'6	38.6	41.2	2,062	1,567	99	460	1
13'7	43.6	44.3	2,298	1,604	225	460	1
13'8	34.0	37.5	1,881	1,439	141	460	1
13'9	34.1	33.6	1,842	1,442	133	460	0
13'10	33.7	35.2	1,917	1,559	237	460	1
13'11	27.9	28.5	1,511	1,459	141	460	1
13'12	35.3	36.6	1,879	1,590	213	445	0
14'1	33.2	33.6	1,653	1,582	156	445	1
14'2	37.3	36.7	1,731	1,527	127	445	0
14'3	44.8	44.3	2,055	1,722	251	440	4
合計	441.7	452.4	22,448	18,735	1,986	年間使用量	11
最大	44.8	44.3	2,298	1,722	251	20	-
最小	27.9	28.5	1,511	1,439	99		-
平均	36.8	37.7	1,871	1,561	165.5		-

(年報)

茂庭住宅園地ポンプ場

年月	汚水ポンプ運転時間 (h)		圧送量 m ³	電力量		軽油残量(ℓ) 14'3月残量 440	水道使用量 m ³	
	No. 1	No. 2		3φ200V kwh	1φ100V kwh			
14'4	32.3	32.1	64.4	1569.0	1,653	186	440	1
14'5	30.6	30.7	61.3	1568.0	1,653	201	440	1
14'6	51.9	48.1	100.0	2594.0	1,790	154	440	0
14'7	32.3	31.5	63.8	1700.0	1,546		440	0
14'8	28.9	30.1	59.0	1668.0	1,489		440	1
14'9	27.6	30.3	57.9	1630.0	1,530		440	2
14'10	32.0	38.8	70.8	1961.0	1,717		440	1
14'11	27.5	27.8	55.3	1529.0	1,586		440	1
14'12	30.7	30.5	61.2	1664.0	1,656		440	0
15'1	29.1	30.2	59.3	1535.0	1,658		440	1
15'2	30.3	30.8	61.1	1483.0	1,576		440	2
15'3	43.6	40.5	84.1	1864.0	1,828		440	0
合計	396.8	401.4	798.2	20765.0	19,682	541	年間使用量	10
最大	51.9	48.1	100.0	2594.0	1,828	201	0	-
最小	27.5	27.8	55.3	1483.0	1,489	154		-
平均	33.1	33.5	66.5	1730.4	1,640			-

年報

茂庭住宅団地ポンプ場

年月	汚水ポンプ運転時間 (h)		圧送量 m ³	電力量		軽油残量(ℓ)		水道使用量 m ³
	No. 1	No. 2		計	3φ200V kwh	1φ100V kwh	15'3月残量 440	
15'4	40.3	41.1	81.4	1,656	1,737	210	440	1
15'5	32.4	33.7	66.1	1,550	1,669	140	440	1
15'6	36.4	41.1	77.5	1,901	1,640	87	440	1
15'7	33.1	32.6	65.7	1,675	1,546	94	440	0
15'8	35.6	35.0	70.6	1,911	1,565	201	440	1
15'9	51.8	39.8	91.6	2,292	1,756	117	440	1
15'10	26.5	27.7	54.2	1,349	1,628	74	440	1
15'11	29.4	30.2	59.6	1,595	1,626	80	440	1
15'12	28.4	28.4	56.8	1,512	1,689	130	430	1
16'1	29.8	30.0	59.8	1,556	1,710	111	430	0
16'2	33.5	34.2	67.7	1,662	1,658	131	430	0
16'3	34.3	34.9	69.2	1,558	1,740	103	430	1
合計	411.5	408.7	820.2	20,217	19,964	1,478	年間使用量	9
最大	51.8	41.1	91.6	2,292	1,756	201	10	-
最小	26.5	27.7	54.2	1,349	1,546	74	-	-
平均	34.3	34.1	68.4	1,685	1,664	123	-	-

(年報)

人來田西水ポンプ場

年月	污水ポンプ運転時間 (h)			計	圧送量 m ³	電力量 kwh	水道使用量 m ³
	No. 1	No. 2					
13'4	231.0	0.3		231.3	11,661	2,956	0
13'5	279.9	0.0		279.9	14,109	3,824	0
13'6	216.3	0.1		216.4	10,910	2,980	0
13'7	335.7	2.0		337.7	17,023	4,087	0
13'8	277.5	2.1		279.6	14,094	3,275	0
13'9	258.2	8.4		266.6	13,439	3,225	0
13'10	333.8	4.7		338.5	17,063	4,120	0
13'11	199.4	1.5		200.9	10,126	2,693	0
13'12	282.6	2.4		285.0	14,367	3,756	0
14'1	258.8	0.1		258.9	13,050	3,413	0
14'2	227.3	0.4		227.7	11,478	2,960	0
14'3	267.5	0.0		267.5	13,484	3,317	0
合計	3,168.0	22.0		3,190.0	160,804	40,606	0
最大	335.7	8.4		338.5	17,063	4,120	—
最小	199.4	0.0		200.9	10,126	2,693	—
平均	264.0	1.8		265.8	13,400	3,384	—

(年報)

人來園西ポンプ場

年月	汚水ポンプ運転時間 (h)				計	圧送量 m ³	電力量 kwh	水道使用量 m ³
	No.1	No.2						
14'4	342.5	1.7			344.2	17,350	4,149	0
14'5	235.3	0.0			235.3	11,861	3,128	0
14'6	290.0	18.5			308.5	15,550	3,535	0
14'7	289.7	6.2			295.9	14,897	3,615	1
14'8	243.9	0.9			244.8	12,539	3,160	0
14'9	261.6	0.0			261.6	13,187	3,465	0
14'10	245.0	3.3			248.3	12,516	3,347	0
14'11	213.2	0.0			213.2	10,748	2,935	0
14'12	257.9	0.7			258.6	13,036	2,444	1
15'1	237.9	0.0			237.9	11,994	1,777	0
15'2	231.9	0.5			232.4	11,715	1,719	0
15'3	301.5	2.0			303.5	15,303	2,238	0
合計	3,150.4	33.8			3,184.2	160,696	35,512	2
最大	342.5	18.5			344.2	17,350	4,149	—
最小	213.2	0.0			213.2	10,748	1,719	—
平均	262.5	2.8			265.4	13,391	2,959	—

年報

人來田西ポンプ場

年月	汚水ポンプ運転時間 (h)		計	圧送量 m ³	電力量 kwh	水道使用量 m ³
	No. 1	No. 2				
15'4	226.4	0.5	226.9	11,438	3,406	0
15'5	168.8	0.0	168.8	8,526	2,609	0
15'6	185.9	0.1	186.0	9,376	2,691	0
15'7	233.2	0.3	233.5	11,770	3,307	0
15'8	221.0	4.0	215.0	10,839	2,752	0
15'9	147.4	374.7	522.1	26,317	4,812	0
15'10	135.4	108.9	244.3	12,316	2,902	0
15'11	4.9	319.4	324.3	16,349	3,317	0
15'12	105.8	231.6	337.4	17,010	3,818	0
16'1	223.5	0.7	224.2	11,301	2,937	0
16'2	277.1	0.3	277.4	13,984	3,336	0
16'3	241.0	0.2	241.2	12,158	2,043	0
合計	2,170.4	1040.7	3,201.1	161,384	37,930	0
最大	277.1	374.7	522.1	26,317	4,812	—
最小	4.9	0.0	168.8	8,526	2,043	—
平均	180.8	8.7	266.7	13,448	3,160	—

(年報)

富沢ポンプ場

年月	汚水ポンプ運転時間 (h)			計	圧送量 m ³	電力量 kwh	重油残量(0) 13'3月残量 1,275	水道使用量 m ³
	No. 1	No. 2	No. 3					
13'4	148.1	225.3	98.8	472.2	154,850	19,120	1,275	264
13'5	135.2	111.7	183.5	430.4	146,540	17,910	1,275	332
13'6	156.1	196.0	119.5	471.6	157,230	19,450	1,275	190
13'7	191.0	182.2	296.0	669.2	207,020	26,490	1,275	351
13'8	242.1	182.4	132.5	557.0	182,190	22,850	1,275	266
13'9	194.7	196.0	202.7	593.4	185,580	23,830	1,275	268
13'10	255.7	187.2	159.4	602.3	191,610	23,240	1,275	342
13'11	104.2	204.2	135.1	443.5	149,070	17,950	1,275	238
13'12	208.1	72.2	188.2	468.5	158,310	19,370	1,275	328
14'1	97.6	258.2	81.8	437.6	146,430	18,230	1,275	300
14'2	183.9	112.0	179.9	475.8	156,580	19,310	1,275	185
14'3	264.7	187.8	160.9	613.4	187,010	23,890	1,275	180
合計	2,181.4	2,115.2	1,938.3	6,234.9	2,022,420	251,640	年間使用量	3,244
最大	264.7	258.2	296	669.2	207,020	26,490	0	—
最小	97.6	72.2	81.8	430.4	146,430	17,910		—
平均	181.8	176.3	161.5	519.6	168,535	20,970		—

(年報)

富沢ポンプ場

年月	汚水ポンプ運転時間 (h)			計	圧送量 m ³	電力量 kwh	重油残量(ℓ) 14'3月残量 1,275	水道使用量 m ³
	No. 1	No. 2	No. 3					
14'4	138.2	293.6	97.1	528.9	161,180	20,740	1,275	171
14'5	170.5	116.5	198.2	485.2	161,300	19,750	1,275	151
14'6	101.6	392.5	222.4	716.5	198,450	27,340	1,275	184
14'7	137.1	146.9	291.2	575.2	188,300	23,110	1,275	143
14'8	229.9	183.8	115.9	529.6	175,980	21,270	1,275	141
14'9	105.7	232.1	154.1	491.9	163,530	20,660	1,275	136
14'10	199.1	105.7	313.1	617.9	191,790	24,080	1,275	126
14'11	138.6	109.0	213.5	461.1	154,970	18,590	990	121
14'12	126.4	293.4	90.1	509.9	167,210	20,510	990	134
15'1	87.9	164.6	188.9	441.4	149,400	18,610	860	104
15'2	146.2	108.0	179.1	433.3	145,620	18,080	860	109
15'3	167.5	263.9	160.0	591.4	179,290	23,170	860	99
合計	1,748.7	2,410.0	2,223.6	6,382.3	2,037,020	255,910	年間使用量	1,619
最大	229.9	392.5	313.1	716.5	198,450	27,340	415	-
最小	87.9	105.7	90.1	433.3	145,620	18,080	-	-
平均	145.7	200.8	185.3	531.9	169,752	21,326	-	-

年報

富沢ポンプ場

年月	汚水ポンプ運転時間 (h)			計	圧送量 m ³	電力量 kwh	重油残量(ℓ)		水道使用量 m ³
	No. 1	No. 2	No. 3				15'3月残量	860	
15'4	177.2	132.1	218.4	527.7	168,710	21,020	860	860	78
15'5	215.9	142.9	105.3	464.1	155,880	18,810	860	860	78
15'6	164.5	141.4	229.1	535.0	173,170	21,510	1500(750搬入)	1500(750搬入)	96
15'7	203.5	173.7	138.6	515.8	174,080	21,560	1,440	1,440	102
15'8	181.6	246.9	191.6	620.1	198,220	24,690	1,440	1,440	113
15'9	228.1	182.3	337.1	747.5	220,180	27,950	1,440	1,440	92
15'10	163.2	197.6	84.8	445.6	152,210	17,990	1,440	1,440	91
15'11	141.6	178.4	231.1	551.1	179,510	21,540	1,440	1,440	109
15'12	216.0	114.7	154.1	484.8	163,950	19,880	1,420	1,420	144
16'1	270.8	65.4	152.9	489.1	163,930	20,240	1,420	1,420	202
16'2	206.1	104.2	120.9	431.2	145,560	18,060	1,420	1,420	264
16'3	117.4	181.8	148.9	448.1	148,880	18,540	1,415	1,415	208
合計	2,285.9	1,861.4	2,112.8	6,260.1	2,044,280	251,790	年間使用量	年間使用量	1,577
最大	270.8	246.9	337.1	747.5	220,180	27,950	555	555	-
最小	117.4	65.4	84.8	431.2	145,560	17,990	-	-	-
平均	190.5	155.1	176.1	521.7	170,357	20,983	-	-	-

(年報)

富沢南ポンプ場

年月	污水ポンプ運転時間 (h)		圧送量 m ³	電力量		軽油残量 (t) 13'3月残量	水道使用量 m ³
	No. 1	No. 2		計	3φ200V kwh		
13'4	64.5	67.4	131.9	23,163	2,108	370	1
13'5	66.9	69.8	136.7	24,019	2,143	370	2
13'6	66.1	69.1	135.2	23,754	2,073	368	2
13'7	67.7	71.5	139.2	24,642	2,129	368	1
13'8	64.5	67.9	132.4	23,424	1,970	368	1
13'9	65.3	67.7	133.0	23,475	1,861	368	1
13'10	67.6	70.3	137.9	24,235	1,796	368	1
13'11	65.6	69.1	134.7	23,492	1,844	368	1
13'12	67.8	71.0	138.8	24,386	2,093	368	2
14'1	67.4	69.7	137.1	24,152	2,175	368	1
14'2	60.8	63.4	124.2	22,155	1,981	366	2
14'3	67.0	69.8	136.8	24,293	2,089	366	3
合計	791.2	826.7	1617.9	285,190	24,262	年間使用量 3,360	18
最大	67.8	71.5	139.2	24,642	2,175	348	4
最小	60.8	63.4	124.2	22,155	1,796	241	—
平均	65.9	68.9	134.8	23,766	2,022	280	—

(年報)

富沢南ポンプ場

年月	汚水ポンプ運転時間 (h)		圧送量 m ³	電力量		軽油残量(ℓ) 14'3月残量 366	水道使用量 m ³
	No. 1	No. 2		計	3φ 200V kwh		
14'4	63.2	67.2	130.4	23,273	2,056	300	1
14'5	65.7	69.3	135.0	23,989	2,120	226	1
14'6	64.7	68.1	132.8	23,765	2,062	231	1
14'7	66.3	69.8	136.1	24,448	2,137	307	0
14'8	63.0	65.4	128.4	23,141	2,076		1
14'9	63.0	65.6	128.6	23,197	2,009		1
14'10	66.5	70.1	136.6	24,393	2,112		1
14'11	64.9	68.1	133.0	23,701	2,067		1
14'12	66.4	70.5	136.9	24,189	2,354		3
15'1	64.9	68.7	133.6	23,604	2,331		1
15'2	60.8	64.1	124.9	22,018	2,196		0
15'3	68.3	72.2	140.5	24,585	2,389		2
合計	777.7	819.1	1596.8	284,303	25,909	1,064	13
最大	68.3	72.2	140.5	24,585	2,389	307	7
最小	60.8	64.1	124.9	22,018	2,009	226	—
平均	64.8	68.3	133.1	23,692	2,159		—

年報 富沢南ポンプ場

年月	汚水ポンプ運転時間 (h)		圧送量 m ³	電力量		水道使用量 m ³		
	No. 1	No. 2		計	3φ200V kwh		1φ100-200V kwh	軽油残量(0) 15'3月残量
15'4	67.5	71.5	139.0	23,980	2,256	259	359	1
15'5	69.5	73.4	142.9	24,643	2,305	222	359	1
15'6	67.2	71.5	138.7	23,989	2,224	238	357	1
15'7	69.4	73.9	143.3	24,911	2,359	343	357	1
15'8	67.0	69.8	136.8	23,938	2,299	338	357	1
15'9	70.4	73.2	143.6	24,979	2,238	289	357	1
15'10	71.4	73.6	145.0	24,920	2,283	218	357	0
15'11	73.2	73.2	146.4	24,711	2,305	250	350	1
15'12	75.9	74.5	150.4	25,093	2,540	277	350	1
16'1	70.7	74.1	144.8	24,826	2,640	236	350	0
16'2	66.7	70.2	136.9	23,389	2,463	249	340	0
16'3	69.9	73.4	143.3	24,539	2,527	295	340	1
合計	838.8	872.3	1711.1	293,918	28,439	3,214	年間使用量	9
最大	75.9	74.5	150.4	25,093	2,640	343	19	-
最小	66.7	69.8	136.8	23,389	2,224	218	-	-
平均	69.9	72.7	142.6	24,493	2,370	267	-	-

人來田ポンプ場運転管理業務年報

2013年度

他合市建設局長設備管理シタクニ

項目	汚水圧送機 圧送量	汚水ポンプ運転時間			使用 電力量 3Φ6KV	自発 運転 時間	自発 電力量	社 外 搬 出 量	水 使 用 量	燃 料 使 用 量 A重油	特 記 事 項
		No.1 h	No.2 h	No.3 h							
単位	m ³ /h	h	h	h	kWh	h	kWh	kg	m ³	l	
4月	105,983	95.1	36.7	63.7	195.5	58,790	0.2	0	477	0	
5月	98,143	82.9	41.0	57.5	181.4	55,000	0.2	0	419	0	
6月	99,779	91.2	40.9	52.4	184.5	53,770	0.2	0	410	100	
7月	127,585	128.8	45.4	62.3	236.5	63,590	0.5	0	521	0	
8月	116,429	123.3	51.8	41.1	216.2	59,480	0.2	0	529	0	
9月	115,864	99.6	84.8	54.1	212.3	58,890	0.3	0	448	100	
10月	119,640	86.4	61.2	97.0	218.5	61,890	0.2	0	450	0	
11月	92,500	258	66.3	64.9	39.3	53,200	0.2	0	423	0	
12月	105,977	798	41.6	67.0	193.0	59,350	0.3	0	405	200	
1月	98,533	255	64.4	40.2	76.3	180.9	0.4	0	380	0	
2月	98,100	309	50.8	84.9	44.6	53,440	0.5	0	376	0	
3月	125,754	552	85.5	98.9	47.4	65,280	0.3	0	376	0	
合計	1,304,371	-	985.0	726.3	2,401.4	697,890	3.5	0	5,205	400	
最大	127,585	996	128.8	98.9	97.0	63,590	0.5	0	521	200	
最小	92,500	255	41.6	36.7	39.3	53,200	0.2	0	376	0	
平均	108,698	570	73.6	60.5	200.1	58,158	0.3	0	434	33	
記 事 備											

(年報)

人來岡ポンプ場

年月	汚水ポンプ運転時間 (hr)				計	圧送量 m ³	電力量 kwh	沈砂搬出量 t	重油残量(%) 14'3残量 9,900	水道使用量 m ³
	No.1	No.2	No.3	No.3						
14'4	49.3	48.8	93.6	191.7	104,085	55,030	0.00	9,900	394	
14'5	99.3	63.6	27.7	190.6	102,800	54,100	0.00	9,800	417	
14'6	79.6	79.3	108.9	267.8	145,549	67,950	0.00	9,700	456	
14'7	90.2	71.6	60.6	222.4	120,319	58,860	0.95	9,700	489	
14'8	57.0	67.3	92.3	216.6	118,163	57,890	0.00	9,700	391	
14'9	93.2	62.0	51.1	206.3	111,255	58,500	0.00	9,500	453	
14'10	52.5	105.3	85.6	243.4	132,303	67,920	1.00	9,500	456	
14'11	61.1	56.6	67.7	185.4	100,666	57,070	0.00	9,500	329	
14'12	47.4	101.2	53.7	202.3	110,136	62,610	0.00	9,500	446	
15'1	41.3	72.1	67.6	181.0	98,870	58,470	1.00	9,500	374	
15'2	60.3	49.1	64.6	174.0	94,461	54,940	0.00	9,300	350	
15'3	58.6	104.5	59.3	222.4	119,974	65,840	0.00	9,300	453	
合計	789.8	881.4	832.7	2503.9	1,358,581	719,180	2.95	年間使用量	5008	
最大	99.3	105.3	108.9	267.8	145,549	67,950	1.00	600	-	
最小	41.3	48.8	27.7	174.0	94,461	54,100	0.00	-	-	
平均	65.8	73.5	69.4	208.7	113,215	59,932	0.25	-	-	

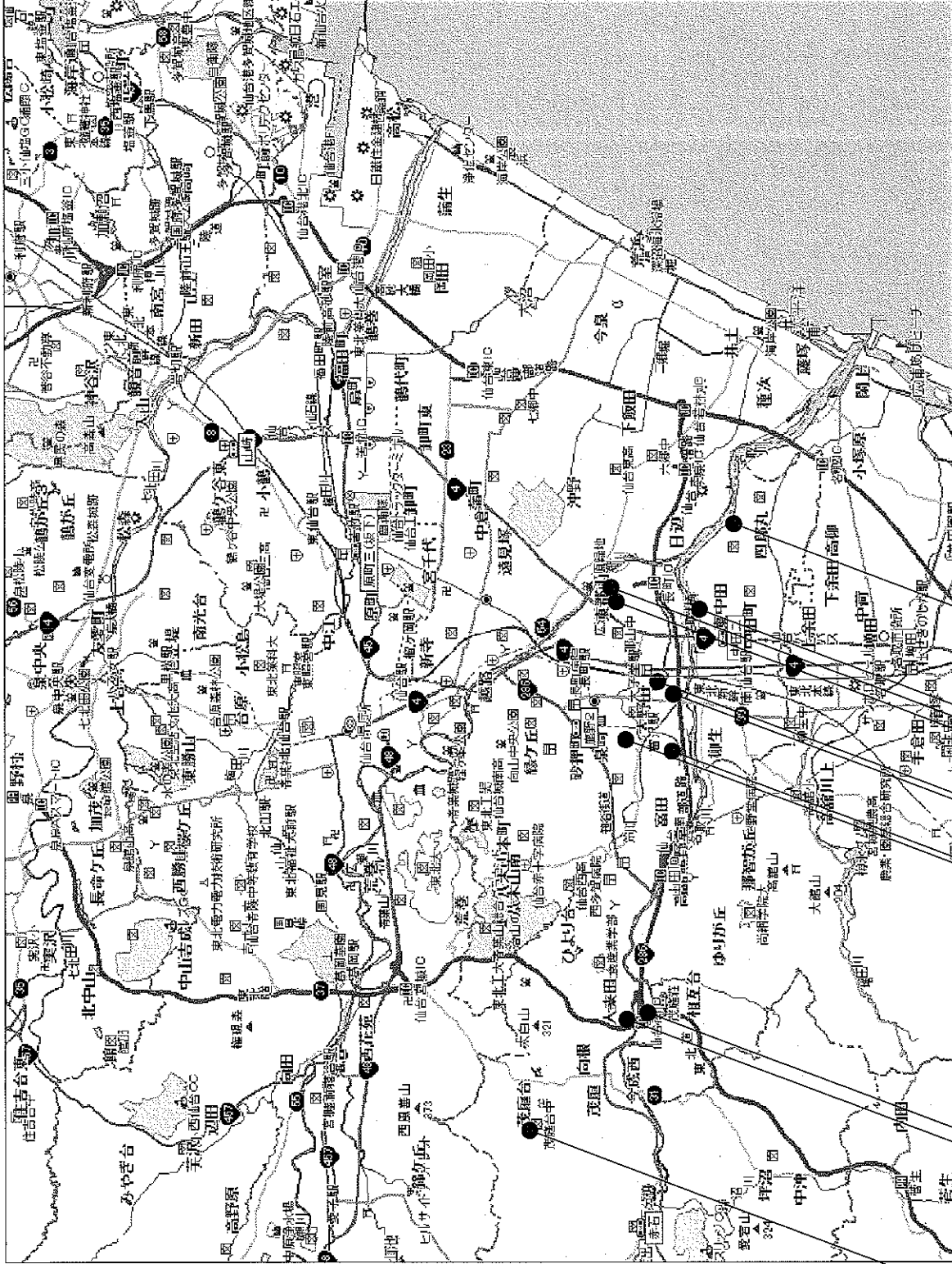
年報 人來田ポンプ場

年月	汚水ポンプ運転時間 (hr)			圧送量 m ³	電力量 kwh	沈砂搬出量 t	重油残量 (t)	水道使用量 m ³
	No. 1	No. 2	No. 3 計					
15'4	102.3	39.9	58.6	200.8	59,030	0.00	9,200	507
15'5	65.7	35.4	83.3	184.4	54,750	0.00	9,200	286
15'6	56.9	95.8	40.8	193.5	55,410	0.00	9,200	386
15'7	92.7	43.6	52.0	188.3	54,240	0.00	9,000	526
15'8	101.9	64.1	66.8	232.8	63,460	0.95	9,000	392
15'9	71.5	44.3	168.7	284.5	73,610	0.00	9,000	878
15'10	38.3	94.6	37.0	169.9	52,260	0.00	9,000	500
15'11	62.3	69.7	67.1	199.1	58,600	1.20	8,900	502
15'12	34.4	50.0	102.8	187.2	57,820	0.00	8,900	599
16'1	77.3	60.2	46.6	184.1	58,150	0.00	8,900	480
16'2	84.4	45.3	42.6	172.3	53,990	0.00	8,900	608
16'3	46.6	91.7	34.5	172.8	54,370	1.25	8,900	632
合計	834.3	734.6	800.8	2369.7	695,690	3.40	年間使用量	6,296
最大	102.3	95.8	168.7	284.5	73,610	—	400	—
最小	34.4	35.4	34.5	169.9	52,260	—	—	—
平均	69.5	61.2	66.7	197.5	57,974	—	—	—

落合雨水ポンプ場外10箇所
運転管理業務委託

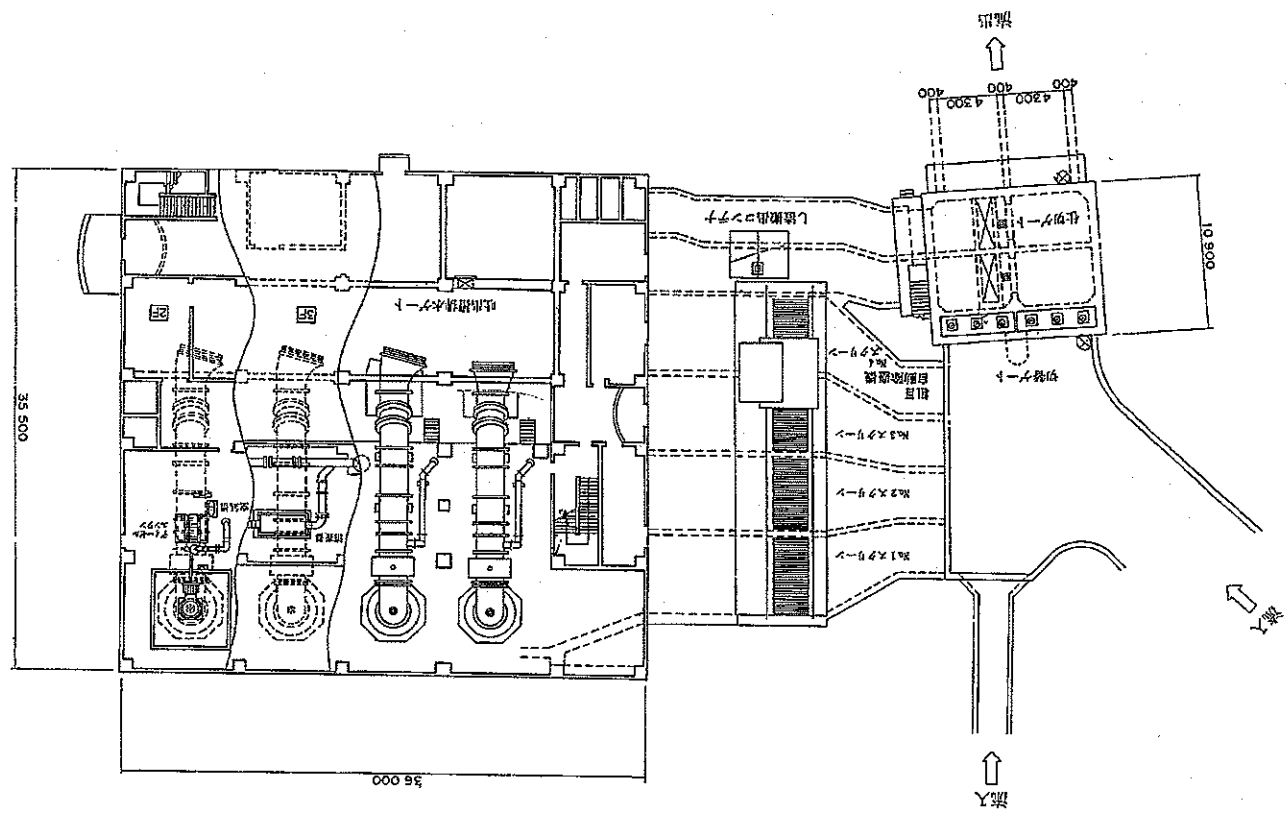
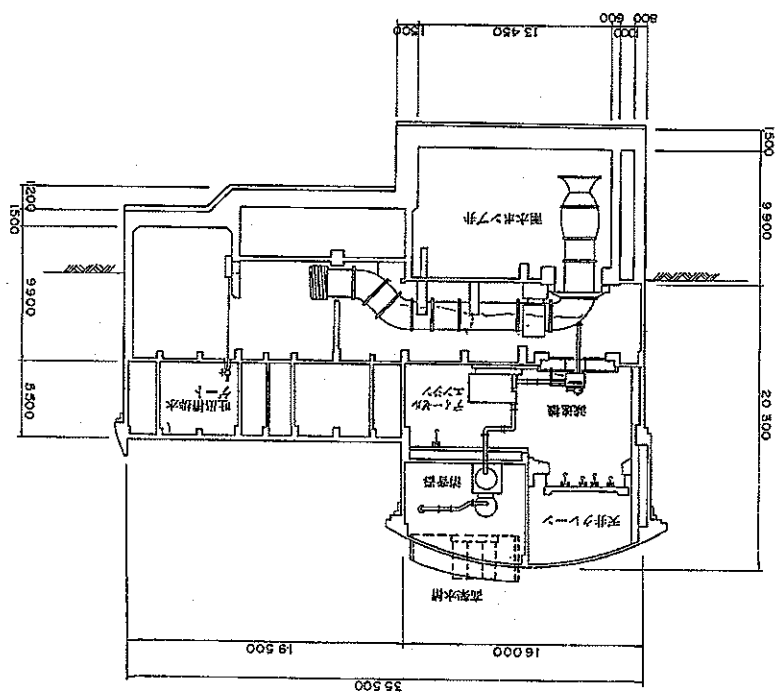
案内図・平面図・断面図

案内図

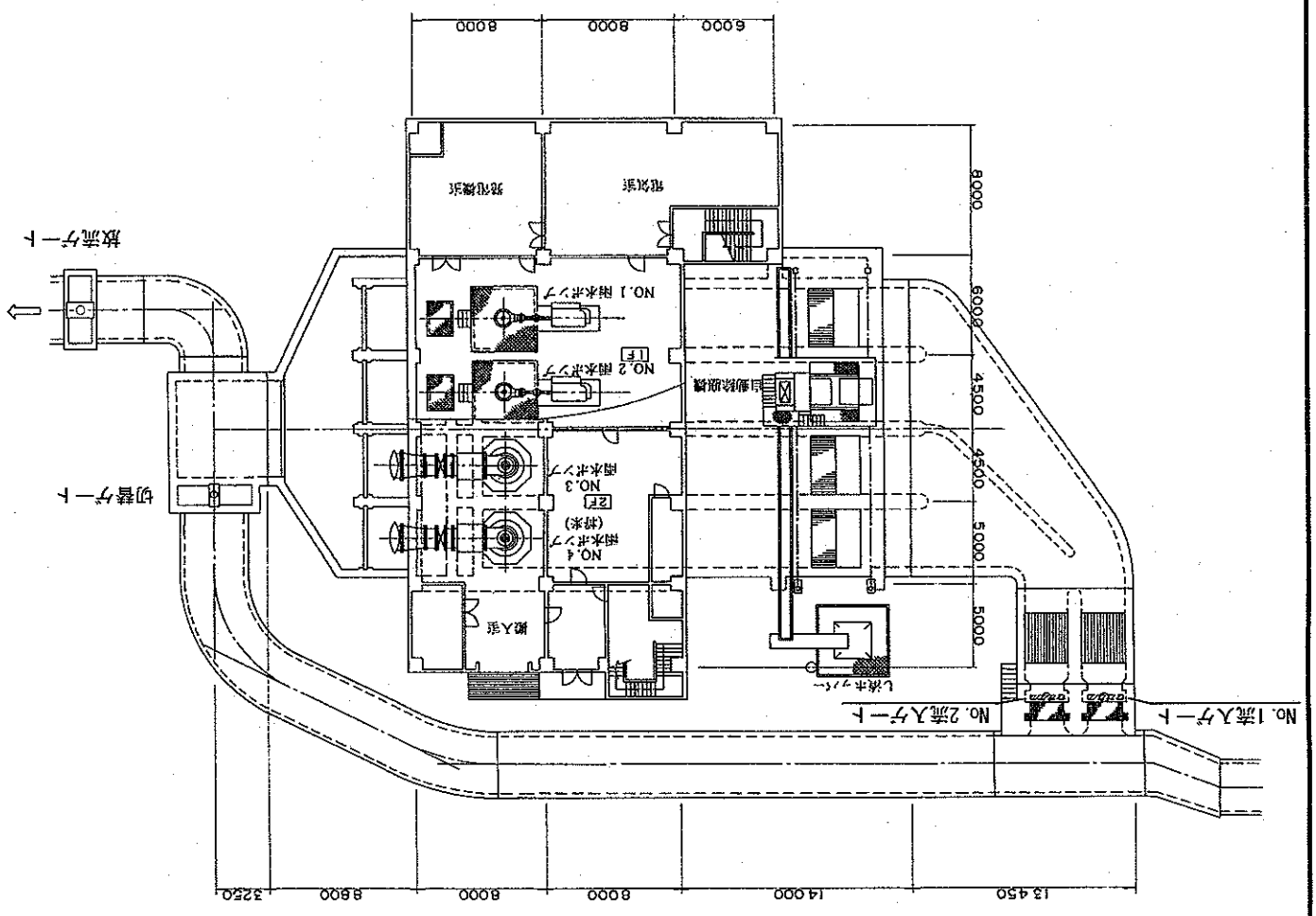
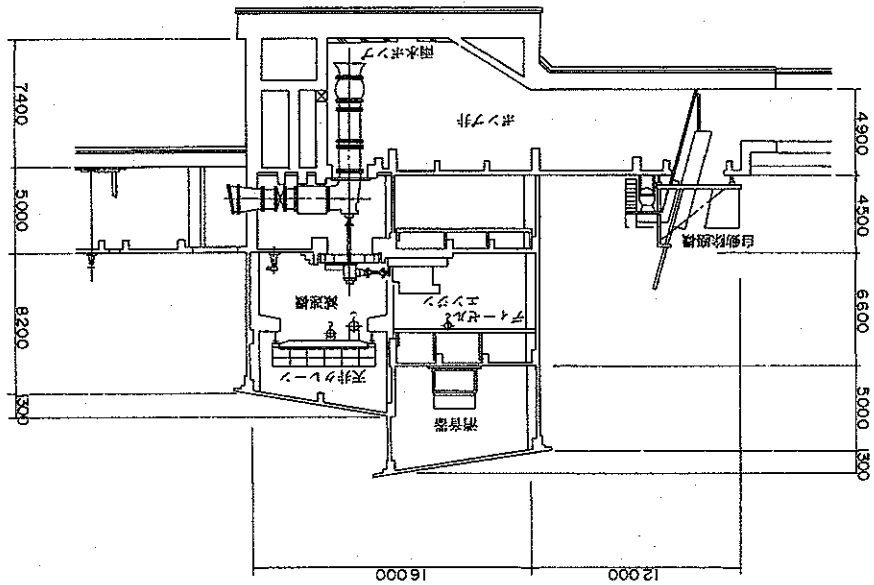


- 人來田ポンプ場
仙台市太白区茂庭字人來田西14.3-15
- 人來田ポンプ場
仙台市太白区茂庭字人來田中14-2
- 茂庭住宅団地ポンプ場
仙台市太白区茂庭台五丁目9-30
- 栗合雨水ポンプ場
仙台市太白区茂庭二丁目1.6-15
- 庄松雨水ポンプ場
仙台市太白区東中田一丁目10-18
- 東郷山雨水ポンプ場
仙台市太白区東郷山三丁目31-2.5
- 坂田団地ポンプ場
仙台市太白区郡山字源兵衛東5-2
- 長町第二雨水幹線吐口
仙台市太白区長町三丁目11-6.6
- 長町第一ポンプ場
仙台市太白区長町二丁目2.5-1
- 富沢ポンプ場
仙台市太白区長町四丁目2.9-2

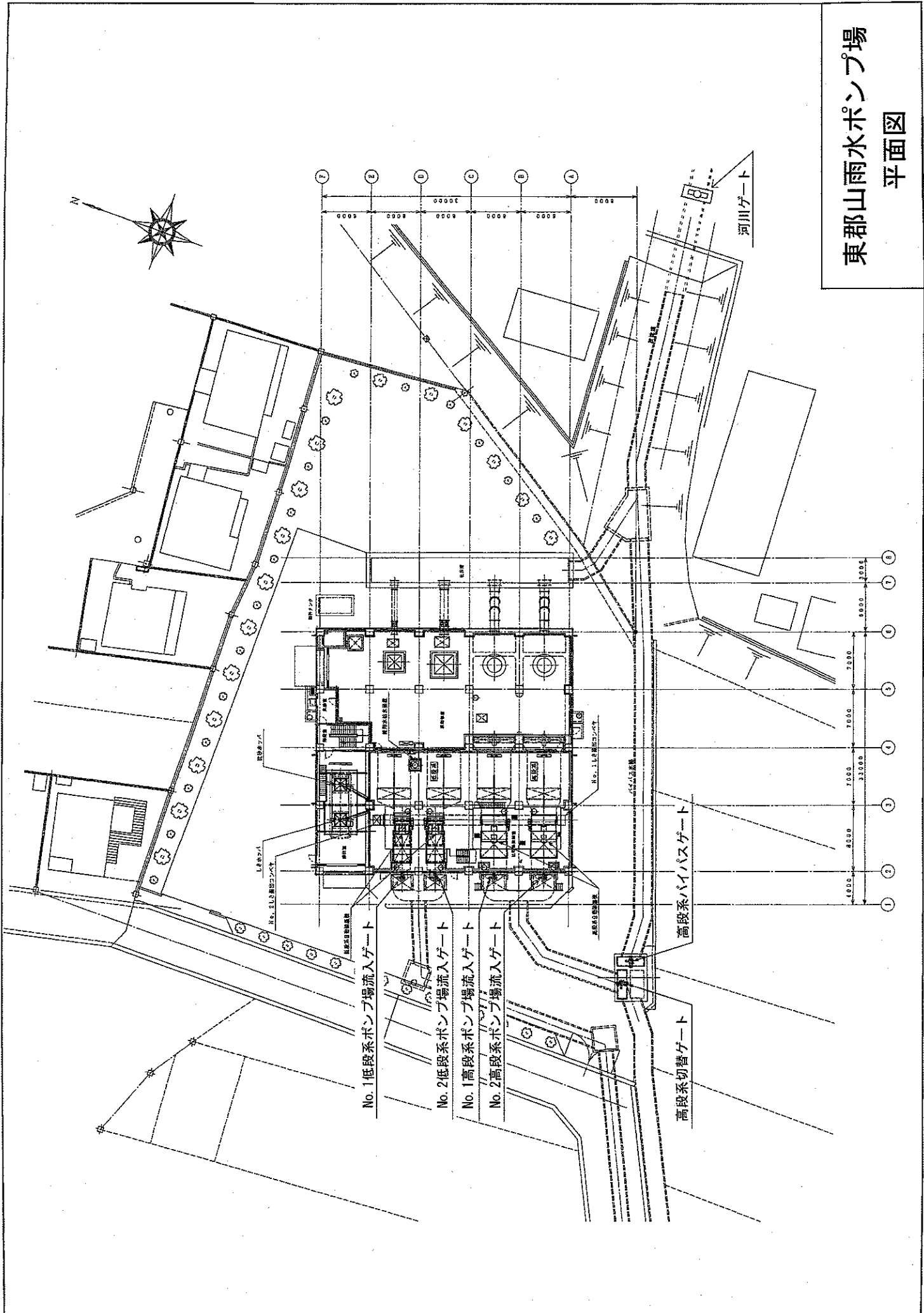
落合雨水ポンプ場
平面図・断面図



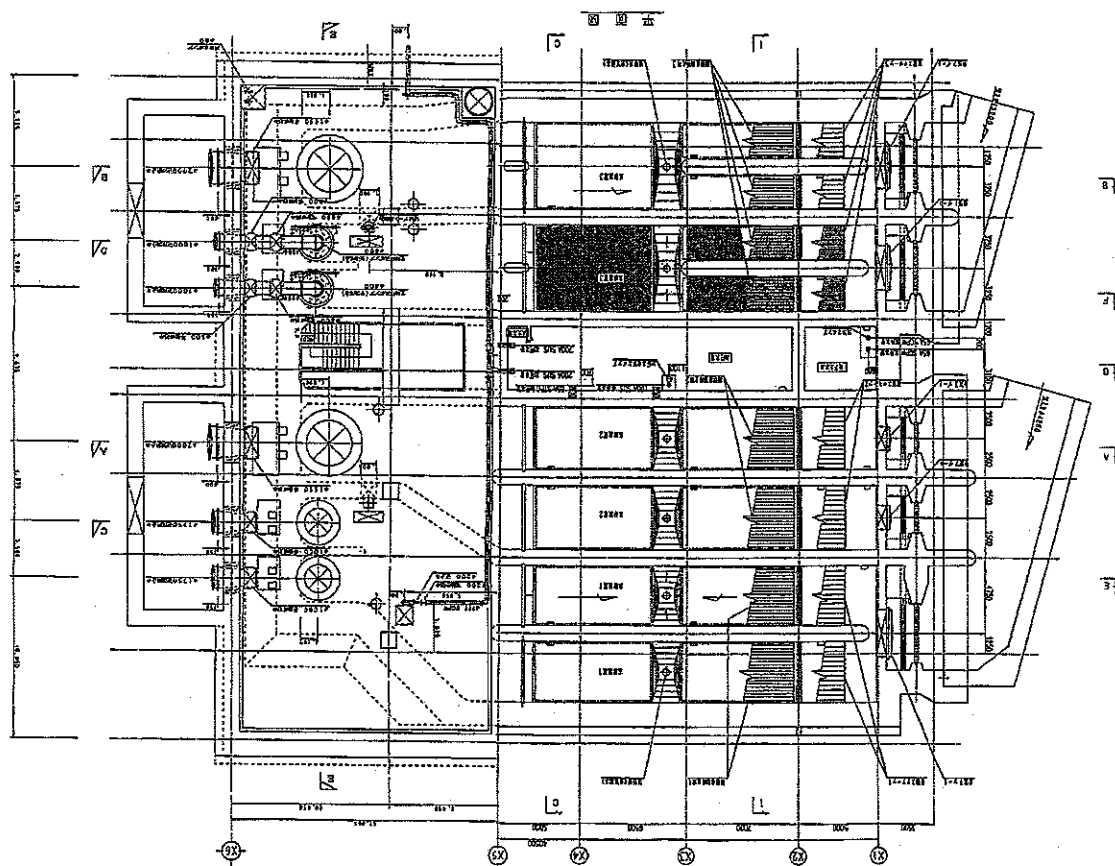
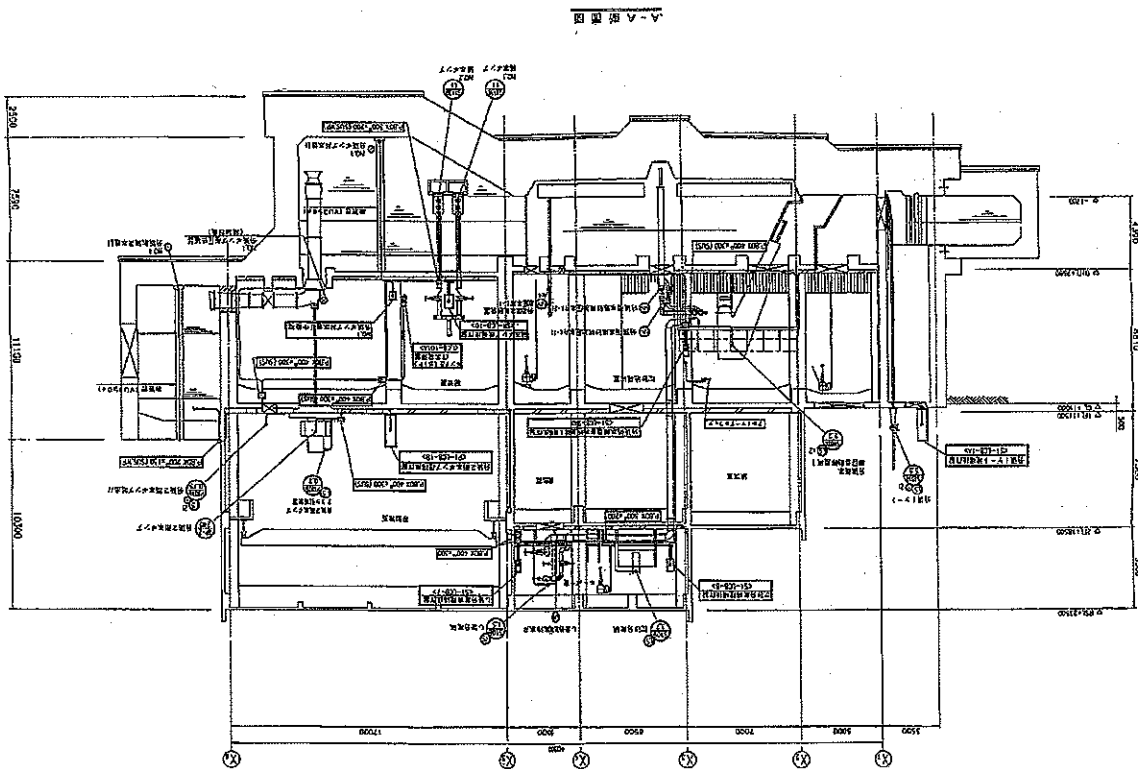
庄松雨水ポンプ場 平面図・断面図



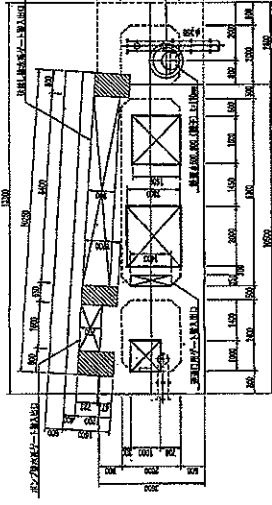
東郡山雨水ポンプ場 平面図



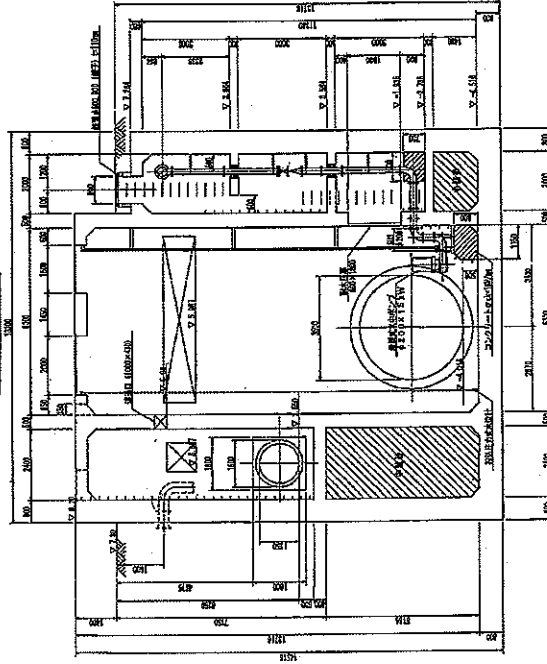
長町第一ポンプ場
平面図・断面図



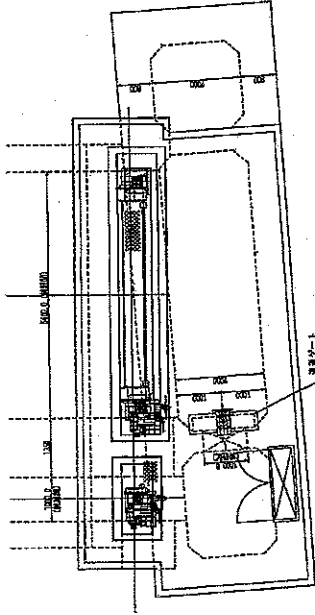
ポンプ部平面図



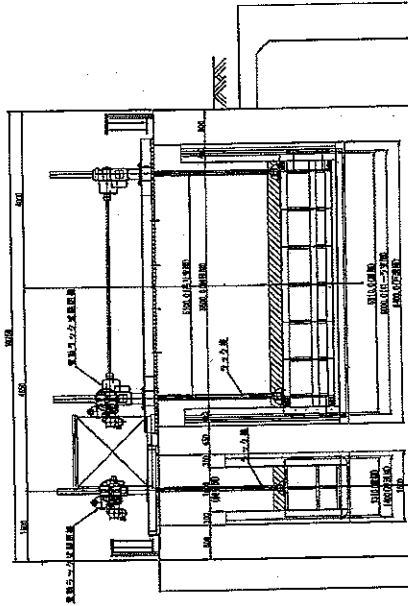
断面図



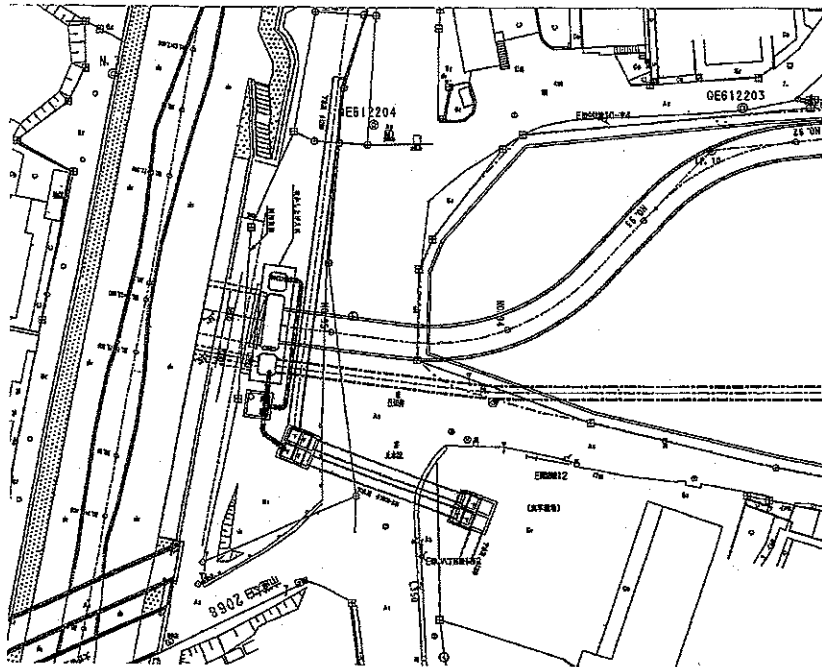
ゲート部平面図



断面図

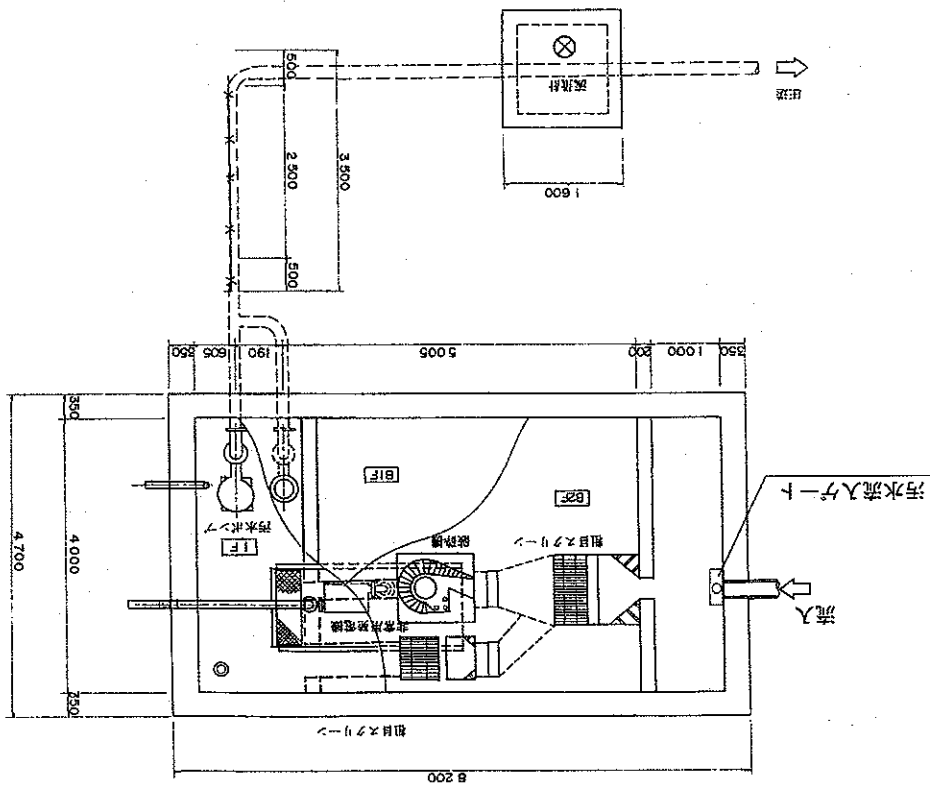
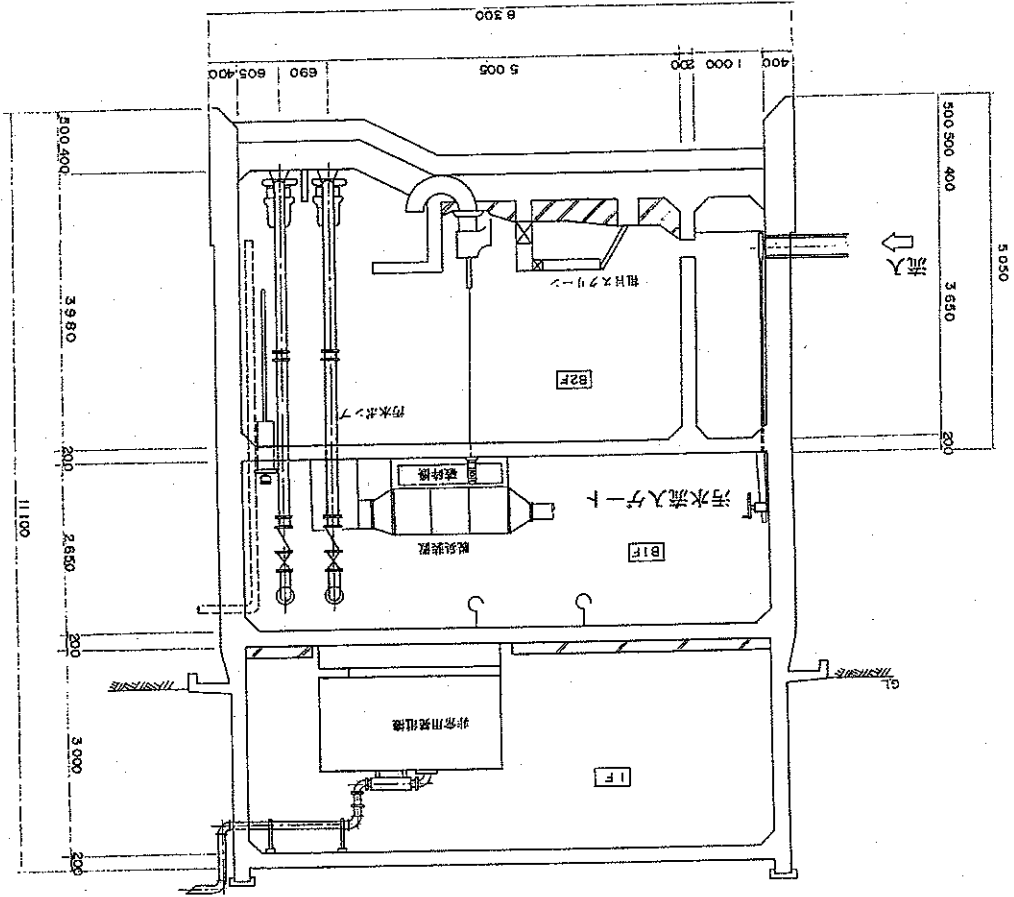


全体平面図



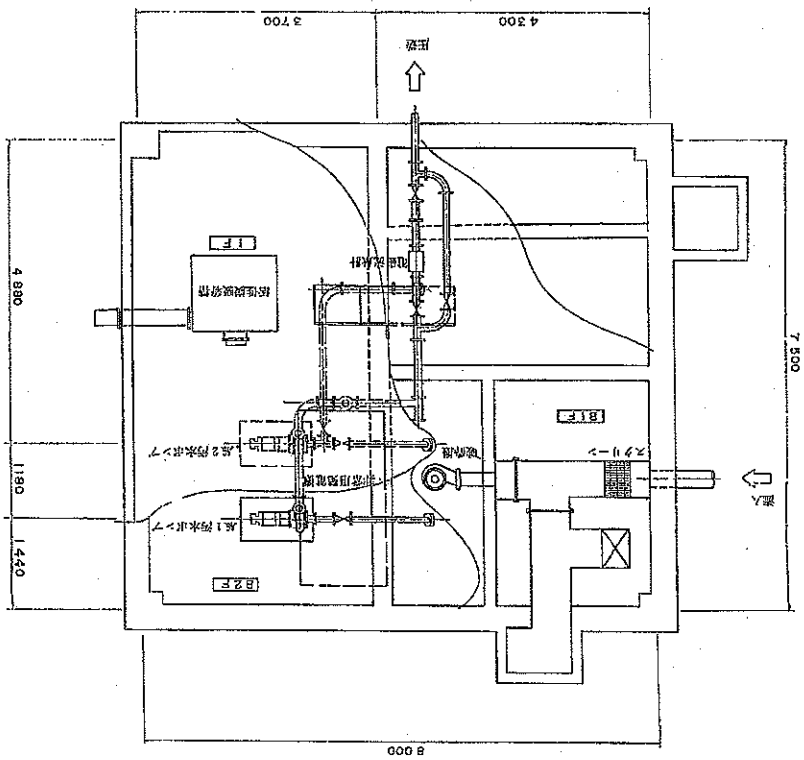
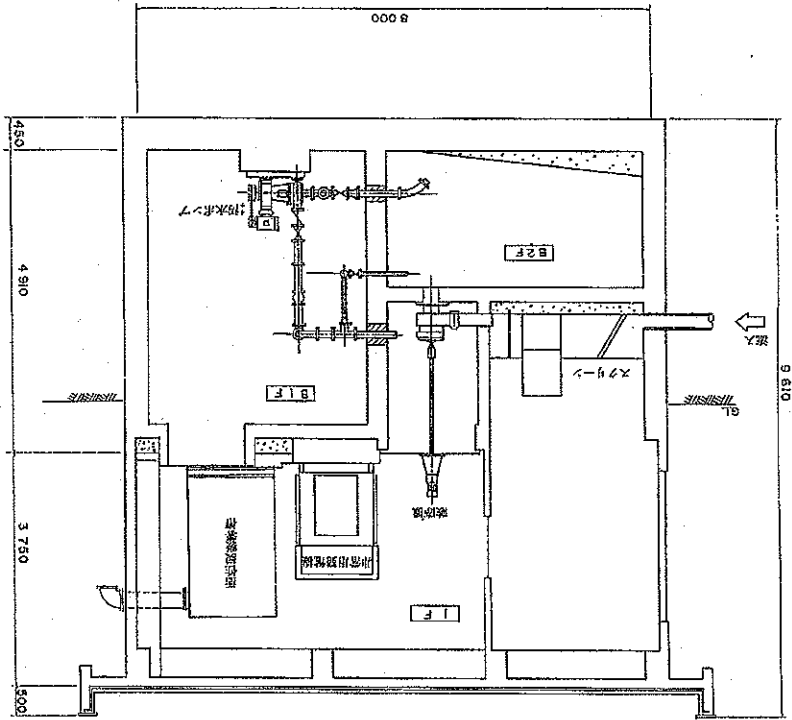
長町第二雨水幹線吐口
平面図・断面図

飯田団地ポンプ場
平面図・断面図



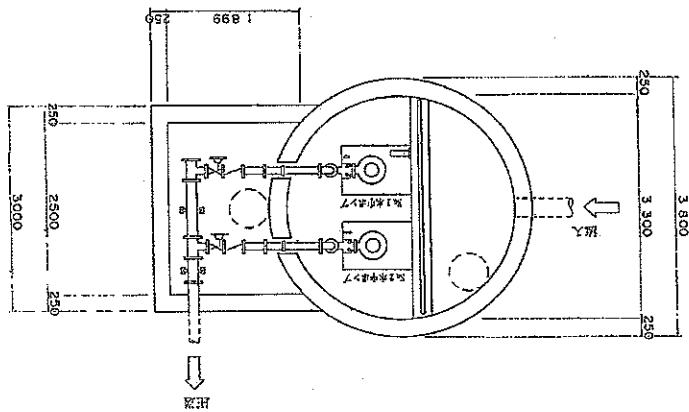
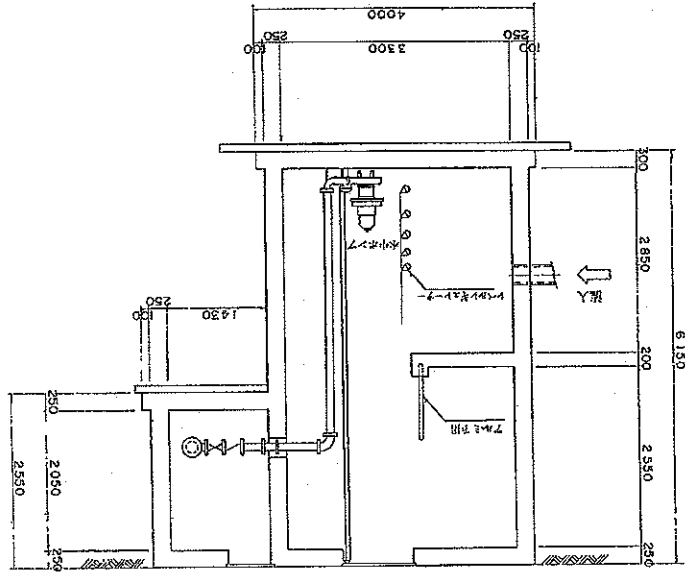
茂庭住宅団地ポンプ場

平面図・断面図

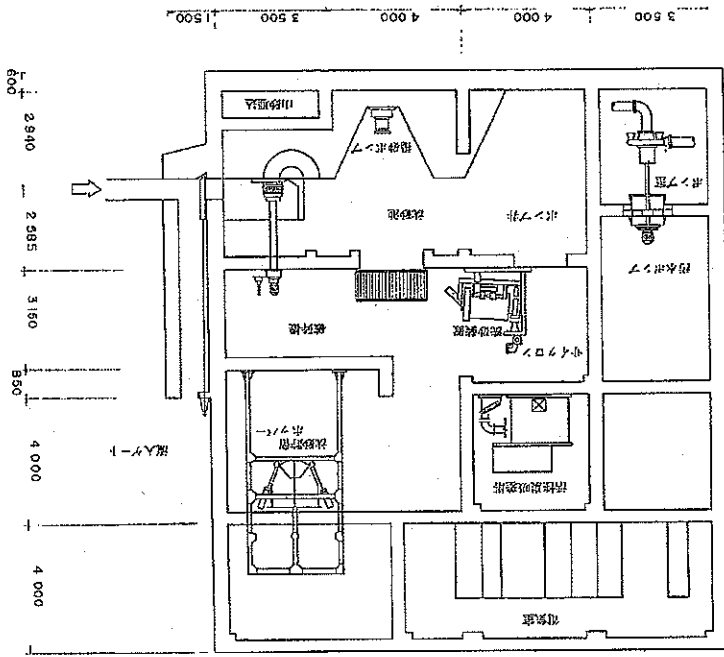


人來田西ポンプ場

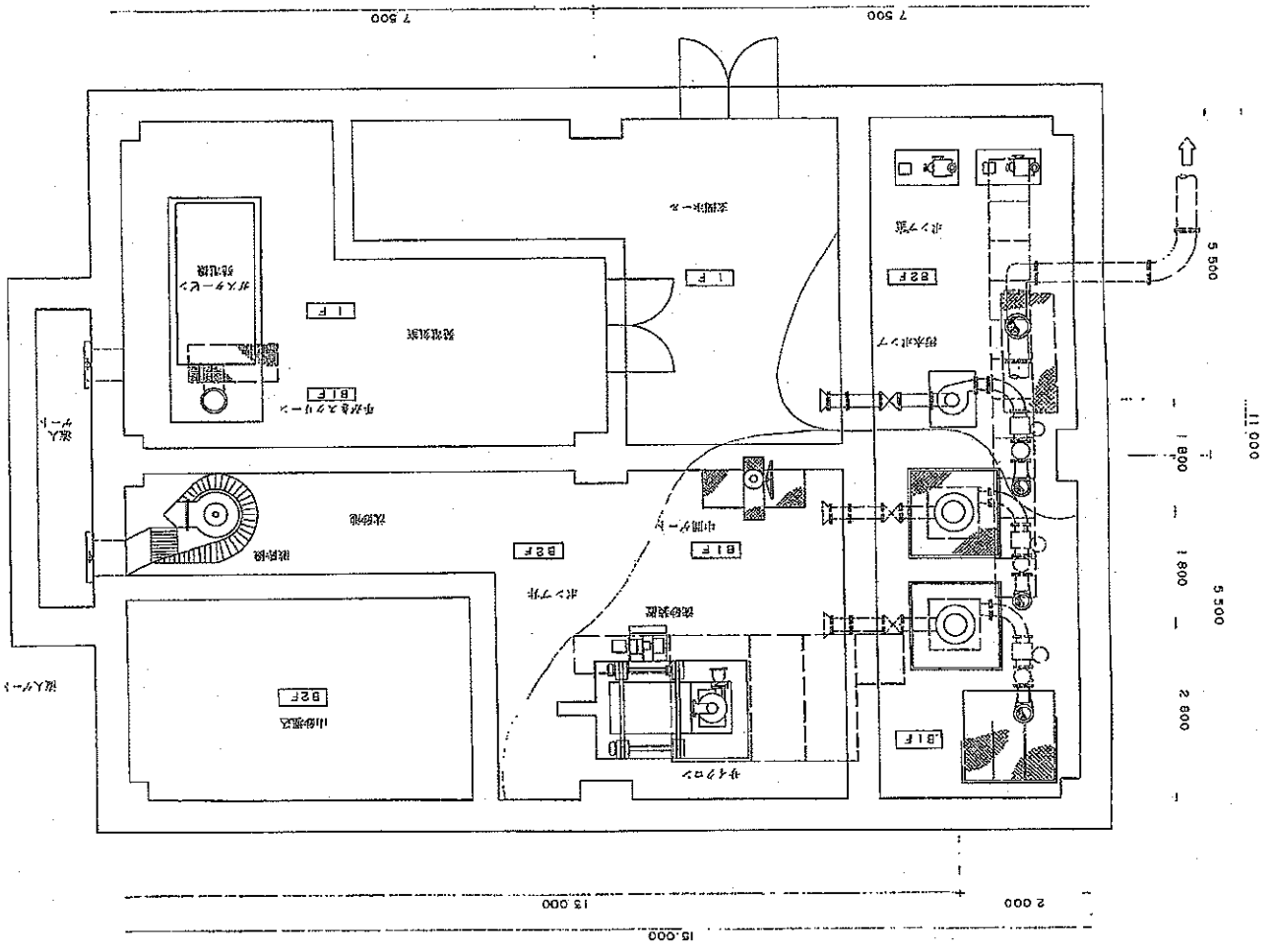
平面図・断面図



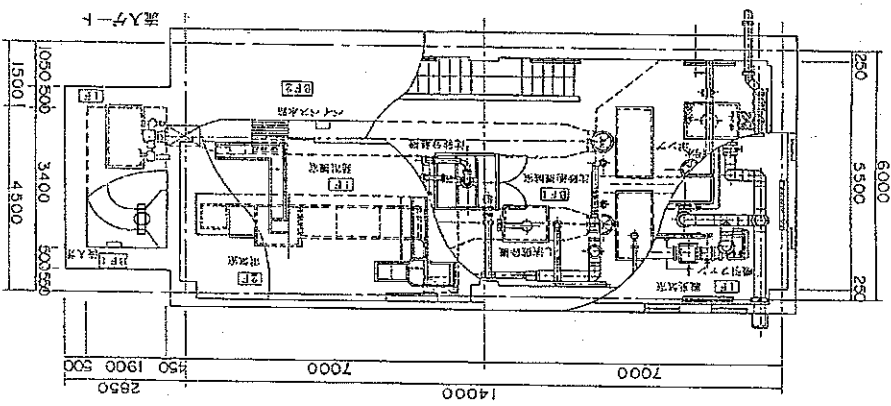
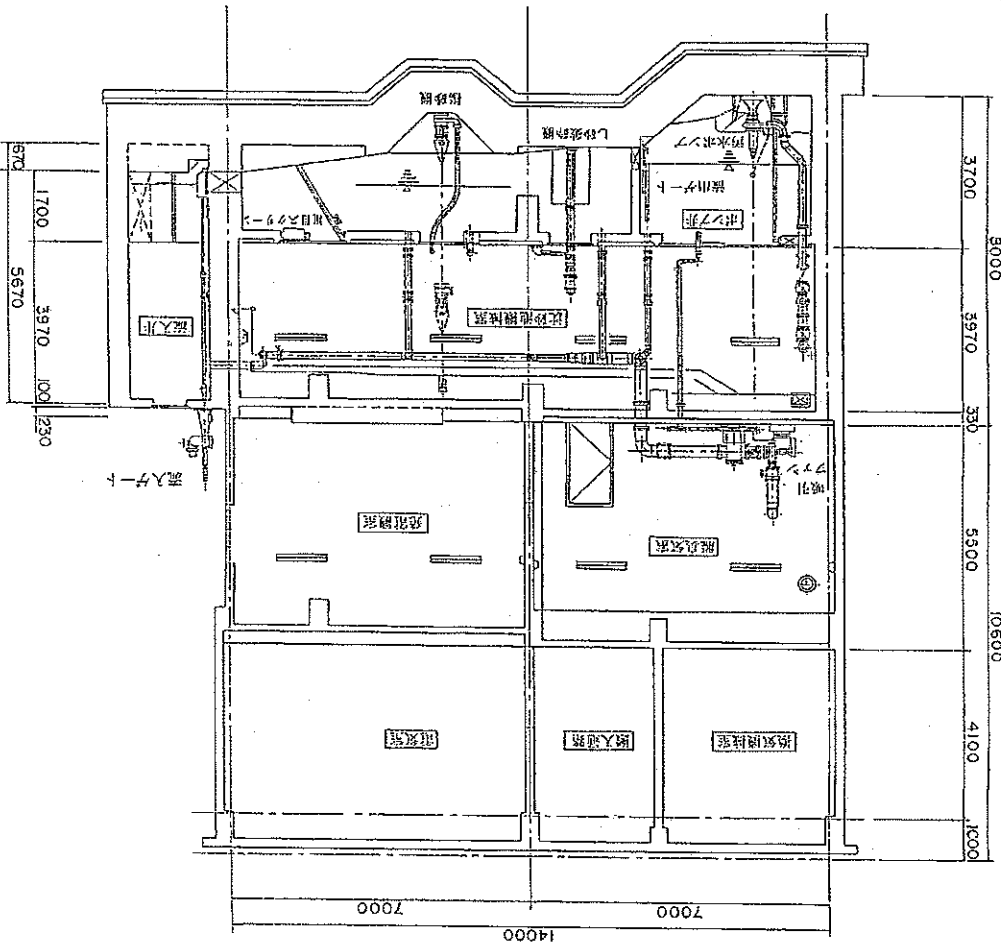
富沢ポンプ場
平面図・断面図



18125



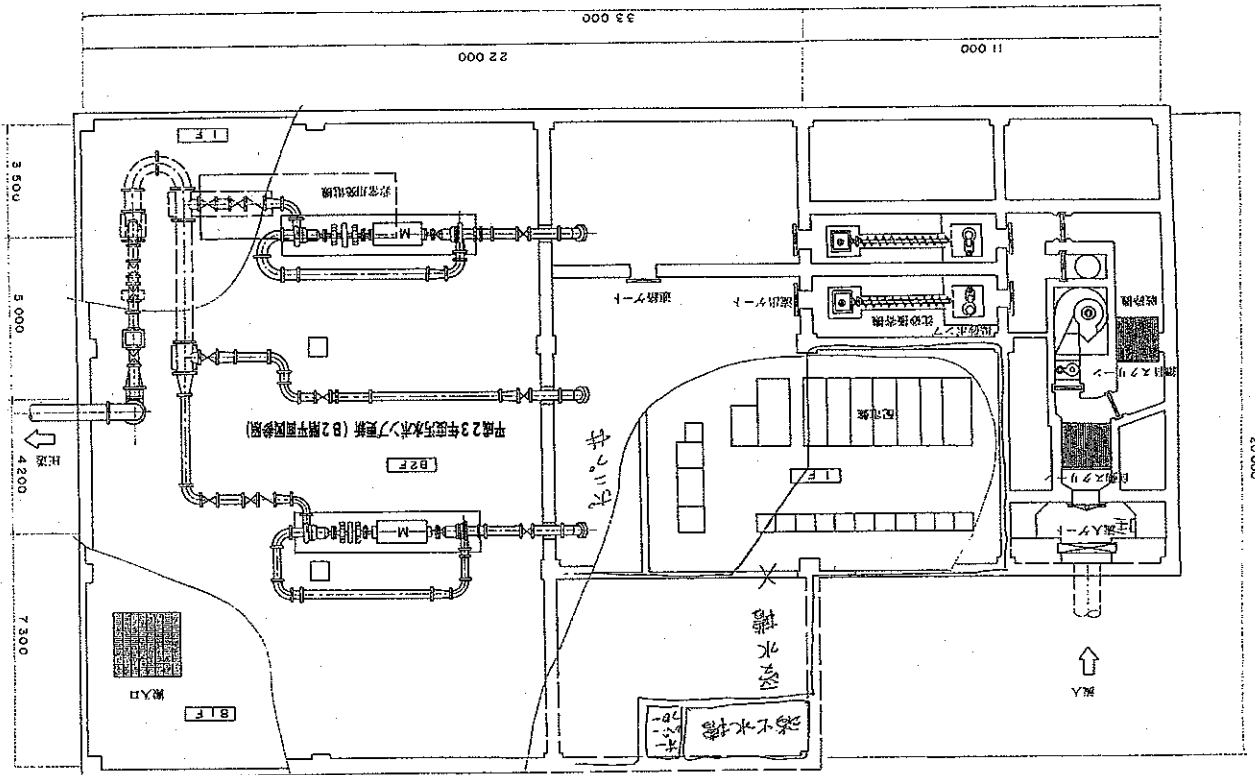
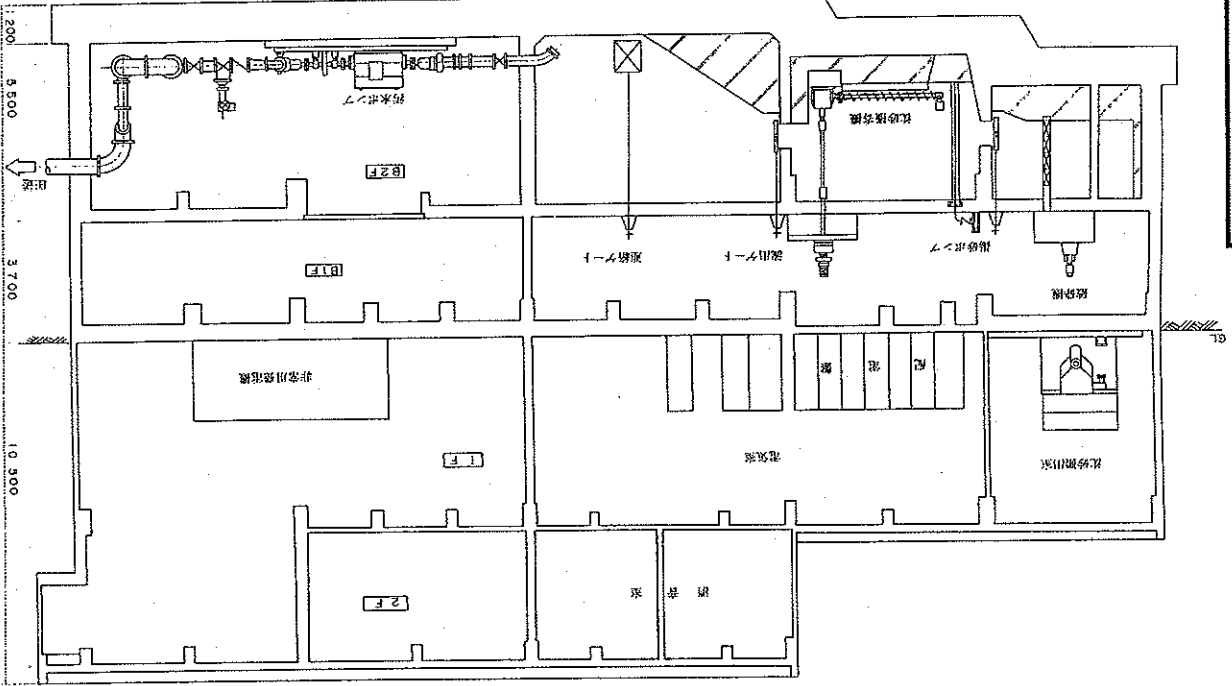
富沢南ポンプ場
平面図・断面図



平面図・断面図

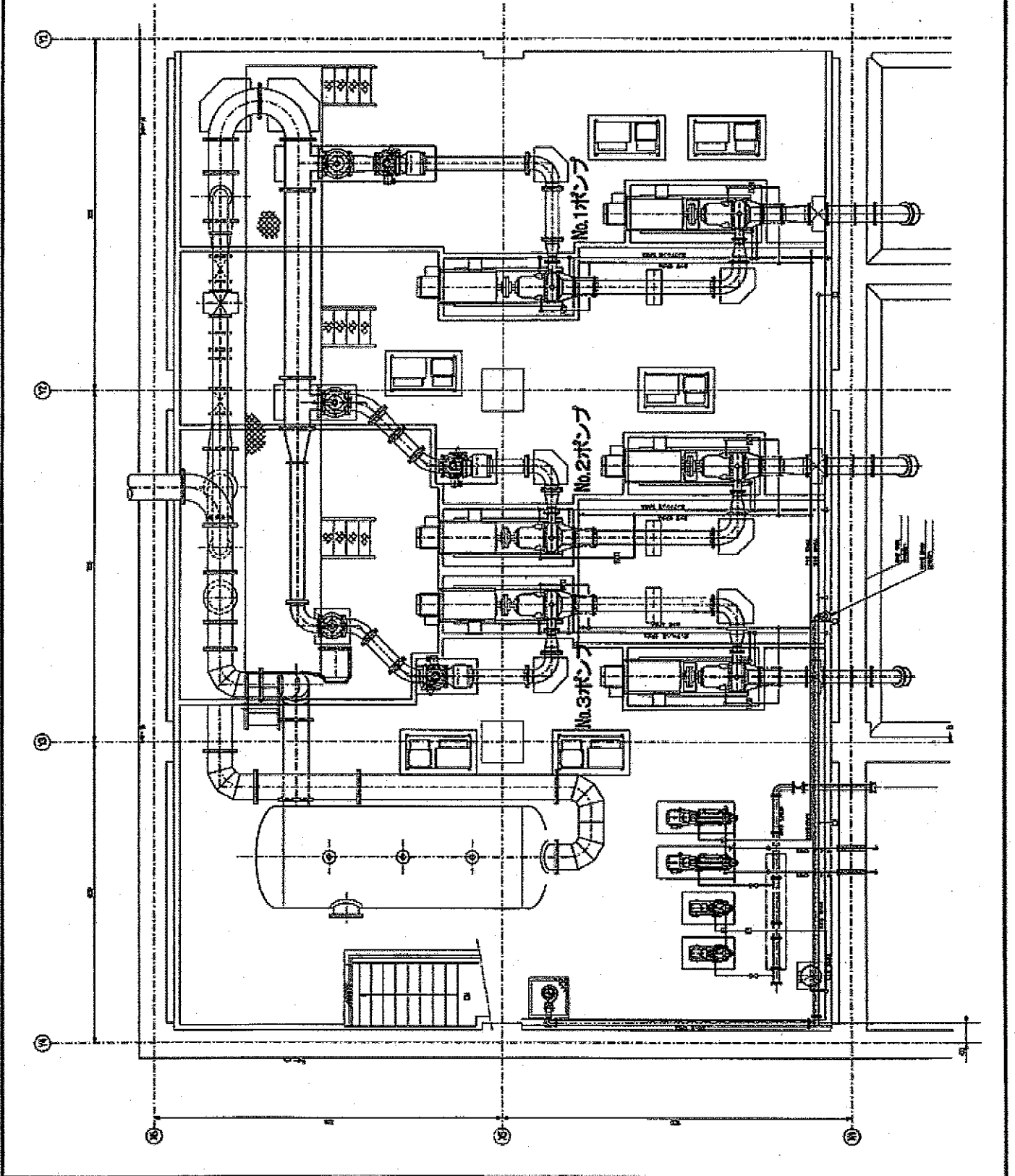
人來田ポンプ場

3 3 0 0 0



20 000

人來田ポンプ場
B2階平面図



低入札価格調査について

低入札価格調査に関しては次のとおりとなりますので、記載事項を十分確認してください。

1 対象者

低入札価格調査基準価格を下回る入札をされた方全員

2 提出書類

- (1) 誓約書（様式第1）
- (2) 入札金額の積算内訳書（任意様式）
- (3) 調査票（様式1）
- (4) 調査票（様式1）の各項目に関連する添付書類（別紙「調査票の記入にあたっての注意事項」を参照のこと。

3 提出期限

平成29年2月3日（金）正午まで・・・期限厳守
・期限までに提出のない場合は失格とします。

4 低入札価格調査に関するヒアリング調査について

- ・最低価格で入札した方を対象に、担当課と契約課によるヒアリング調査を行います。日時及び場所については別途連絡します。
- ・最低価格で入札した方のヒアリング調査の結果、落札候補者と決定する場合は、本件の低入札価格調査は終了となります。落札候補者とならない場合は、次順位の方のヒアリング調査を行います（次順位も低入札価格調査対象者である場合に限る）。以下、同様に行います。
- ・ヒアリング結果については、決定後、ヒアリング対象者のみに連絡します。

5 入札結果の報告

- ・入札結果については、契約後、契約課事務室での掲示となります。
- ・案件により調査期間は異なりますので、結果報告日はお知らせできかねます。

6 関係要綱等

低入札価格調査については、次の要綱及び要領をよく確認してください（別添参照）。

- (1) 業務委託契約に係る低入札価格調査要綱（平成15年10月21日市長決裁）
- (2) 業務委託契約に係る低入札価格調査要綱実施要領（平成15年10月21日財政局長決裁）

誓 約 書

平成 年 月 日

様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

当社は、労働社会保険諸法令、その他関連法令を遵守しており、また契約締結後においても同法令を遵守するとともに、説明を求められた際には誠実に応じる事をあらためて誓約します。

様式 1

調 査 票

調 査 項 目	内 容
<p>①業務を実施するに 当たり計画している 技術者等の人員配置 その他の当該業務の 実施体制</p>	
<p>②労務等の提供につ いて市場価格以下の 価格による提供が可 能な場合の理由</p>	
<p>③現在実施している 業務のその実施状況</p>	
<p>④価格の算定に当た り、技術計算等につ いて外注している場 合にあっては、その外 注内容</p>	

<p>⑤以前受託した業務委託における実施状況</p>	
<p>⑥経営状況等</p>	
<p>⑦労働社会保険諸法令の遵守状況</p>	
<p>⑧その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項</p>	

【調査票の記入にあたっての注意事項】

様式 1

調 査 票

調 査 項 目	内 容
①業務を実施するに 当たり計画している 技術者等の人員配置 その他の当該業務の 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ●本件全体の業務工程表等を提出すること。なお、仕様書に定める業務 についての実施時期や回数、月間の人員配置（1日あたりの配置予定 者数）等がわかるものを提出すること。 ●従事予定者別の業務工程表等を提出すること。なお、各従事予定者の 業務工種、月間の延べ従事時間数等がわかるものを提出すること。
②労務等の提供につ いて市場価格以下の 価格による提供が可 能な場合の理由	<ul style="list-style-type: none"> ●本件の入札にあたり、どのような理由により市場価格以下の提供に至 ったのか、その理由を詳細に記入すること。 ●入札金額の積算にあたって、特に経費を低減したものは何か、また、 それはどのような理由から当該価格等で提供可能になったのか、具体 的に記入すること。
③現在実施している 業務のその実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●本件と類似業務の公共施設の受注実績について、契約期間、金額、相 手先、施設名、施設の規模、1日の平均従事者数がわかるように記入す ること（最大20件程度の実績で可）。 ●仙台市発注、宮城県内発注、宮城県外発注の順番で記入すること。 ●欄が足りない場合は別紙を作成し添付すること。
④価格の算定に当た り、技術計算等につ いて外注している場合 にあつては、その外注 内容	<ul style="list-style-type: none"> ●本件の業務における外注の有無を記入すること。 ●外注する業務全てについて記入すること。 ●外注する業務の内容、予定している相手方、金額を記入すること。

<p>⑤以前受託した業務委託における実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●本件と類似業務の公共施設の受注実績について、契約期間、金額、相手先、施設名、施設の規模、1日の平均従事者数がわかるように記入すること（最大10件程度の実績で可）。 ●仙台市発注、宮城県内発注、宮城県外発注の順番で記入すること。 ●欄が足りない場合は別紙を作成し添付すること。
<p>⑥経営状況等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●現在の経営状況及び今後の見通しについて記入すること。 ●決算書のうち、貸借対照表及び損益計算書の写しを提出すること（過去3年分）。 ●現在の総従業員数を記入すること（業務内容別の内訳数及び雇用形態別の内訳数も記入すること）。
<p>⑦労働社会保険諸法令の遵守状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●本件の従事予定者のそれぞれについて、雇用形態（職名）、労働契約期間、1日あたりの予定労働時間、労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金の加入・非加入の状況を記入すること。 ●欄が足りない場合は別紙を作成し添付すること。
<p>⑧その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項</p>	

業務委託契約に係る低入札価格調査要綱

業務委託契約に係る低入札価格調査要綱（平成14年3月28日市長決裁）の全部を改正する。

（平成15年10月21日市長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、競争入札により請負（工事及び製造に係るものを除く。）の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項（令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を調査のうえ、落札者としないうきの手続等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約権者 仙台市事務決裁規程（平成元年仙台市訓令第7号）に定める委託契約の締結に係る決裁権者又は専決権者をいう。
- (2) 入札執行者 入札事務を執行する職員をいう。
- (3) 調査基準価格 仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第12条第6項（規則第16条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて作成する、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合の基準となる価格をいう。
- (4) 失格基準 予定価格が特例政令適用基準額未満の案件に係る低入札価格調査において、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め、落札者としないう場合の基準をいう。
- (5) 失格基準価格 失格基準に該当する場合の基準となる価格をいう。
- (6) 低価格入札 調査基準価格を下回る入札をいう。
- (7) 低価格入札者 調査基準価格を下回る入札を行った者をいう。
- (8) 最低価格入札者 調査基準価格を下回り、最低の価格で入札を行った者をいう。
- (9) 特例政令適用基準額 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条に規定する総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額をいう。
- (10) 契約事務特別委員会 仙台市契約事務に関する審査委員会規程（平成6年仙台市訓令第18号。以下「訓令」という。）第1条第1号に規定する契約事務特別委員会をいう。
- (11) 契約担当課 財政局契約課、区役所総務課又は区役所総合支所総務課をいう。

（対象とする契約）

第3条 この要綱は、契約担当課において、工事に係る業務委託契約又は建築物の清掃業務若しくは警備業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。）の委託契約であ

ってその予定価格が300万円以上のものその他市長が特に必要と認める業務委託契約（以下「対象契約」という。）を競争入札により締結しようとする場合について適用する。

- 2 前項の場合においては、当該契約に係る規則第5条に規定する一般競争入札の公告（以下「入札公告」という。）を実施する場合にあつては当該公告に、令第167条の12第2項に規定する指名競争入札の指名に係る通知（以下「指名通知」という。）を実施する場合にあつては当該通知に、この要綱の規定を適用する旨を明示するものとする。

（調査基準価格及び失格基準価格）

第4条 調査基準価格は、当該契約に係る予定価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を控除して得た額（以下この条において「税抜き予定価格」という。）に100分の65を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

- 2 工事に係る業務委託契約の入札における失格基準価格は、当該契約に係る税抜き予定価格に100分の60を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

（工事に係る業務委託契約の入札における失格基準価格の適用）

第4条の2 工事に係る業務委託契約（予定価格が特例政令適用基準額以上の案件を除く。）の入札において、失格基準価格を下回る金額の入札があつた場合は、当該入札を行った者を失格とし、落札者としないうものとする。この場合において、入札執行者は、当該入札を行った者に対し、その旨を告げるものとする。

- 2 前項の規定による告知は、当該入札が規則第9条第2項の規定による書留郵便により行われた場合にあつては、入札経過表の掲示をもって代えることができる。
- 3 次条から第9条までの規定中、「低価格入札者」及び「最低価格入札者」には第1項の規定により落札者としないう者（以下この条において「失格低入札者」という。）を含まず、「低価格入札」には失格低入札者による入札を含まず、「最低入札価格」には失格低入札者の入札価格を含まないものとする。
- 4 第9条の規定は、失格低入札者には適用しない。

（低価格入札があつた場合の措置）

第5条 入札執行者は、低価格入札が行われたときは、落札の決定を保留するものとし、調査の上後日落札者を決定する旨を告げて、入札を終了する。

（調査等の実施）

第6条 低価格入札者は、低価格入札が行われた日から原則として7日以内に、誓約書（様式第1）及び次項各号に掲げる事項に関する資料で契約権者が指定するものを契約権者に提出しなければならない。

- 2 契約権者は、低価格入札が行われたときは、当該低価格入札者により、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか、及びその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるかどうかにつき、設計担当課長とともに、次に掲げる事項について、低価格入札者からの事情聴取、関係機関等への照会等により調査を行うものとする。ただし、低入札価格者の全部について当該調査を行うことを困難とする事情があるときは、低価格入札者の一部について当該調査を行うことができる。

(1) 業務を実施するに当たり当該低価格入札者が計画している技術者等の人員配置その他の当該業務の実

施体制

- (2) 当該低価格入札者が、労務等の提供について市場価格以下の価格による提供が可能である旨の主張をしている場合にあっては、その理由
- (3) 当該低価格入札者が現在実施している業務のその実施状況
- (4) 当該低価格入札者が価格の算定に当たり、技術計算等について外注している場合にあっては、その外注内容
- (5) 当該低価格入札者が以前受託した業務委託における実施状況
- (6) 当該低価格入札者の経営状況等
- (7) 労働社会保険諸法令の遵守状況
- (8) その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項

3 契約権者は、最低価格入札者について低価格調査表を作成するものとする。

(契約権者による措置)

第7条 契約権者は、前条の規定による調査の結果、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められるときであって、かつ、当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがないと認められるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定するものとし、それ以外のときは、契約事務特別委員会に訓令第2条第1項第14号、第4条第6号又は第5条第2号に規定する低入札価格調査をさせなければならない。

(契約事務特別委員会の審査結果を踏まえた落札者の決定)

第8条 契約事務特別委員会は、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうか、及び当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるかどうかについて調査及び判定を行い、その結果を低入札価格調査結果表により契約権者に提出するものとする。

2 契約権者は、前項の規定により提出された契約事務特別委員会の調査及び判定の結果を踏まえ、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められないときであって、かつ、当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められないときは、当該最低価格入札者を落札者と決定し、それ以外のときは、落札者とししないものとする。

(次順位価格の入札者等の準用)

第9条 契約権者は、前条第2項の規定により最低価格入札者を落札者とししない場合においては、予定価格の制限の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を落札者と決定し、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であるときは、当該入札者につき第6条第3項、第7条及び前条の規定を準用する。

2 次順位価格の入札者を落札者と決定しない場合においては、次順位価格から順に低い価格の入札者について前項の規定を準用する。

(入札者への通知)

第10条 契約権者は、第7条、第8条第2項又は前条の規定により落札者を決定した場合は、直ちに当該落札者と決定された入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してもその旨を通知するものとする。

2 契約権者は、第8条第2項の規定（前条により準用する場合を含む。）により、前項の落札者よりも低い価格で入札の申込みを行った者を落札者とし、当該入札の申込みを行った者に対してはその理由もあわせて通知するものとする。

3 第1項の規定による他の入札者全員に対する通知は、前項の場合を除き、入札経過表の掲示をもって通知に代えることができる。

（契約の特約等）

第11条 契約権者は、契約の適正な履行を確保するため、第7条の規定により落札者を決定した場合（第9条において準用する場合を含む。）は契約書に別記1に掲げる条項を、第8条第2項の規定により落札者を決定した場合（第9条において準用する場合を含む。）は契約書に別記1及び別記2に掲げる条項を、それぞれ加えて当該落札者と契約を締結するものとする。

2 契約権者は、第7条又は第8条第2項の規定により落札者を決定した場合（第9条において準用する場合を含む。）、第6条第1項に規定する誓約書のほか、当該落札者から当該業務の適正履行に関し誓約書を徴収することができる。

（労働社会保険諸法令の遵守状況に関する調査）

第11条の2 設計担当課長は、契約権者が第7条又は第8条第2項の規定により落札者を決定しその者を契約の相手方とした場合（第9条において準用する場合を含む。）、当該契約の相手方に対し、当該業務の履行期間中における労働社会保険諸法令の遵守状況を確認するために必要な書類について提出若しくは提示を求め、又は当該書類の内容について事情聴取を行うことができる。

（実施細目）

第12条 この要綱に関し必要な事項は財政局長が別に定める。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成15年10月28日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に発注手続に着手する業務委託契約について適用し、同日前に発注手続に着手した業務委託契約については、なお従前の例による。

（平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う特例措置）

3 工事に係る業務委託契約で平成26年9月30日までに入札公告又は指名通知を行った、予定価格が特例政令適用基準額未満のものについては、当該契約に係る予定価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を控除して得た額に100分の50を乗じて得た額を下回る入札を行った者を失格とし、落札者とし、落札者とする。この場合においては、当該入札をした者に対し、その旨を告げるものとする。

- 4 工事に係る業務委託契約で、平成24年9月25日までに入札公告又は指名通知を行ったものについては、第6条第1項中「誓約書（様式第1号）及び次項各号に掲げる事項に関する資料で契約権者が指定するもの」とあるのは「誓約書（様式第1号）」とし、同条第2項及び第3項の規定は、適用しないものとする。
- 5 工事に係る業務委託契約で、平成24年9月25日までに入札公告又は指名通知を行ったものについては、第7条及び第8条の規定にかかわらず、契約権者は、当該最低価格入札者の被災状況、営業状況等に照らし、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められるときであつて、かつ、当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがないと認められるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定するものとし、それ以外の場合は落札者とししないものとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第11条の2の規定は、適用しないものとする。

第9条第1項	前条第2項	附則第5項
	第6条第3項、第7条及び前条	附則第5項
第10条第1項	第7条、第8条第2項	附則第5項
第10条第2項	第8条第2項	附則第5項
第11条第1項	第7条の規定により落札者を決定した場合（第9条において準用する場合を含む。）は契約書に別記1に掲げる条項を、第8条第2項の規定により落札者を決定した場合（第9条において準用する場合を含む。）は契約書に別記1及び別記2	附則第5項の規定により落札者を決定した場合（第9条において準用する場合を含む。）は契約書に別記1
第11条第2項	第7条又は第8条第2項	附則第5項

附 則（平成16年3月4日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成16年3月15日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱の規定は、この改正の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月16日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成17年1月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要綱の規定は、この要綱の実施の日以降に発注手続に着手する業務委託契約について適用し、同

日前に発注手続きに着手した業務委託契約については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月22日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成18年3月22日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱の規定は、この改正の実施の日以後に入札を行う業務委託契約について適用し、同日前に入札を行った業務委託契約については、なお従前の例による。

附 則（平成19年6月30日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成19年7月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱の規定は、平成19年7月18日以後に発注手続きに着手する契約について適用し、同日前に発注手続きに着手したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成23年4月1日改正）

（実施期日）

この改正は、平成23年4月1日から実施する。

附 則（平成24年9月18日改正）

（実施期日）

この改正は、平成24年9月18日から実施する。

附 則（平成26年9月26日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、平成26年10月1日から実施する。

- 2 改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱の規定は、平成26年10月1日以後に行われた入札公告又は指名通知（以下この項において「入札公告等」という。）に係る契約について適用し、同日前に行われた入札公告等に係る契約については、なお従前の例による。

誓 約 書

平成 年 月 日

様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

当社は、労働社会保険諸法令、その他関連法令を遵守しており、また契約締結後においても同法令を遵守するとともに、説明を求められた際には誠実に応じる事をあらためて誓約します。

別記1 特に定めた契約条件

(業務体制を確認できる書類の提出及びその内容についての事情聴取)

第1条 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、発注者からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

第2条 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、発注者からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

第3条 受注者は、業務を行うに当たり労働社会保険諸法令の遵守状況について確認できる書類について、発注者からその提出又は提示を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

別記2 特に定めた契約条件

【土木設計業務等業務委託契約書（第5－2号様式），建築設計業務委託契約書（第5－3号様式）】

（契約の保証）

第1条 本則第4条第2項中「10分の1以上」とあるのは「10分の3以上」と読み替えて適用するものとする。

2 本則第4条第4項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えて適用するものとする。

（違約金の徴収）

第2条 本則第41条第2項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えて適用するものとする。

【建設工事監理業務委託契約書（第5－4号様式）】

（契約の保証）

第1条 本則第4条第2項中「10分の1以上」とあるのは「10分の3以上」と読み替えて適用するものとする。

2 本則第4条第4項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えて適用するものとする。

（違約金の徴収）

第2条 本則第35条第2項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替えて適用するものとする。

【業務委託契約書（第5－1－2号様式）】

（契約の保証）

第1条 本則第3条第2項中「10分の1（仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第20条第9号に該当する場合にあっては，財政局長が別に定める基準による額）以上」とあるのは「10分の3（仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第20条第9号に該当する場合にあっては，財政局長が別に定める基準による額の3倍）以上」と読み替えて適用するものとする。

2 本則第3条第4項中「10分の1（規則第20条第9号に該当する場合にあっては，財政局長が別に定める基準による額）」とあるのは「10分の3（規則第20条第9号に該当する場合にあっては，財政局長が別に定める基準による額の3倍）」と読み替えて適用するものとする。

（違約金の徴収）

第2条 本則第25条第2項中「10分の1（規則第20条第9号に該当する場合にあっては，財政局長が別に定める基準による額）」とあるのは「10分の3（規則第20条第9号に該当する場合にあっては，財政局長が別に定める基準による額の3倍）」と読み替えて適用するものとする。

業務委託契約に係る 低入札価格調査要綱実施要領

(平成 15 年 10 月 21 日 財政局長 決裁)

業務委託契約に係る低入札価格調査要綱（平成 15 年 10 月 21 日 市長決裁。以下「要綱」という。）第 12 条の規定に基づき、要綱の実施要領を次のとおり定める。

第 1 (様式)

- 1 要綱第 6 条第 1 項に規定する入札執行者が指定する様式は、様式 1 とする。
- 2 要綱第 6 条第 3 項に規定する低価格調査表は様式 2 とする。
- 3 要綱第 8 条第 1 項に規定する低入札価格調査結果表は様式 3 とする。

附則

(実施期日)

- 1 この要領は平成 15 年 10 月 28 日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要領の規定は、この要領の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したのものについては、なお従前の例による。

附則

(実施期日)

- 1 この改正は平成 16 年 3 月 15 日から実施する。
(経過措置)
- 2 改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱実施要領の様式は、この改正の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したのものについては、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正は平成 19 年 7 月 1 日から実施する。
(経過措置)
- 2 改正後の業務委託契約に係る低入札価格調査要綱実施要領の様式は、平成 19 年 7 月 18 日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したのものについては、なお従前の例による。

様式 1

調査票

調査項目	内容
<p>①業務を実施するに 当たり計画している 技術者等の人員配置 その他の当該業務の 実施体制</p>	
<p>②労務等の提供につ いて市場価格以下の 価格による提供が可 能な場合の理由</p>	
<p>③現在実施している 業務のその実施状況</p>	
<p>④価格の算定に当た り、技術計算等につ いて外注している場 合にあっては、その 外注内容</p>	

<p>⑤以前受託した業務委託における実施状況</p>	
<p>⑥経営状況等</p>	
<p>⑦労働社会保険諸法令の遵守状況</p>	
<p>⑧その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項</p>	

様式 2

低 価 格 調 査 票

(1/2)

1 調査概要

業 務 名		調査年月日	年 月 日
入札業者名		入札年月日	年 月 日
調査実施者	契約権者	設計担当課長	
調査出席者			
予定価格	円	調査基準価格	円
		入札価格	円

2 調査結果

調 査 項 目	調 査 結 果
①業務を実施するに 当たり当該低価格入 札者が計画している 技術者等の人員配置 その他の当該業務の 実施体制	
②当該低価格入札者 が、労務等の提供に ついて市場価格以下 の価格による提供が 可能である旨の主張 をしている場合に あっては、その理由	
③当該低価格入札者 が現在実施している 業務のその実施状況	
④当該低価格入札者 が価格の算定に 当たり、技術計算等 について外注してい る場合にあっては、 その外注内容	

<p>⑤当該低価格入札者が以前受託した業務委託における実施状況</p>	
<p>⑥当該低価格入札者の経営状況等</p>	
<p>⑦労働社会保険諸法令の遵守状況</p>	
<p>⑧その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項</p>	

3 対応方針

<p>契約権者の対応方針</p>	
------------------	--

様式 3

低入札価格調査結果表

平成 年 月 日開催した契約事務特別委員会において、下記のとおり決定した。

契約事務特別委員会
委員長 ○○ ○○

記

工 事 名				
予 定 価 格 : A	円		調 査 基 準 価 格 : B	円
低価格入札者名	入札価格(円)	落札率(%)	調 査 結 果 の 表 示	
	C	C/A	契約の内容に適合した履行等の当否	理 由
摘 要				

※1 「契約の内容に適合した履行等の当否」の欄には、「当」又は「否」を記入すること。

※2 「理由」の欄は(2)で「否」と記入した場合のみ具体的に記入すること。